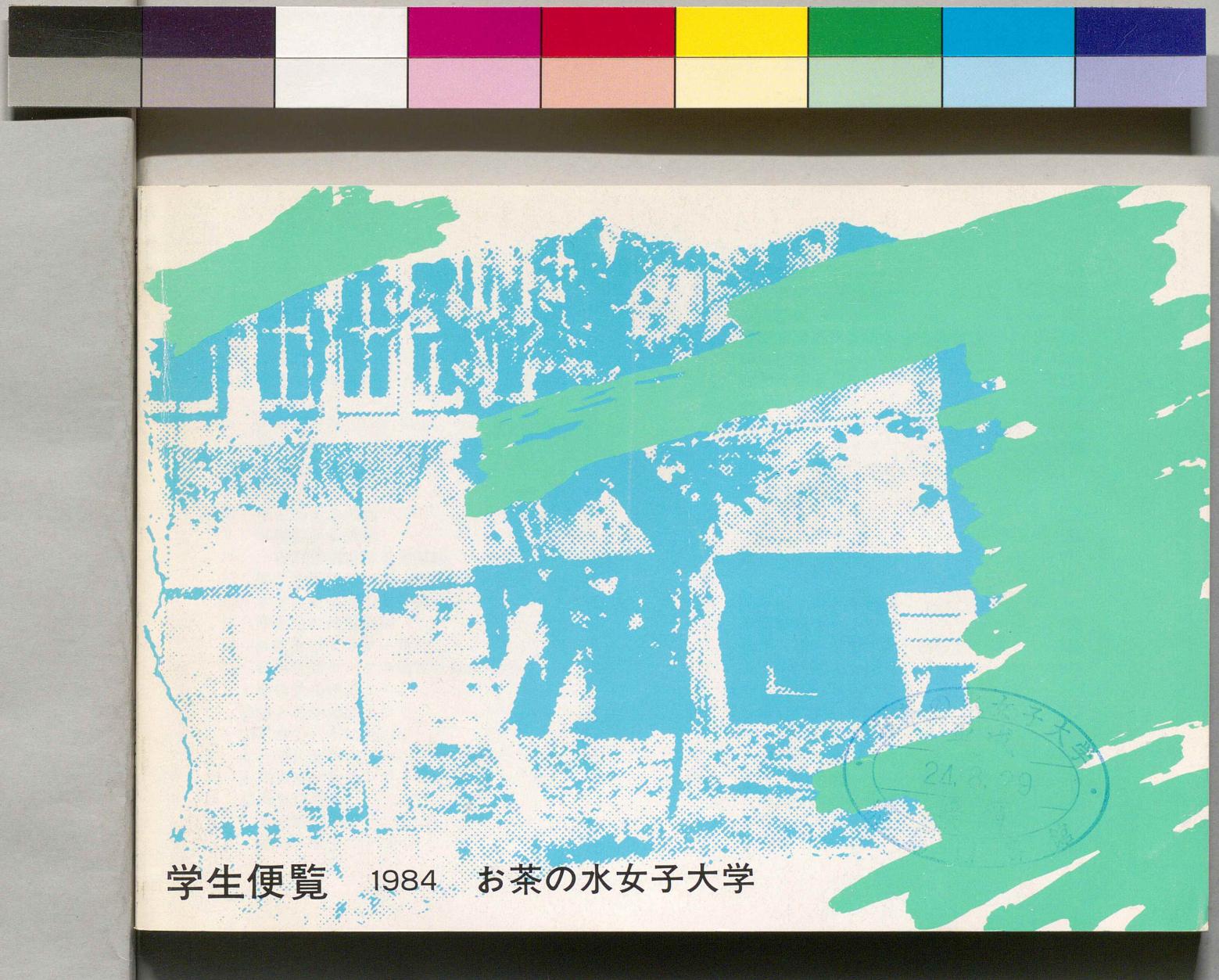


3 4 5 6 7 8 9 140 1 2 3 4 5 6 7 8 9 150 1 2 3 4 5 6 7 8 9 160 1 2 3 4 5 6 7 8

2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20





目 次

I 学則並びに学内諸規程	
1 学 則.....	1
2 学部規程.....	10
3 学部履修規程 授業科目.....	14 18
4 大学院規則.....	41
5 学位規則.....	59
6 臨海実験所規程（抄）.....	66
7 学生準則.....	66
8 学生委員会規程.....	67
9 学寮委員会規程.....	68
10 小石川寮運営委員会規程.....	70
11 学生会館規則.....	71
12 学生会館運営委員会規程.....	72
13 学生会館使用細則.....	73
14 保健管理センター規程.....	74
15 保健管理センター運営委員会規程.....	76
II 大学事務機構図.....	78
III 履修上の手続について.....	79
IV 図書館の利用について.....	87
V 女性文化資料館について.....	90
VI 生活環境研究センターについて.....	92
VII 学生活関係	
1 厚生補導機構.....	93
2 学 生 部.....	94
3 捄導委員.....	94
4 顧問教官.....	95
5 課外活動.....	95
6 学生教育研究災害傷害保険制度.....	100
7 学生会館.....	104
8 保健管理センター.....	105
9 奨 学 金.....	108
10 学資貸付金.....	114
11 就職・アルバイト.....	115
12 財団法人学徒援護会について.....	116
13 授業料免除等.....	117
14 宿 舎.....	120
15 下宿・貸間等.....	126
16 食 堂.....	127
17 学 生 証.....	131
18 通学証明書・学割証.....	132
19 在学証明書.....	133
20 休学・退学・他大学への転学.....	133
21 身上の異動について.....	134
VIII 教育職員免許状について.....	135
IX 学芸員(博物館)の資格の取得について.....	143
X 志賀高原体育運動場.....	144
XI 館山野外教育施設.....	145
附 1 校歌・学生歌.....	149
2 大学主要建物・施設.....	154
3 教室・研究室等案内図.....	155
4 諸手統一覧.....	183



I 学則並びに学内諸規程

1. 學 則

第1章 總則

第1節 目 的

第1条 本学は、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を養い、もって社会の諸分野における有為にして教養高き女子を養成し、併せて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2節 構成及び学生定員

第 2 条 本学に次の学部を置く。

文教育学部 理 学 部 家政学部

2 学部の構成及び学生定員は、次表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	総 定 員
文教育学部	哲 学 学 科	20人	80人
	史 学 学 科	20人	80人
	地 理 学 学 科	20人	80人
	国 文 学 学 科	30人	120人
	外 国 文 学 学 科	50人	195人
	教 育 学 学 科	35人	140人
	舞 踊 教 育 学 学 科	27人	108人
	計	202人	803人

理 学 部	数 学 科 物 理 学 科 化 学 科 生 物 学 科 計	20人 20人 20人 25人 85人	80人 80人 80人 100人 340人
家 政 学 部	児 童 学 科 食 物 学 科 被 服 学 科 家庭經營学科 家庭科教員養成課程 計	30人 30人 30人 25人 10人 125人	120人 120人 120人 100人 40人 500人
合 計		412人	1,643人

- 第 2 条の 2 本学に大学院を置く。
 2 大学院に関する規程は、別にこれを定める。
- 第 3 条 本学に附属図書館を置く。
 2 附属図書館に関する規程は、別にこれを定める。
- 第 3 条の 2 本学に女性文化資料館を置く。
 2 女性文化資料館に関する規程は、別にこれを定める。
- 第 3 条の 3 本学に生活環境研究センターを置く。
 2 生活環境研究センターに関する規程は、別にこれを定める。
- 第 4 条 本学に附属学校部を置く。
 2 附属学校部に関する規程は、別にこれを定める。

第・4 条の 2 本学に次の附属学校を置く。

附属高等学校 附属中学校
附属小学校 附属幼稚園

- 2 附属学校に関する規程は、別にこれを定める。
 第 4 条の 3 理学部に臨海実験所を置く。

2 臨海実験所に関する規程は、別にこれを定める。

第 3 節 職員組織及び職務

第 5 条 本学の職員組織は、国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）の定めるところによる。

第 6 条 職員の職務に関しては、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他法令の定めるところによる。

- 2 各学部長は、その学部に関する事項を掌理する。
 3 附属図書館長は、附属図書館に関する事項を掌理する。
 4 附属学校の長は、その附属学校に関する事項を掌理する。

第 4 節 会 議

- 第 7 条 本学に評議会を置く。
 2 評議会に関する規程は、別にこれを定める。
- 第 8 条 各学部に教授会を置く。
 2 教授会に関する規程は、別にこれを定める。
- 第 9 条 本学に委員会を置くことができる。
 2 各委員会に関する規程は、別にこれを定める。



第 2 章 学 部 通 则

第 1 節 修業年限、課程及び履修方法

- 第 10 条 各学部修業年限は、4年とする。
 2 在学期間は、8年を超えることができない。
- 第 11 条 本学の授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に区分し、科目及びその単位数は、学部履修規程の定めるところによる。

第 12 条 学生は、在学中に次の単位を修得しなければならない。

一般教育科目36単位以上、外国語科目8単位以上、保健体育科目4単位以上及び専門教育科目76単位以上、合計124単位以上

第 13 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部において教員免許状授与資格を得させるための課程として認定を受けた学科並びに免許状の種類及び教科は、別表に掲げるとおりとする。

第 13 条の 2 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に定め

る科目的単位を修得しなければならない。

- 第 14 条 履修方法、単位の修得、試験等に関する細則は、各学部履修規程の定めるところによる。

第 2 節 卒業及び学士称号

第 15 条 学部に4年以上在学し、定められた科目及び単位数を履修した者は、卒業者としてこれに卒業証書を授与する。

2 転学者、編入学者及び大学若しくは短期大学を卒業又は中途退学し新たに本学の第1年次に入学する者の学業については、別にこれを定める。

第 16 条 卒業者は、次の区別に従って学士と称することができる。

文教育学部 哲学科・史学科・地理学科・国文学科・外国文学科
教育学科・舞踊教育学科 教育学士

理 学 部 理 学 士
家 政 学 部 家 政 学 士

第 3 節 学 年、学 期 及 び 休 業 日

- 第 17 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第 18 条 学年を分けて次の2学期とする。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

第 19 条 学年中の定期休業日を次の通りとする。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 二 日曜日
 三 創立記念日 11月29日
 四 春期休業 4月1日から4月7日まで
 五 夏期休業 7月18日から9月8日まで
 六 冬期休業 12月25日から翌年1月10日まで
 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4節 入学、退学、休学、転学、留学及び編入学

- 第20条 入学の時期は、毎学年の始めより30日以内とする。
 第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。
 一 高等学校を卒業した者
 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を受けた者
 三 外国において学校教育における12年の課程を修

了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定したもの
 四 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 五 文部大臣の指定した者
 六 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
 七 その他本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 第21条の2 本学への入学を志願する者は、入学願書に調査書その他所定の書類及び検定料を添えて願い出なければならない。
 第22条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、合格者を決定する。
 第23条 前条の規定による合格者は、所定の期日までに、宣誓書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者(第38条の規定により入学料の免除を申請した者を含む。)に入学

を許可する。

第24条 次の各号の一に該当する者は、第22条の規定にかかわらず入学を許可することができる。

- 一 一学部を卒えた者で更に他の学部又は同一学部の他の学科に入学を志願する者
- 二 退学した者で更に同一の学部に入学を志願する者
- 三 他の大学の学部を卒えた者

第25条 退学を希望する者は、その理由を具して学長に願い出て許可を受けなければならない。

第26条 一度退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上これを許可することができる。

第27条 次の各号の一に該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第10条第2項に定める在学年限を超えた者
- 三 次条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

2 入学料の免除を申請した者で、免除を許可されなかった場合又は半額免除を許可された場合であって、納付すべき入学料の全額又は半額を所定の期日までに納付しないときは、学長は、これを除籍する。

第28条 病気その他の事由により引き続き2か月以上修学することができないときは、事由を具して学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

- 2 休学の期間は、その学年末までとする。ただし、特別の事情があるときは引き続き休学を願い出ることができる。
- 3 休学は、通算して4年を超えてはならない。
- 4 休学期間は、在学期間に数えない。

5 休学期間にその事由がやんだときは、学長の許可を得て出席することができる。

第29条 他の大学から本学に転学を志望する者があるときは、収容力のある限り審査の上入学させることができる。

2 前項の場合、入学願書には、現に在学する大学の学長の承認書を添えなければならない。

第30条 本学から他の大学に転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない。

第31条 学生は、当該教授会が教育上有益であると認めた場合には、学長の許可を得て外国の大学に留学することができる。

2 留学に関する細則は、別に定める。

第32条 編入学を志願する者があるときは、第29条を準用する。

第5節 検定料、入学料、授業料 及び寄宿料

第33条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）の定めるところによる。

第34条 授業料は、年額の2分の1ずつを、次の2期にわけて納めなければならない。

前 期 4月中
後 期 10月中

第35条 寄宿料は、毎月その月の20日までに納めなければならない。

第36条 退学の許可を得た者の授業料は、その者が在学していた期までの分を納めなければならない。

第37条 一度納めた検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、どのような場合でもこれを返さない。

第38条 本学に入学する者であって、特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者で、学長に願い出たときは、入学料の全額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除に関する規程は、別に定める。

第39条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情

があると認められる者で、当該学部を経て学長に願い出たときは、授業料及び寄宿料の全部若しくは一部を免除し、又は授業料の徴収を猶予（月割分納による徴収の猶予を含む。以下同じ。）することがある。

2 授業料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予に関する規程は、別に定める。

第40条 休学の許可を得た者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの分を免除する。

第41条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第6節 聴講生、委託生、研究生、私学研修員、専修学校研修員、公立大学研修員、受託研究員及び外国人学生

第42条 本学の定める課程の一部を選んで聴講しようとする者があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

第43条 教育委員会、学校その他の公共機関から授業及び研究指導の委託出願があるときは、学生の学習を妨げない場合に限り、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第44条 特定事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第44条の2 私立学校、専修学校又は公立大学の教職員について、所定の手続きを経て研修員の申し出があるときは、選考の上、私学研修員、専修学校研修員又は公立大学研修員として受入れを許可することがある。

第44条の3 民間会社等から現職技術者が特定事項に関する研究に従事することについて委託受入れの申込があるときは、選考の上、受託研究員として受入れを許可することがある。

第45条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することがある。

第46条 聴講生、委託生、研究生、私学研修員、専修学校研修員、公立大学研修員、受託研究員及び外国人学生に関する規程は、別にこれを定める。

第7節 公開講座及び通信教育

第47条 公開講座及び通信教育は、社会人の教養を高めるため適時これを行う。

2 公開講座及び通信教育に関する規程は、別にこれを定める。

第8節 嘉 嘉 罰

第48条 学生が学業その他の活動において優れた成績を挙げたときは、教授会の議を経て学長は、これを表彰することがある。

第49条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会及び評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがない者

二 正当な理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第50条 学生団体の活動が学生準則に違反し、その他本学の使命に反するものと認められたときは、学生委員会の議を経て学長が団体の活動の制限停止又は解散を命ずることができる。

2 前項の学生準則は、別にこれを定める。

第51条 前2条の処分に対して関係者より相当の理由を附して異議の申し出があったときは、評議会の議を経て学長は、適当な措置をすることができる。

第9節 厚生保健並びに課外活動施設

第52条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学及び生活の指導に資する。

2 寄宿舎に関する規程は、別にこれを定める。

第53条 本学に保健管理センターを置く。

2 保健管理センターに関する規程は、別にこれを定める。

第54条 本学に学生会館を附設する。

2 学生会館に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

1 この改正は、昭和25年12月20日よりこれを施行する。

附 則

1 この改正は、昭和26年5月21日よりこれを施行する。

2 昭和26年度以前の入学者に対する第11条ないし第13条の適用は、新旧規程を勘案して適宜これを定める。

3 第34条に定める授業料は、昭和26年以前の入学者に対しては、なお従前の額による。

附 則（略）

附 則

1 この改正は、昭和38年4月1日から施行する。

2 第34条に定める授業料は、昭和37年度以前の入学者に対しては、なお従前の額による。

3 昭和38年4月1日以降、転学、編入学又は再入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

附 則（略）

附 則

1 この改正は、昭和41年4月6日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

2 第32条の改正規定は、昭和42年度以降入学する者の選抜から適用する。

附 則（略）

附 則

1 この学則は、昭和47年6月14日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

2 第34条の規定にかかわらず、昭和47年度入学者についての同年度にかかる授業料の年額は24,000円（前期6,000円、後期18,000円）とする。

3 昭和46年度以前の入学者についての授業料は、なお従前の額による。

4 昭和47年4月以降、転学、編入学又は再入学した者にかかる授業料の額は、当該者の属する年次の在学者にかかる額と同額とする。

5 第32条、第33条の改正規定は、昭和48年度以降入学

する者の選抜及び入学者から適用する。

附 則（略）

附 則

この学則は、昭和48年5月2日から施行し、昭和48年3月31日から適用する。ただし、文教育学専攻科課程は、昭和48年3月31日に当該課程に在学するものが当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（略）

附 則

1 この規則は、昭和52年9月28日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。ただし、改正後の第13条の2の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

2 文教育学部文学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、昭和52年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、改正後の第16条中「国文学科・外国文学科」とあるのは「文学科」と読み替えるものとする。

3 改正後の第2条第2項の表文教育学部の項中、国文学科、外国文学科及び計の総定員並びに同表中合計の総定員には、昭和54年度までの間、文教育学部文学科の定員を含むものとする。

附 則（略）

附 則 抄

1 この規則は、昭和55年2月27日から施行する。

2 この規則による改正後の第15条第2項の規定は、昭和54年度入学者から適用する。

附 則（略）

附 則

1 この規則は、昭和57年4月28日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

2 この規則改正前の文教育学部教育学科は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、昭和57年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、改正後の第16条中「教育学科・舞踊教育学科」とあるのは「教育学科」と読み替えるものとする。

3 改正後の第2条第2項の表文教育学部の項中、国文学科、舞踊教育学科及び計の総定員並びに同表中合計の総定員には、昭和59年度までの間改正前の文教育学部教育学科の定員を含むものとする。

附 則（略）

附 則

この規則は、昭和58年4月27日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和58年10月26日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

別 表 (第13条関係)

学 部	学 科	教員免許状の種類	教 科
文 教 育 部	哲 学 科		社会
	史 学 科		社会・理科
	地 球 学 科		国 語
	国 文 学 科	中学校教諭1級普通免許状	中国語
	外 国 文 学 科	中国文学・中国語学 高等学校教諭2級普通免許状	中国語
	英 文 学 科	英文学・英語学	英 語
	仏 文 学 科	仏文学・仏語学	フランス語
	教 育 学 科	小学校教諭1級普通免許状 幼稚園教諭1級普通免許状	社会
	舞 蹴 教 育 学 科	舞 蹴 教 育 学	保健体育・保健
	音 乐 教 育 学 科	音 乐 教 育 学	音 乐
理 学 部	数 学 科	中学校教諭1級普通免許状	数 学
	物 理 学 科	中学校教諭2級普通免許状	理 科
	化 学 学 科	高等学校教諭1級普通免許状	
	生 物 学 学 科	高等学校教諭2級普通免許状	
家政学部	兒 童 学 科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	家庭
	食 物 学 科	小学校教諭1級普通免許状	
	被 服 学 科	幼稚園教諭1級普通免許状	
	家庭經營学科	中学校教諭1級普通免許状 高等学校教諭2級普通免許状	理科・家庭
			家 庭

2. 学 部 規 程

文教育学部規程

第1節 学科、講座及び学生定員

第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

哲 学 科

- 第1講座 哲 学
- 第2講座 倫 理 学
- 第3講座 美 学
- 第4講座 社会哲学

史 学 科

- 第1講座 日本古代中世史学
- 第2講座 日本近世近代史学
- 第3講座 東洋史学
- 第4講座 西洋史学

地理学 科

- 第1講座 人文地理学
- 第2講座 自然地理学
- 第3講座 地 誌 学

国 文 学 科

- 第1講座 古代国文学
- 第2講座 中・近世国文学
- 第3講座 近代国文学
- 第4講座 国 語 学

外 国 文 学 科

- 中国文学・中国語学
- 第1講座 中国文学
- 第2講座 中国語学
- 英文学・英語学
- 第1講座 英文学
- 第2講座 米文学
- 第3講座 英語学
- 仏文学・仏語学
- 第1講座 仏文学・仏語
- 独文学・独語
- 言語学

教 育 学 科

- 第1講座 教育学・教育史
- 第2講座 教育社会学・教育行政
- 第3講座 教育課程・教育方法
- 第4講座 社会教育学
- 第5講座 教育心理学

- 第6講座 発達心理学
- 第7講座 視聴覚教育
- 舞踊教育学科
- 舞踊教育学
- 第1講座 舞踊教育学
- 第2講座 遊 戲 学
- 第3講座 動 作 学
- 音楽教育学
- 第1講座 音 楽 学
- 第2講座 演 奏 学

第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
哲 学 科	20人	80人
史 学 科	20人	80人
地理学 科	20人	80人
国 文 学 科	30人	120人
外 国 文 学 科	50人	195人
(中国文学・中国語学)	11人	
(英文学・英語学)	33人	
仏文学・仏語学	6人	
教育学 科	35人	140人
舞踊教育学科	27人	108人
(舞踊教育学)	15人	
(音楽教育学)	12人	

計 202人 803人

第2節 授業科目及び履修単位

- 第3条 本学部における授業科目は、別に示す。
第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

理学部規程

第1節 学科、講座及び学生定員

- 第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

数学科

第1講座 古典解析学

第2講座 近代解析学

第3講座 代数学

第4講座 幾何学

第5講座 応用数学

物理学科

第1講座 力学

第2講座 電磁気学

第3講座 量子力学

第4講座 核物理学

	第5講座	物性物理学
化学生科	第1講座	物理化学
	第2講座	無機化学
	第3講座	有機化学
	第4講座	生物化学
	第5講座	分析化学
生物学科	第1講座	動物形態学
	第2講座	動物生理学
	第3講座	植物形態学
	第4講座	植物生理学
	第5講座	遺伝学
	第6講座	細胞生物学
		第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。
	学科別	毎年度入学定員 計
数学科	数学科	20人 80人
	物理学科	20人 80人
	化学生科	20人 80人
	生物学科	25人 100人
	計	85人 340人



第2節 授業科目及び履修単位

- 第3条 本学部における授業科目は、別に示す。
第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

家政学部規程

第1節 学科、講座及び学生定員

- 第1条 本学部に次の学科及び講座を置く。

児童学科

第1講座 児童教養
第2講座 児童保健
第3講座 児童福祉
第4講座 幼児保育

食物学科

第1講座 栄養学
第2講座 食品学
第3講座 食品貯藏学
第4講座 調理学

被服学科

第1講座 被服材料学
第2講座 被服整理・染色化学
第3講座 被服構成学

第4講座 被服美学

家庭経営学科

第1講座 家政学原論
第2講座 家庭経済学
第3講座 家族関係学

- 第2条 本学部の学生定員は、次の通りである。

学科別	毎年度入学定員	計
児童学科	30人	120人
食物学科	30人	120人
被服学科	30人	120人
家庭経営学科	25人	100人
家庭科教員養成課程	10人	40人
計	125人	500人

第2節 授業科目及び履修単位

- 第3条 本学部における授業科目は、別に示す。
第4条 本学部の履修に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

この改正は、昭和25年12月20日よりこれを施行する。

附 則(略)

附 則

この改正は、昭和45年6月24日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、昭和44年度以前の入学

者については、なお従前の例による。

附 則（略）

附 則

1 この規程は、昭和52年6月18日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

2 改正後のお茶の水女子大学文教育学部規程第2条中國文学科及び外国文学科の計には、昭和54年度までの間、文教育学部文学科の定員を含むものとする。

附 則（略）

附 則

1 この規程は、昭和57年4月28日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

2 改正後のお茶の水女子大学文教育学部規程第2条中教育学科及び舞踊教育学科の計には、昭和59年度までの間改正前の文教育学部教育学科の定員を含むものとする。

附 則

この規程は、昭和58年4月27日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

3. 学部履修規程

第1章 授業科目及び単位

第1条 授業科目を分けて一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目及び教職教育科目とする。

第2条 一般教育科目は、人文・社会・自然の3分野及び総合科目に分けられる。

第3条 削除

第4条 外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語であって、必修科目又は選択科目として指定される。

第5条 保健体育科目は必修とする。

第6条 専門教育科目は、各学科又はそれに準ずる専攻別において、更に専攻科目、関連科目及び自由選択科目に分けられる。

第7条 専攻科目は、必修科目又は選択科目として指定される。

第8条 関連科目は、専攻科目の基礎となる科目又はきわめて関連の深い科目であって、必修科目又は選択科目として指定される。

第9条 自由選択科目は、外国語科目及び専門教育科目の中から選択して修得する。

第10条 教育職員免許状の取得を希望するものは、必要な教職教育科目を修得しなければならない。

2 教職教育科目は、教科に関する専門科目及び教職に関する専門科目とし、教職に関する専門科目は自由選択科目に含めることができない。

第10条の2 学芸員（博物館）の資格の取得を希望するものは、博物館に関する科目を修得しなければならない。

第11条 一つの授業科目を履修した学生には、試験の上、単位が与えられる。

2 授業科目の単位計算方法は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

一 講義については、毎週1時間15週をもって1単位とする。

二 演習については、毎週2時間15週をもって1単位とする。

三 実験・実習については、毎週3時間15週をもって1単位とする。

3 卒業論文・特別研究（又はそれに準ずるもの）・校外実習・教育実習等は、別に定める基準による。

第12条 卒業するためには、大学に4年以上在学し、別表1に従って授業科目を修得し、その単位数が124単位以上でなければならない。

第13条 各学部における授業科目の種類及び単位数は、別表2「授業科目」のとおりである。

第14条 一般教育科目は、人文・社会・自然の3分野及び総合科目の授業科目について36単位以上を修得しなければならない。ただし、人文・社会・自然の3分野はそれぞれ最低8単位以上を修得するものとする。

第15条 前条の規定にかかわらず、一般教育科目について修得すべき単位のうち12単位までを、一般教育科目の総合科目、外国語科目及び学部又は学科若しくは専攻が教育上の必要に応じて特定した専門教育科目の単位で充てることができる。ただし、外国語科目及び専門教育科目で充てることのできる単位数は、それぞれ4単位までとする。

第15条の2 第12条の規定にかかわらず、保健体育科目の修得について、文教育学部舞踊教育学科舞踊教育学の学生は、教育上の必要に応じ特定した専門教育科目の単位で充てることができる。

第2章 履修科目の届出

第16条 学生は、履修しようとする科目をそれぞれそ

の開講の始めに学部事務部へ届け出て、担当教官の許可を得なければならない。

2 届出の手続・期間は、別に定める。履修科目を取消そうとするものは、別に定める期間内に届け出なければならない。

第 17 条 学生がある科目について、聽講のみを希望する場合は、担当教官の許可を得なければならない。

第 3 章 成績評価・試験

第 18 条 成績の評価は、その科目を修了したときに行う。ただし、1年を越えて連続する科目にあっては、少なくとも1年毎に成績の評価を行う。

第 19 条 評価は、原則として試験（論文・報告等を含む）、平常の成績及び出席状況を総合して決定する。定期試験は、各学期毎に行うのを原則とする。

第 20 条 成績の評価は、A・B・C・Dの4種類とする。A・B・Cの評価を得たものは、それぞれの科目について定められた単位が与えられる。

2 学生の取得した単位は、その評価とともに記録にとどめる。

第 21 条 病気その他正当な理由で試験を受けることができなかつたものに対しては、別に定める手続きによつて追試験を行う。

2 追試験を受けようとするものは、追試験願を学部事務部へ提出しなければならない。

附 則

この改正は、昭和36年10月25日から施行する。

附 則（略）

附 則

この改正は、昭和45年6月24日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、昭和44年度以前の入学者について、なお、従前の例による。

附 則（略）

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
ただし、第10条の2の改正規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（略）

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前に履修した基礎教育科目的単位等の取扱いについては、新規程施行後も、旧規程第1条、第3条、第9条、第15条及び別表2の規定は、なおその効力を有する。

附 則（略）

附 則

この規程は、昭和58年12月21日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

別 表 1 (第12条関係)

学 部	科 目 別	一般 教 育 科 目	外 国 語 科 目	保 健 休 育 科 目	専門教育科目			合 計				
					專 攻 科 目	選 択 科 目	自 由 選 択 科 目					
					必 修 科 目	選 択 科 目	自 由 選 択 科 目					
文 教 學 部	哲 學 科	36	8	4	48	8	0	0	20	76	124	
	史 學 科	36	8	4	24	32	0	0	20	76	124	
	地 理 學 科	36	8	4	41	19	0	0	16	76	124	
	國 文 學 科	36	8	4	32	24	0	4	16	76	124	
	外 國 文 學 科	中国文学・中国語学	36	8	4	30	18	0	8	20	76	124
	英 文 學 科	英文学・英語学	36	8	4	40	12	0	4	20	76	124
	仏 文 學 科	仏文学・仏語学	36	8	4	34	16	0	6	20	76	124
	教 育 科	教 育 學	36	8	4	46	10	0	0	20	76	124
	心 理 學	36	8	4	48	10	0	0	18	76	124	
	舞 蹈 教 育 學 科	舞踊教育学	36	8	4	38	16	4	0	18	76	124
	音 樂 教 育 學 科	音楽教育学	36	8	4	36	26	0	0	14	76	124
理 學 部	數 學 科	36	8	4	35	25	0	0	16	76	124	
	物 理 學 科	36	8	4	34	16	0	6	20	76	124	
	化 學 科	36	8	4	38	4	4	4	26	76	124	
	生 物 學 科	36	8	4	30	16	0	10	20	76	124	
	兒 童 學 科	36	8	4	34	18	0	6	18	76	124	
政 學 部	食 物 學 科	36	8	4	44	10	0	6	16	76	124	
	被 服 學 科	36	8	4	24	26	0	6	20	76	124	
家庭 經 營 學 科	36	8	4	36	18	0	6	16	76	124		

別表2 (第13条関係)

授業科目

(下記表の中、備考欄のローマ数字は、
適当と思われる履修年次を示したもの)

◎A 一般教育科目・外国語科目・保健体育科目・
及び留学生特別科目

科 目	単位	備 考
a 一般教育科目 36		
人 文		下記科目から 8 単位以上
哲 学	4	
理 学	2	
論 理	2	
心 理	4	
宗 教	4	
文 学 I	4	
文 学 II	4	
国 語	4	
芸 術	4	
音 楽	4	

社 法	会	下記科目から 8 単位以上
法 法	その I	4 (日本国憲法総論 2, 各論 2)
政 治	その II	4 (民法を主とするもの)
經 濟	会 史	4
社 會	人 類	4
歷 史	化 學	4
文 化	地 学	2
地 家	國 関	2
家 國	際 係	2
國 際	婦 人	2
婦 女	活 文	2
生 活	文 化	2
b 外国語科目 8 下記科目から 1 か国語必修		
英 文	自 然	下記科目から 8 単位以上
ド イ ツ	数 学 (文) I	2
フ ラ ン ス	数 学 (文) II	2
ロ シ ア	物 理 (文) I	4
中 国	物 理 (文) II	2
英 文	生物 学 (文) I	2
同 上	生物 学 (文) II	2
英 文	生物 学 (理) I	2
同 上	生物 学 (理) II	2
英 文	數 学 (理) I	2
同 上	數 学 (理) II	2
英 文	物 理 (理) I	2
同 上	物 理 (理) II	2
英 文	化 生 物 学 (理) I	2
同 上	化 生 物 学 (理) II	2
英 文	化 生 物 学 (理) I	2
同 上	化 生 物 学 (理) II	2
c 保健体育科目 4		
日 本 語		8
日 本 事 情		10
d 留学生特別科目		
哲 学		28
西 洋 古 代 中 世 哲 学 史		4
西 洋 近 代 哲 学 史		4
哲 学 特 殊 講 義 I		4
同 上		4
同 上		4
哲 学 講 義 演 習 I		4
同 上		4
同 上		4
同 上		4
同 上		4
● 専攻科目 (選択)		8
倫 理 思 想 史		4
美 術 史		4

地 学	天 文 氣 象	2
統 計	地 質 鉱 物	2
統 計	計 学 I	2
環 境	計 学 II	2
電 子 計 算 機	科 学	2
一 般 物 理	講 義 · 実 習	2
一 般 化 学	實 驗	1
	實 驗	1

総合科目 8

b 外国語科目	8 下記科目から 1 か国語必修
英 文	語 語
ド イ ツ	英 文
フ ラ ン ス	法 文
ロ シ ア	西 文
中 国	中 文
	文科系学生対象
	理科系学生対象

c 保健体育科目 4

d 留学生特別科目	8
日 本 語	8
日 本 事 情	10

◎B 専門科目

専攻科目・関連科目

—文教育学部—

哲 学 科	第 1 講 座	哲 学
	第 2 講 座	理 学
	第 3 講 座	學 學
	第 4 講 座	哲 學

哲 学 専 攻	● 専攻科目 (必修)	20
哲 学	概 論	4
倫 理	概 論	4
美 学	概 論	4
社 會	哲 学 概 論	4
卒 業	論 文 作 成	8

● 専攻科目 (選択必修)	28
西洋古代中世哲学史	4
西洋近代哲学史	4
哲学特殊講義 I	4
同 上	4
同 上	4
哲 学 講 義 演 習 I	4
同 上	4
同 上	4
同 上	4
● 専攻科目 (選択)	8

● 専攻科目 (選択)	8
倫 理 思 想 史	4
美 術 史	4

社会思想史	4
ギリシャ語(初級)	4
ギリシャ語(上級)	4
ラテン語(初級)	4
ラテン語(上級)	4
●自由選択科目	20
倫理学専攻	
●専攻科目(必修)	20
(科目は哲学専攻と同じ)	
●専攻科目(選択必修)	28
東洋倫理思想史	4
西洋倫理思想史	4
日本倫理思想史	4
倫理学特殊講義I	4
同 II	4
同 III	4
倫理学講義演習I	4
同 II	4
同 III	4
倫理学講義演習I	4
同 II	4
同 III	4
同 IV	4
●専攻科目(選択)	8
西洋哲学史	4
美術史	4
社会思想史	4
ギリシャ語(初級)	4
ギリシャ語(上級)	4
ラテン語(初級)	4

ラテン語(上級)	4
●自由選択科目	20
美学専攻	
●専攻科目(必修)	20
(科目は哲学専攻と同じ)	
●専攻科目(選択必修)	28
東西美術史	4
東西美術史	4
美学・美術史特殊講義I	4
同 II	4
同 III	4
美学・美術史特殊講義I	4
同 IV	4
美学・美術史講義演習I	4
同 II	4
同 III	4
美学・美術史講義演習I	4
同 IV	4
●専攻科目(選択)	8
西洋哲学史	4
倫理思想史	4
社会思想史	4
音楽美学	4
●自由選択科目	20
社会哲学専攻	
●専攻科目(必修)	20
(科目は哲学専攻と同じ)	
●専攻科目(選択必修)	28

社会哲学特殊講義I	4
同 II	4
同 III	4
同 IV	4
社会哲学講義演習I	4
同 II	4
同 III	4
同 VI	4
社会思想史	4
社会調査	4
●専攻科目(選択)	8
西洋哲学史	4
経済	4
経済理論	4
政治理論	4
法社会学	4
●自由選択科目	20

史学科

第1講座	日本古代中世史学
第2講座	日本近世近代史学
第3講座	東洋史学
第4講座	西洋史学

●専攻科目(必修)	24
史学概論	4
日本史概説(1)	2
同(2)	2
東洋史概説(1)	2
同(2)	2

西洋史概説(1)	2
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択)	32
日本史講義講読(1)	2
同(2)	2
東洋史講義講読(1)	2
同(2)	2
西洋史講義講読(1)	2
同(2)	2
日本史特殊講義(A)	4
同(B)	4
同(C)	4
同(D)	4
同(E)	4
東洋史特殊講義(A)	4
同(B)	4
同(C)	4
同(D)	4
西洋史特殊講義(A)	4
同(B)	4
同(C)	4
同(D)	4
同(E)	4
日本史演習(A)	2
同(B)	2
同(C)	2
同(D)	2
東洋史演習(A)	2
同(B)	2
同(C)	2
同(D)	2
西洋史演習(A)	2
同(B)	2
同(C)	2
同(D)	2
同(E)	2
古文書学通論	4

歷史考古學
史蹟調查

〔注〕

- (1) 日本史講義講読、東洋史講義講読、西洋史講義講読のうち、4科目4単位以上を必ず選択すること。

(2) 日本史学専攻のものは、日本史学演習(A), (B), (C), (D)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。

(3) 東洋史学専攻のものは、東洋史学演習(A), (B), (C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。

(4) 西洋史学専攻のものは、西洋史学演習(A), (B), (C)のうち、2科目4単位以上を必ず選択すること。

地理学科

人文地理学
自然地理学
地誌

● 專攻科目（必修）

論說學 I 學 I 學 I 學習 IV I
概概 學理 學 演習檢
學學誌 理地 質 國學 演巡
地地地 地氣地 地地地
理理 済落形 候 國理理

国文学科

第1講座	古代国文学
第2講座	中・近世国文学
第3講座	近代国文学
第4講座	国語学

● 専攻科目 (必修)		32
上古中古日本文学史	史	4
中世日本文学史	史	4
近世日本文学史	史	4
近代日本文学概説	論	4
国語	概説	4
国語	概説	4
卒業論文作成	成	8
● 専攻科目 (選択)		24
国文学講義講読	I	4
同	II	4
同	III	4
同	IV	4
同	V	4
国文学講義演習	I	4
同	II	4
同	III	4
同	IV	4
同	V	4
国文学特殊講義	I	4
同	II	4
同	III	4
同	IV	4
同	V	4
同	VI	4
同	VII	4
同	VIII	4
同	説法	4
国語	表現	4
国語	概現	4
国語	現習	4
国語	演習	4
国語	學講義	4

同	II	4
国語学特殊講義 I	I	4
同	II	4
ただし、上記選択科目24単位の中に講義演習8単位以上を含めること。		
●関連科目（選択）		
中国文芸思想史	4	
中国文学講義	4	
中国文学史 I	4	
同 II	4	
日本史概説(1)	2	
同 (2)	2	
英文学概論	4	
●自由選択科目	16	

外国文学科 中国文学・中国語学

第1講座 中国文学
第2講座 中国語学

●専攻科目（必修）	30
中国語学演習 I	2
同 II	2
同 III	2
中国文芸思想史	4
中国文学史 I	4
同 II	4
中国文学講義演習	4
卒業論文作成	8

●専攻科目（選択）

中国文学演習	2
中国文学講義 I	4
同 III	4
同 IV	4
同 V	4
中国文学特殊講義 I	4
同 II	4
中国語学演習	2
中国語学講義 I	4
同 II	4
同 III	4
中国語学特殊講義 I	4
同 II	4
同 III	4
同 IV	4
同 V	4
同 VI	2
同 VII	2
英語学概論	4
英文学史 I	4
同 II	4
英文法演習	2
英作文演習 I	2
卒業論文作成	8

●関連科目（選択）

国文学、国語学、言語学、東洋史学に関する科目中から選択

●自由選択科目

20

外国文学科 英文学・英語学

第1講座 英文学
第2講座 米文学
第3講座 英語学

●専攻科目（必修）

英文学演習 I	2
同 II	2
同 III	2
同 IV	2
同 V	2
同 VI	2
同 VII	2
英語学概論	4
英文学史 I	4
同 II	4
英文法演習	2
英作文演習 I	2
卒業論文作成	8
●専攻科目（選択）	12
英作文演習 II	2
同 III	2
英語音声学	2
英文学概論	4
アメリカ文学史	4
英文学特殊講義 I	4

{ 英語学専攻者は専門科目（選択）の英語学特殊講義IIをこれに代えることができる

同 II 4
同 III 4
同 IV 4

英語学特殊講義 I 4
同 II 4

英会話演習 I 2
同 II 2

●関連科目（選択） 4

言語学概論 4
言ギリシャ語 4

英米事情 4
英獨文学演習 2

仏文学演習 2

●自由選択科目 20

外国文学科 仏文学・仏語学

第1講座 仏文学・仏語

●専攻科目（必修） 34

フランス語演習 I 2
同 II 2

同 III 2
同 IV 2

同 V 2
同 VI 2

仏文学演習 I 2
同 II 2

仏文学講義演習 4

仏語学講義演習	4
仏文学史	4
卒業論文作成	8
●専攻科目(選択)	16
仏文学演習Ⅲ	2
同 IV	2
同 V	2
仏会話演習 I	2
同 II	2
仏文学特殊講義 I	4
同 II	4
同 III	4
仏語学概論	4
仏語学特殊講義	4
フランス文明 I	2
同 II	2
フランス事情 I	2
同 II	2
仏作文演習	2
●関連科目(選択)	6
言語学概論	4
ギリシヤ語	4
ラテン語	4
英文学演習	2
独文学演習	2
英文学史 I	4
日本文学史のうちから選択	

●自由選択科目 20

教育学科 教育学

第1講座	教育学・教育史
第2講座	教育社会学・教育行政
第3講座	教育課程・教育方法
第4講座	社会教育学

●専攻科目(必修) 14

教育研究入門	2
教育哲学概論	4
卒業論文作成	8

●専攻科目(選択必修) 32

教育史学概論	4
教育社会学概論	4
教育行政学概論	4
教育方法学概論	4
教育課程概論	4
社会教育学概論	4
博物館学概論	4

●関連科目(選択)

教育哲学講義演習	4
教育史学講義演習	4
教育社会学講義演習	4
教育行政学講義演習	4
教育方法学講義演習	4
教育課程講義演習	4
社会教育学講義演習	4

日本文学史のうちから選択

教育心理学
発達心理学 4 } この中から4単位選択
4 }

●専攻科目(選択) 10(選択必修及び下記の中から10)

教育学特殊講義 I	2
同 II	2
同 III	2
同 IV	2
同 V	2
同 VI	2
同 VII	2
同 VIII	2
社会教育行政論	2
社会教育方法論	2
博物館実習 I	1
同 II	2

●自由選択科目 20

教育学科 心理学

第1講座	教育心理学
第2講座	発達心理学
第3講座	視聴覚教育

●専攻科目(必修) 20

心理学概論	4
実験心理学演習 I	2
同 II	2
精神測定学	4

卒業論文作成 8

●専攻科目(選択必修) 28

教育心理学	4
視聴覚教育	4
人格心理学	4
臨床心理学	4
社会心理学	4
発達心理学	4
言語心理学	4
認知心理学	4
生理心理学	4
数理心理学	4
数理統計学講義演習	4
心理学講義演習 I	4
同 II	4
同 III	4
同 IV	4
教育社会学概論	4
教育哲学概論	4

●専攻科目(選択) 10(選択必修及び下記の中から10)

心理学特殊講義 I	2
同 II	2
同 III	2
同 IV	2
同 V	2
同 VI	2

●自由選択科目 18

舞蹈教育学科 舞蹈教育学

第1講座 舞蹈教育学
第2講座 遊 戲 学
第3講座 動 作 学

●専攻科目(必修) 29

体 育 原 理	4
(体育管理を含む)	
舞 踊 原 論	4
遊 戲 学 概 論	2
舞 踊 教育 学 概 論	2
動 作 学 概 論	2
舞 踊 学 実 習 I A	1
同 I B	1
舞 踊 教育 学 実 習 I A	1
同 I B	1
同 II A	1
同 II B	1
同 III A	1
卒 業 論 文 作 成	8
●専攻科目(選択必修)	9
陸上競技系運動学実習 I	1
体操系 " I	1
同 II	1
球技系 " I	1

同 II	1
同 III	1
☆運動学実習 IV A	1
☆同 IV B	1
舞蹈教育学実習 III B	1
同 IV A	1
舞蹈学実習 II A	1
同 II B	1
同 III A	1
同 III B	1
体育心理学 I	2
運動生理学	2
●専攻科目(選択) 16	
体育心理学 II	2
解剖学	2
舞蹈学特講	2
☆運動学特講	2
☆運動学特講	2
舞 踊 伴 奏 法 I	2
同 II	2
舞 踊 教育 学 実 習 · 演 習	2
遊 戲 学 実 習 · 演 習	2
動 作 学 実 習	2
運動美学	2
運動傷害と救急看護	2
病 理 学	2
学校保健学	2
衛 生 学	2

☆印科目は舞踊教育学科舞踊教育学生については、保健体育科の単位とする。

体育社会学 2
体育史 2

- 関連科目(選択必修) 4
- 教育哲学概論 4
- 教育社会学概論 4
- 音楽教育学概説 4

●自由選択科目 18

舞蹈教育学科 音楽教育学
第1講座 音 樂 学
第2講座 演 奏 学

●専攻科目(必修) 36	
ピアノ I 講義演習	4
声楽 I 講義演習	4
ソルフェージュ	4
和声理論	4
西洋音楽史概説	4
音楽学概説	4
音楽教育学概説	4
卒業論文作成	8

●専攻科目(選択) 26	
ピアノ II A	1
同 II B	1
同 III A	1
同 III B	1

IV A 1
IV B 1
II A 1
II B 1
III A 1
III B 1
VA 1
VB 1
I 1
II 1
III 1
IV 1樂
奏
唱

揮法	1
指音	2
和聲理論	4
西洋音樂史特講	4
音樂理論	2

美學	4
音樂美学特講	4
音樂史特講	2
音樂史特講	2
同 III	2

日本音楽史	2
日本音楽史特講	2
東洋音楽史	2
東洋音楽史特講	2
民族音楽理論	4
民族音楽学	4
民族音楽学特講 I	4
同 II	2
音樂教育史概説	4
音樂教育学特講 I	4
同 II	2
同 III	2
対位法	2
伴奏法	2
音樂形式法	2
音樂心理學	2
音樂心理學特講	2
音樂社會學	2
音樂社會學特講	2
音響	2
音声生理學	2
器樂演奏學	4
器樂演奏學特講 I	4
同 II	2
同 III	2
音樂演奏學	4
音樂演奏學特講 I	4
同 II	2
●自由選択科目	14
<hr/>	
学部共通科目	
※1 法學特講 I	4
※2 同 II	4
※3 政治學特講	4
※4 経済學特講 I	4

※5 同	II	4
※6 社会学特講 I	4	
※7 同 II	4	
言語学概論	4	
ギリシャ語(初級)	4	
ギリシャ語(上級)	4	
ラテン語(初級)	4	
ラテン語(上級)	4	
独文学演習	2	
仏文学演習	2	
特別外國語	4	

註 前記※印の科目は、教職課程における免許教科「社会」での教科に関する専門科目のうち下記の科目に相当する。

- ※1法律学
- ※2法律学又は社会学
- ※3法律学又は政治学
- ※4経済学
- ※5経済学
- ※6社会学
- ※7〃

教職共通科目

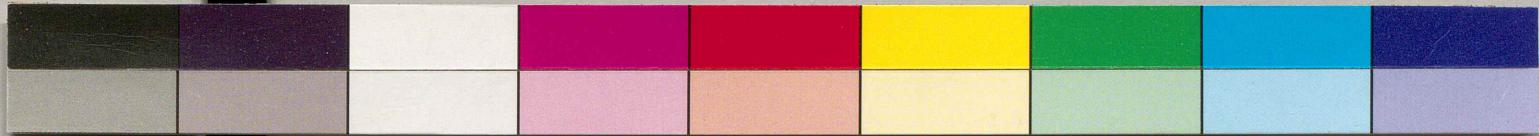
英会話・英作文 I	2
同 II	2
書道	2
幼・小体育実技	2
ピアノ	1
声楽	1

合指揮法	II	1
唱奏法	V	1

—理学部—

●理学部共通科目	
☆初等集合論	2
初等解析学 I	2
同 II	2
初等線形代数学	2
初等代数学	2
初等波動・熱力学	2
初等電磁気学	2
基礎量子力学	2
基礎化学生物学	2
基礎視生生物学	2
巨視生物学	2
微視天文学	2
基礎物理学	2
基礎視生物学	2
天體物理學	2
地氣象學	2
超電高層物理學	2
電子計算機	2
科学史・科学基礎論	2
物理学基礎実験	1
化学基礎実験	1
生物学基礎実験	1
地学基礎実験	1

数学科 第1講座 古典解析学



	学	学	学	学	学	学	学
第 2	講	座		近	代	解	析
第 3	講	座		代		數	
第 4	講	座		幾	何		
第 5	講	座		應	用	數	
● 専攻科目 (必修)			35				
線 線	形	代	數	4	(I)		
同 同	微	積	習	2	(I)		
同 同	微	積	I 習	4	(I)		
同 同	微	積	II 習	2	(I)		
同 同	代	數	論	4	(II)		
同 同	代	數	I 論	2	(II)		
同 同	幾	何	II 論	2	(II)		
同 同	幾	何	習	1	(II)		
同 同	幾	何	論	2	(II)		
位 位	相	間	論	1	(II)		
同 同	相	間	序	2	(II)		
同 同	相	間	序	1	(II)		
同 同	相	間	序	2	(III)		
同 同	相	間	序	6	(IV)		
● 専攻科目 (選択)			25				
第 第	微	分	一	選	択	下記の単位中から選択	
代 代	微	分	程	式	論	I	
幾 幾	積	分	學	學	學	I	
積 関	幾	數	論	論	論	I	
第 第	關	數	解	析	解	I	
關 關	數	論	選	択	選	I	
● 専攻科目 (選択)			19			下記及び第一選択の単位	
第 第	微	分	二	演	習	II	
代 代	微	分	數	論	論	I	
幾 幾	積	數	論	論	論	I	
積 関	幾	數	論	論	論	I	
第 第	關	數	解	析	解	I	
關 關	數	論	選	択	選	I	

同	V	2		II	2 (III)		
数	学	演習	I	1	2 (III)		
同			II	1	6 (IV)		
同			III	1			
同			IV	1			
同			V	1			
物理学科の諸科目							
●自由選択科目			16	16 下記の単位中から選択			
物理学科							
物理数学 I 演習							
物理数学 II 演習							
物理数学 III 演習							
物理数学 IV 演習							
物理数学 V 演習							
物理力学 I 演習							
物理力学 II 演習							
物理力学 III 演習							
物理力学 IV 演習							
物理力学 V 演習							
電子計算機							
プログラミング言語と実習							
連続体物理学							
力学 I 演習							
力学 II 演習							
電磁気学 I 演習							
電磁気学 II 演習							
量子力学 I 演習							
量子力学 II 演習							
流体力学							
光学							
原子物理学							
素粒子物理学							
原子核物理学							
物性物理学							

同物理実験学	II	2
同物理学特別講義	II	2
同物理学特別講義	I	2
同構造化学	II	2
同無機化学実験	III	2
同分析化学実験	IV	2
同分析化学実験	V	2
☆物理学史	II	2
天文学	II	2
地球物理学	II	2
気象学	II	2
超高层物理学	II	2
●関連科目(選択)	6	
化学基礎実験	1	
生物学基礎実験	1	
理学部他学科の諸科目		
●自由選択科目	20	
化学科 第1講座	物理化学	
第2講座	無機化学	
第3講座	有機化学	
第4講座	生物化学	
第5講座	分析化学	
●専攻科目(必修)	38	
基本化学実験	1(I)	
物理化学 I	4(II)	

分析化学 I	2 (II)
有機化学 I	4 (II)
無機化学 I	4 (II, III)
生物学 I	4 (II, III)
構造化学	2 (III)
無機化学実験	1 (I)
分析化学実験	2 (II)
物理化学実験	2 (III)
有機化学実験	2 (II)
生物化学実験	2 (III)
化学生物学演習	2 (IV)
特別研究	6 (IV)
●専攻科目(選択)	4 下記の単位中から選択
分析化学 II	2 (II)
物理化学 II	4 (II)
有機化学 II	4 (III)
無機化学 II	2 (III)
生物化学 II	4 (III)
●関連科目(必修)	4
初等波動・熱学	2
初等電磁気学	2
●関連科目(選択)	4 下記の単位中から選択
物理学基礎実験	1
生物学基礎実験	1
理学部他学科の諸科目	
●自由選択科目	26
高分子化学	2

放射器	2
錯塩化學	2
地球化學	2
有機化学反応論	2
生体反応論	2
応用化學	2
物理化学特別講義	2
無機化学特別講義	2
分析化学特別講義	2
有機化学特別講義	2
生物化学特別講義	2
構造化学特別講義	2
基本化学演習 I	1
同 II	1
結晶化學	2
生物物理化學	2
量子化學	2
化学特別講義 I	2
同 II	2
同 III	2
生物学科 第1講座	動物形態学
第2講座	動物生理学
第3講座	植物形態学
第4講座	植物生理学
第5講座	遺伝学
第6講座	細胞生物学

●専攻科目(必修)	30
必修 I	24 (講義16, 演習2, 特別研究6)
系統学	2 (I)
生理化学	2 (I)
植物形態学	2 (II)
遺伝学	2 (II)
細胞生物学 I	2 (II)
同 II	2 (III)
発生学	2 (III)
動物生理学 I	2 (III)
生物学演習	2 (IV)
特別研究	6 (IV)
必修 II	6 (実習6)下記の単位中から選択
系統学実習	1 (I)
植物形態学実習	1 (II)
遺伝学実習	1 (II)
細胞生物学実習	1 (II)
発生学実習	1 (III)
動物生理学実習	1 (III)
生理化学実習 I	1 (III)
同 II	1 (III)
機器取扱法	1 (IV)
臨海実習 I	1 (II)
同 II	1 (III)
同 III	1 (IV)
野外実習	1 (I ~ IV)
●専攻科目(選択)	16

応用統計学 2(III前)
応用統計学演習 1(III後)

●関連科目(選択必修) 6
家政学部共通科目中より選択

●自由選択科目 16

被服学科 第1講座 被服材料学
第2講座 被服整理・染色化学
第3講座 被服構成学
第4講座 被服美学

●専攻科目(必修) 24
学科共通必修 18
被服材料学 I 2(I前)
被服整理・染色化学 2(I後)
被服構成学 I 2(I後)
被服構成学 II 2(II後)
服飾美学概論 4(I)
卒業論文 6(IV)

●学科共通専攻科目(選択必修)
(選択必修) 6(下記8科目中から
(6単位以上を選択)

被服材料学 II 2(II前)
被服整理学 I 2(II前)
被服材料学実験 I 1(II前)
染色・整理学実験 1(II後)
被服構成学実験 I 2(II)
被服構成学実験 II 2(III)
西洋服飾史概説 I 2(II前)
西洋服飾史概説 II 2(II後)

●学科共通専攻科目(選択)
応用統計学 2(III前)
応用統計学演習 1(III後)
被服学特殊講義 4

被服科学専攻

●専攻科目(選択必修) 26

被服機構学 2(II後)
被服衛生学 2(II前)
繊維物理学 2(III前)
繊維化学生 I 2(III前)
繊維化学生 II 2(III後)
被服整理学 II 2(III前)
染色化学生 2(II後)
応用物理化学生 2(III後)
基礎化学実験 2(II)
被服材料学実験 II 1(III前)
同 III 1(III後)
被服機構学実験 1(III後)
染色化学実験 I 1(III前)
同 II 1(III後)
被服整理学実験 1(III後)
被服科学演習 I 1(III前)
同 II 1(III後)
同 III 1(IV前)
同 IV 1(III後)
同 V 1(III前)
同 VI 1(III後)
同 VII 1(IV前)

同 VIII 1(IV後)
被服科学輪講 2(IV)

被服構成学・被服美学専攻

●専攻科目(選択必修) 26

被服構成学実験実習 III 2(III)
被服構成学特講 I 2(III後)
同 II 2(III前)
被服構成学演習 I 2(III)
同 II 2(IV)
被服構成計画 2(III後)
被服図学 2(III・IV前)
被服機構学 2(II後)
被服衛生学 2(II前)
服飾意匠実習 2(I)
日本服飾史概説 4(II)
服飾美学演習 I 2(III)
同 II 2(IV)
同 III 2(III)
同 IV 2(IV)
服飾美学特講 4(IV)
服飾史特講 4(IV)
美学特講 4(III)

●関連科目(選択必修) 6(下記の家政学部共通科目中から6単位を選択)

家政学原論 2(I)
児童学概論 2(I)
食物学概論 2(I)

家庭経営学概論 2(I)
住居学概論 2(II)

●自由選択科目 20

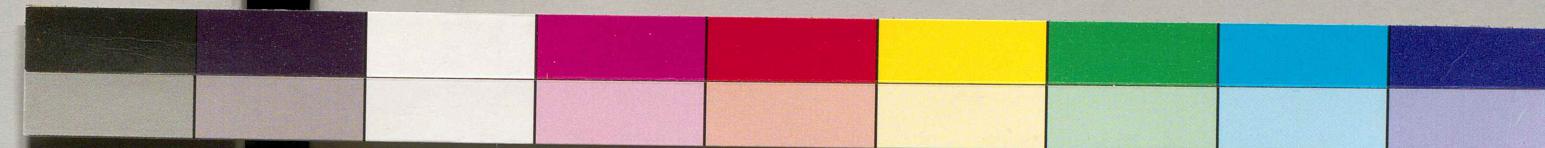
家庭経営学科	第1講座	家政学原論
	第2講座	家庭経済学
	第3講座	家族関係学

●専攻科目(必修) 36
家政学原論 I 2(I前)
家政学原論 II 2(III・IV前)
家庭生活論 2(III後)
家庭経済学概論 4(I)
家庭経済学 I 4(II)
家族関係学概論 2(II前)
家族社会学 I 2(I)
家族社会学 II 2(II)
家庭法律学 I 2(III前)
社会統計学 I 2(I, II前)
人間学 4
家庭経営学演習 2(III)
卒業論文 6(IV)

●専攻科目(選択必修) 18
家政学史 2(III・IV前)
家政思想史 2(III・IV後)
家庭管理学概論 2(III後)
家政学原論演習 2(IV後)

人間生態学	2(II, III後)
生活行動論	2(III前)
人類類学	2(II後)
人類学実習	1(III後)
人間工学	2(II, III後)
精神医学	2(II, III前)
家庭経済学 II	2(III前)
家庭経済学 III	2(III後)
家庭経済学演習 I	2(IV)
家庭経済学演習 II	2(IV)
家計簿記	2(III前)
生活設計論	2(II, III前)
消費者経済学	2(III前)
消費者経済学実習	1(III後)
数理経済学	2(III後)
経済史	2(II前)
人口学	2(II, III前)
老年学	2(II, III前)
家族臨床論	2(III後)
家族心理学	2(III前)
家族心理実習	1(III後)
家族関係学演習	2(IV)
比較家族研究	2(III, IV前)
社会福祉学	2(II, III前)
家庭法律学 II	2(III後)
生活調査法	2(III前)
調査実習 I	1(III前)
調査実習 II	1(III後)

社会統計学 II	2(II, III前)
応用統計学	2(III前)
応用統計学演習	1(III後)
家庭経営学特殊講義	4
●関連科目(必修)	6 4科目中3科目6単位選択
児童学概論	2(I前)
食物学概論	2(I後)
被服学概論	2(I前)
住居学概論	2(III前) 1
●自由選択科目	16
家政学部共通科目	
家政学原論	2(I)
児童学概論	2(I)
食物学概論	2(I)
被服学概論	2(I)
家庭経営学概論	2(I)
住居学概論	2(II)
家庭科教職共通科目	
家庭看護学	2
家庭機械および家庭電気	2(II)
調理実習	2(児・経II)
同	1(被II)
被服構成実習	2(児・経II)
同	1(食II)
◎C 教職に関する専門科目(各学部共通)	



●必修科目	2
教育心理学	1
青年心理学	3
教育原理	3
教育法	3
各免許教科ごと	各免許教科ごと
中・高の場合2単位、幼・小の場合4単位	中・高の場合2単位、幼・小の場合4単位
教育実習	8教科につきそれぞれ2単位
小学校教材研究	8教科につきそれぞれ2単位
保育内容の研究	幼稚園希望者
道徳教育の研究	2 小・中学校希望者、幼・高では選択となる
●選択科目	2
教育哲学	2
教育史	2
教育社会学	2
教育行政学	2
教育方法	2
社会教育	2
2 視聴覚を含む	2 視聴覚を含む

4. 大学院規則

第1章 総則

(目的)

第1条 お茶の水女子大学大学院(以下「大学院」という。)は、本学の目的使命に則り、高度の専門学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(課程)
第2条 大学院に、修士課程及び後期3年の課程のみの博士課程(以下「博士課程」という。)を置く。

(修士課程)
第3条 修士課程は、大学の学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立って専門分野を研究し、精深な学識と研究能力を養うものとする。
2 修士課程の修業年限は、2年とする。

(博士課程)
第4条 博士課程は、専門諸分野の基盤に立つ高度の学際的総合研究を行うに必要な創造的能力を育成し、専攻分野について研究者として自立し得る能力と学識とを養成するものとする。
2 博士課程の標準修業年限は、3年とする。

(研究科及び専攻)
第5条 修士課程に置く研究科及びそれぞれの研究科に置く専攻は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称	専攻の名称
人文科学研究科	哲史地政学科 日本文学科 中国文学科 英文学科 歌舞踊学科

理学研究科	数 物 化 生	学 理 学 物	専 學 專 學	攻 攻 攻 攻
家政学研究科	児 食 被 家	童 物 服 庭	学 學 學 經	専 學 專 營

第 6 条 博士課程に置く研究科及び専攻は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科の名称	専 攻 の 名 称			
人間文化研究科	比 較 人 人	文 化 間 間	學 學	専 攻

(学生定員)

第 7 条 修士課程の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	入学定員	総 定 員
人文科学 研究科	哲 學 史 地 理 学 日本 中 英 文 文 學 學 教 育 舞 蹈 教 育 學 計	8 人	16人
		8 人	16人
		6 人	12人
		8 人	16人
		4 人	8人
		8 人	16人
		12 人	24人
		10 人	20人
		64 人	128人

第 8 条 博士課程の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専 攻 名	入学定員	総 定 員
人間文化 研究科	比 較 人 人	16人	48人
	文 化 發 達	10人	30人
	學 學	9人	27人
	專 攻	35人	105人

第 2 章 修士課程

第 1 節 教育方法等

(教育方法)

第 9 条 修士課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という)によって行うものとする。

理 学 研 究 科	数 物 化 生	学 理 学 物	専 學 專 學	攻 攻 攻 攻	10人	20人
					10人	20人
					10人	20人
					40人	80人
			計			

家 政 学 研 究 科	児 食 被 家	童 物 服 庭	学 學 學 經	専 學 專 營	攻 攻 攻 攻	8人	16人
						10人	20人
						8人	16人
						6人	12人
			計				32人

(授業科目等)

第 9 条の 2 各研究科の専攻別の授業科目及び単位数等は、別表 1 のとおりとする。

(履修方法)

第 10 条 学生は、2 年以上在学し当該専攻の授業科目について 30 単位以上履修しなければならない。ただし、研究指導を担当する教官が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り他の専攻、関連科目又は学部の授業科目を指定して履修させ、これを当該専攻の単位とすることができる。

2 前項に関する取扱の細則は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第 11 条 学生は、当該研究科委員会において必要と認めた場合に限り、他の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科委員会の議に基づき、10 単位を超えない範囲で単位を与える。

3 前項の規定は、第 23 条の規定による留学の場合に準用する。

4 前各項に定めるもののほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

(教員免許)

第 12 条 高等学校教諭 2 級普通免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る高等学校教諭 1 級普通免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において当該所要資格を取得できる高等学校教諭 1 級普通免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科	免 許 教 科 の 種 類
人文科学 研究科	哲 学 専 攻
	史 学 専 攻
	地 球 学 専 攻
	日本 文 学 専 攻
	中 国 文 学 専 攻
	英 文 学 専 攻
	教 育 学 専 攻
	舞 蹊 教 育 学 専 攻
	社 会
	国 語
	中 国 語 · 国 語
	英 語
	社 会
	保 健 体 育 · 音 楽

理学研究科	数学専攻	数学・理科
	物理学専攻	
	化学専攻	
	生物学専攻	
家政学研究科	児童学専攻	家 庭
	食物学専攻	
	被服学専攻	
	家庭経営学専攻	

第2節 課程の修了

(課程の修了要件)

第13条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(単位の認定)

第14条 各履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口述試験又は研究報告によるものとし毎学期又は毎学年末に行うものとする。

(最終試験)

第15条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口頭により第2年次の後学期以降に行うものとする。

(課程修了の認定)

第16条 修士課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

第3節 学位の授与

(学位の授与)

第17条 各研究科において、課程を修了した者に対しては、次の学位を授与する。

人文科学研究科 文学修士

理学研究科 理学修士

家政学研究科 家政学修士

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第4節 入学・留学・休学・退学・転学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第19条 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第20条 入学志願者は、入学願書に所定の書類を添付

し、出身大学を経由し提出するものとする。

(入学者の選考)

第21条 入学志願者に対しては、学力検査と健康診断を行い、出身大学長の提出する調査書の成績等を総合して入学者を決定する。

2 前項の検査の方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続)

第22条 入学を許可された者は、所定の誓約書を保証人連署の上提出しなければならない。

2 保証人は、父兄又は近親の者とする。保証人が遠隔の地にある場合は、別に東京都内において独立の生計を営む成年者を副保証人としなければならない。

3 保証人は、副保証人に変更があった場合は、直ちにその旨を届出なければならない。

(留学)

第23条 学生は、当該研究科委員会が必要と認めた場合には、学長の許可を得て外国の大学院に留学することができる。

2 前項の留学期間は、1年を限度として第13条に規定する在学期間に算入するものとする。

(休学)

第24条 病気その他止むを得ない理由により修学できないときは、保証人連署の上願い出て、休学することができる。

2 健康上修学に不適当と認めた学生に対しては休学を命ずることができる。

3 前2項の場合において休学の事由が消滅した場合は、遅滞なく復学願を提出しなければならない。

(休学期間)

第25条 休学の期間は、2年を超えることができない。

2 休学期間は、第29条の在学期間に算入しない。

(退学)

第26条 病気その他の事由により退学を希望する者は、保証人連署の上退学願を提出しなければならない。

(再入学)

第27条 退学した者が再入学を願い出た場合は審査の上でこれを許可することができる。

(転学)

第28条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、保証人連署の上当該専攻担当の教官を経て学長に転学願を提出しなければならない。

2 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り選考の上許可する

ことがある。
(在学年限)

第 29 条 学生は、4 年を超えて在学することができない。

第 5 節 検定料・入学料・授業料及び寄宿料 (授業料等の額)

第 30 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和36年文部省令第9号)の定めるところによる。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第 31 条 学費支弁困難な者についての入学料の免除及び授業料の徴収猶予、分納、免除に関する規程は、別に定める。

第 6 節 教員組織 (研究科担当教官)

第 32 条 研究科の授業及び研究指導を担当する教官は、本学の教授、助教授、講師及び客員教授の中からこれに充てる。

2 研究指導を担当する教官は、各専攻における研究指導の責任を負う。

第 7 節 運営組織 (委員会等)

第 33 条 修士課程に、研究科連絡委員会を、各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科連絡委員会及び研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第 8 節 特別聴講学生・聴講生・委託生・ 外国人学生・外国人研究生 (特別聴講学生等)

第 34 条 修士課程に、特別聴講学生・聴講生・委託生・外国人学生及び外国人研究生の制度を置く。

2 聽講生・委託生・外国人学生及び外国人研究生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 35 条 修士課程において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学との協議に基づき、所定の手続きを経て、特別聴講学生として、聴講を許可することがある。

2 前項に規定する特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院の学生の場合と同様な方法によるものとする。

3 特別聴講の許可及び単位認定等の申請手続については、大学間の協定に定めるもののほか、各研究科の定

めるところによる。

第 36 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 授業料の額は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令第10条の規定に基づき、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立大学の大学院の学生であるときは、授業料は徴収しない。

第 3 章 博士課程

第 1 節 教育方法等

(授業科目等)

第 37 条 研究科の専攻別の授業科目及び単位数等は、別表2のとおりとする。

(履修方法)

第 38 条 学生は、3年以上在学し、所要授業科目について10単位以上履修しなければならない。

2 前項に関する取扱の細則は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第 38 条の2 研究科において教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等と予め協議の上、学生が、当該他大学の大学院又は研究所等におい

て必要な研究指導を受けることを認めることができる。

第 2 節 課程の修了

(課程の修了要件)

第 39 条 博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、所要の授業科目について10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、その研究業績に基づいて研究科が特別に認めた者に限り、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第 40 条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文を提出した者につき、筆記又は口述により最終年次の学期末に行うものとする。

第 3 節 学位の授与

(学位の授与)

第 41 条 博士課程を修了した者には、次の学位を授与する。

学術博士

2 学位授与に関する規則は、別に定める。

第4節 入学・休学期間及び在学年限

(入学資格)

第42条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 修士の学位を有する者
- 二 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- 三 その他、大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学者の選考)

第43条 入学志願者に対しては、筆記試験・口述試験を行い、修士論文又はこれに相当する論文・出身大学院の調査書・健康診断等を総合して、入学者を決定する。

2 前項の選考の方法及び時期等については、研究科においてその都度定める。

(休学期間)

第44条 休学の期間は、3年を超えることができない。2 休学期間は、次条の在学期間に算入しない。

(在学年限)

第45条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第5節 教員組織

(研究科担当教官)

第46条 研究科における授業を担当する教官は、本学の教授・助教授・講師及び客員教授の中からこれに充てる。

2 研究科における研究指導を担当する教官は、本学の教授・助教授及び客員教授の中からこれに充てる。ただし、特別の事情があるときは、専任講師を充てることができる。

(研究指導担当教官)

第47条 研究指導を担当する教官は、学生の研究題目に応じて研究科会議において選任する。

第6節 運営組織

(会議)

第48条 研究科に研究科会議を置く。

2 研究科会議に関する規程は、別に定める。

第7節 外国人学生・外国人研究生

(外国人学生等)

第49条 博士課程に外国人学生及び外国人研究生の制度を置く。

2 外国人学生及び外国人研究生に関する規程は、別に

定める。

第8節 修士課程の規定の準用

(規定の準用)

第50条 第9条(教育方法)、第14条(単位の認定)、第16条(課程修了の認定)、第18条(入学の時期)、第20条(入学の出願)、第22条(入学手続)、第23条(留学)、第24条(休学)、第26条(退学)、第27条(再入学)、第28条(転学)及び第2章第5節(検定料・入学料・授業料及び寄宿料)の規定は、博士課程について準用する。この場合において、第9条及び第16条中「修士課程」とあるのは「博士課程」と、第16条及び第23条中「研究科委員会」とあるのは「研究科会議」と、第20条中「出身大学」とあるのは「出身大学院」と読み替えるものとする。

第4章 雜則

(学則の準用)

第51条 この規則に定められていない事項については、本学学則を準用する。

(規則の改廃)

第52条 この規則の改廃は、評議会が行う。

附 則

(施行期日等)

この規則は、昭和51年6月23日から施行し、昭和51年6月1日から適用する。

附 則(略)

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

別表 1

——人文科学研究科——
授業科目名　　単位数

●哲学専攻

哲学特論 I	4
哲学特論 II	4
哲学演習 I	4
哲学演習 II	4
哲倫理学特論 I	4
哲倫理学特論 II	4
哲倫理学演習 I	4
哲倫理学演習 II	4
特 別 研 究	8

●史学専攻

日本史学特論 I	4
日本史学特論 II	4
日本史学特論 III	4

日本史学演習 I	4
日本史学演習 II	4
東洋史学特論 I	4
東洋史学特論 II	4
東洋史学特論 III	4
東洋史学演習 I	4
東洋史学演習 II	4
西洋史学特論 I	4
西洋史学特論 II	4
西洋史学特論 III	4
西洋史学演習 I	4
西洋史学演習 II	4
特 別 研 究	8

●地理学専攻

人文地理学特論 I	2
人文地理学特論 II	2
人文地理学特論 III	2
人文地理学特論 IV	2
人文地理学特論 V	2
人文地理学演習 I	2
人文地理学演習 II	2
自然地理学特論 I	2
自然地理学特論 II	2
自然地理学特論 III	2
自然地理学特論 IV	2
自然地理学特論 V	2
自然地理学演習 I	2

自然地理学演習 II	2
地誌学特論 I	2
地誌学特論 II	2
地誌学特論 III	2
地誌学特論 IV	2
地誌学特論 V	2
地誌学演習 I	2
地誌学演習 II	2
野外調査 I	2
野外調査 II	2
野外調査 III	2
特 別 研 究	8

●日本文学専攻

上古文学特論	4
中古文学特論	4
上古・中古文学演習	4
中世文学特論	4
近世文学特論	4
中世・近世文学演習	4
近代文学特論	4
近代文学演習	4
日本文学思潮特論	4
国語学特論 I	4
国語学特論 II	4
国語学演習	4
特 別 研 究	8

中国文学特論 I	4
中国文学特論 II	4
中国文学特論 III	4
中国文学演習 I	4
中国文学演習 II	4
中国語学特論 I	4
中国語学特論 II	4
中国語学特論 III	4
中国語学演習 I	4
中国語学演習 II	4
中国哲学特論	4
中国哲学特論	8

英文学特論 I	4
英文学特論 II	4
英文学特論 III	4
英文学演習 I	4
英文学演習 II	4
英文学特論 I	4
英文学特論 II	4
米文学特論 I	4
米文学特論 II	4
米文学演習 I	4
米文学演習 II	4
英語学特論 I	4
英語学特論 II	4
英語学演習 I	4
英語学演習 II	4
特 別 研 究	8



● 舞蹈教育学真言

◎舞踊教育学等叢書

舞踊教育学特論 舞踊教育学演習

●関連科目

論論論論論

— 理学研究科 —
授業科目名

•数学專攻	第 1 講座	古典	解析	學
	第 2 講座	近代	解析	學
	第 3 講座	代	數	學
	第 4 講座	幾	何	學
	第 5 講座	応	用	數
解	論	I	2	
解	論	II	2	
解	論	III	2	
解	論	IV	2	
解	論	V	2	
解	論	VI	2	
解	論	VII	2	
解	論	VIII	2	
解	論	IX	2	
解	論	X	2	
解	論	XI	2	
解	論	XII	2	
解	論	XIII	2	



論論論講究
III IV V 究
2 2 2
16

●物理学專攻

●生物学真攻

第1講座 動物形態学
第2講座 動物生理学
第3講座 植物形態学



党政党建研究科

授業科目名 単位数

● 兒童學專題

● 食物学專題

榮	養	化	學	特	論	I	4
榮	養	化	學	特	論	II	4
榮	養	生	理	特	論	論	2

論 I II 論 I II 論論 I II 論論 I II 論論 研究
特論論特論論特論論特論論特講研
養學特學特學特學性特學學別別
化學生物藏藏生物學化生學物學
化微貯貯衛理理物境物學
殊品品品品品品品
特食食食食食食調調生環食

●被服学真功

●家庭経営学専攻

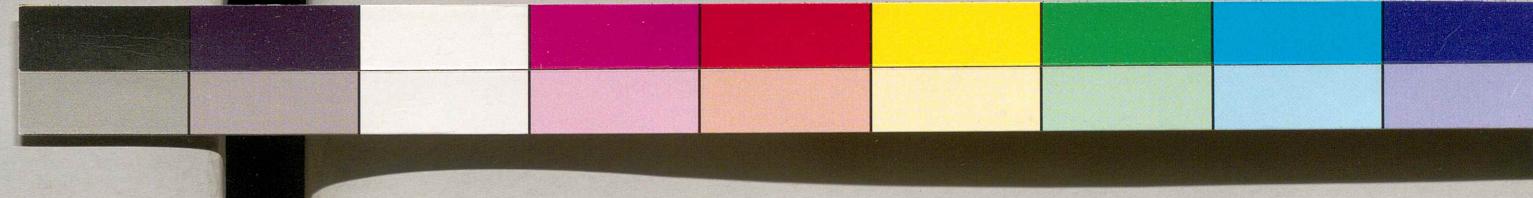
家政学	原論	特論	特論	I	II	論義	4
家政学	原論	特論	特論	I	II	論義	4
生 活	史	特	論	I	II	論義	2
生 活	行 動	特	論	I	II	論義	4
家庭	經 济	學	學	I	II	論義	4
家庭	經 济	學	學	I	II	論義	2
經 営	經 費	行 動	特	I	II	論義	4
消 費	家 族	特	論	I	II	論義	4
家 族	社 會	特	論	I	II	論義	4
家 族	閥 法	特	論	I	II	論義	4
比 較	家 族	研 究	論	I	II	論義	4
家庭	管理	學 特	論	I	II	論義	2
家庭	管理	學 特	論	I	II	論義	2
住 居	學 特	論	講	I	II	論義	2
家庭	經營	學 特	別	I	II	論義	4
家庭	經 營	學 特	別	I	II	論義	10

別表2
人間文化研究科
●比較文化学専攻

講座名	授業科目名	単位数
文化構造論	構造文化型 比較文文類 東西文	4 4 4 4 4 4
日本文化論	日本古代文化 中近世文化 日本文化 日本文化	4 4 4 4 4 4 4 4
言語文化論	比表言語 現実言語 米英獨日 比較言語 文化論 對文比照 比較言語 文化論	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
比較藝術論	比較美術 較較音樂 比比	4 4 4 4

講座名	授業科目名	単位数
比較芸術論	東北西比較 洋較洋民族 比較文化化型	4 4 4 4 4 4
比較社会構造論	東西北地比較 洋洋較域較地 南北構造社會	4 4 4 4 4 4 4 4
科学文化論	科數構言構情確 理造語造報率 學情數數認處情	2 2 2 2 2 2 2 2

講座名	授業科目名	単位数
発達基礎論	人發比發比發身 達較達教達體 間基發障發	4 4 4 4 4 4



講座名	授業科目名	単位数
発達過程論	人發初保發 間達期達	4 4 4 4 4 4
発達環境論	學發教學成 達育習人	4 4 4 4 4 4

環境基礎論	環境制環境 環境生數統生 環境理散計物 環境象圈	2 2 2 2 2 2 2 2
-------	-----------------------------------	--------------------------------------

●人間環境学専攻

人間生態論	人生共地環大 間理命生域境氣 生環構現環境指汚 人生象境標染	2 2 2 2 2 2 2 2
-------	---	--------------------------------------

生活環境論	生活生物環榮食衣 活加體質境養生生 活工代淨制素造環 活工物代淨制素造環	2 2 2 2 2 2 2 2
-------	---	--------------------------------------

●人間発達学専攻

学論論想史論論	基礎達思害達 思想害達	4 4 4 4 4 4
---------	----------------	----------------------------

5. 学位規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第12条並びにお茶の水女子大学大学院規則第17条第2項及び第41条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学（以下「本学」という。）において授与する学位に關し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 修士の種類は、次のとおりとする。

文学修士
理学修士
家政学修士
3 博士の種類は、次のとおりとする。
学術博士

第2章 修士の学位 (学位授与の要件)

第3条 本学大学院の修士課程を修了した者には、本学大学院規則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文は、学長に提出するものとする。
2 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 審査のために必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

(審査の付託)

第5条 学長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(審査委員会)

第6条 研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、2人以上の審査委員で組織する審査委

員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該専攻の教授及び関連する科目の担当教授のうちから選出する。ただし、必要に応じ、当該研究科の助教授を審査委員とすることができる。

3 第1項に規定する審査委員には、当該研究科委員会が必要があると認めるときは、当該研究科の専任講師若しくは客員教授又は当該研究科以外の学内の教授、助教授若しくは専任講師を加えることができる。

4 審査委員会は、学位論文の審査及び試験に関する事項を行うものとする。

5 審査委員会の運営に関する事項は、各研究科委員会において定める。

(学位論文の審査の協力)

第7条 前条の学位の授与に係る学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位論文の審査及び試験等)

第8条 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について口答又は筆答により行うものとする。

2 審査委員会は、学位論文の審査の結果を前項の結果とともに学年度末までに研究科委員会委員長に報告し

なければならない。

(研究科委員会の審議)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、委員総数の3分の2以上の出席を必要とする。ただし、長期出張中及び休職中のため出席することができない委員は、委員の総数に算入しないものとする。

3 学位の授与を議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究科委員会委員長の報告)

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科委員会委員長は、その旨を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づいて、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位の名称)

第12条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「お茶の水女子大学」の本学名を学位に付記するものとする。

(学位授与の取消)

第13条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会が前項の議決をする場合には、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

第3章 博士の学位 (学位授与の要件)

第14条 本学大学院の博士課程を修了した者には、本学大学院規則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者が、学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し本学大学院の博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得しただけで退学した者が、再入学しないで、博士の学位の授与を申請するときも、前項の

規定による。

(学位論文の提出)

第 15 条 前条第 2 項及び第 3 項に規定する者が博士の学位の授与を申請するときは、学位申請書に学位論文、論文要旨、論文目録、履歴書及び所定の学位論文審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 項に規定する者が、退学後 1 年以内に学位論文を提出する場合には、学位論文審査手数料を納付することを要しない。

3 提出された学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、還付しない。

(審査委員会)

第 16 条 研究科会議は、学長から学位論文の審査を付託されたときは、5 人以上の審査委員で組織する審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員は、当該研究科の教授のうちから選出する。ただし、必要に応じ、当該研究科の助教授を審査委員とすることができる。

3 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認に関する事項を行うものとする。

(学力の確認)

第 17 条 学力の確認は、試問の方法により行うものと

する。

2 前項に規定する試問は、口答又は筆答とし、外国語については 2 種類を課する。ただし、外国語については、審査委員会が特別の事由があると認めるときは、研究科会議の承認を得て、1 種類のみを課することができる。

3 審査委員会は、前項本文の規定にかかわらず、学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、学力の確認のための試問の一部又は全部を行なう必要がないと認めるときは、研究科会議の承認を得て、その経歴及び業績の審査をもって学力の確認のための試問の一部又は全部に代えることができる。

(学力確認等の特例)

第 18 条 第 14 条第 3 項に規定する者が、退学後 3 年以内に学位論文を提出した場合は、学力の確認を行なうことができる。

2 学位論文の審査の結果、その内容が不良であるときは、試験及び学力の確認を行わないことができる。

(審査期間)

第 19 条 審査委員会は、次の各号に掲げる期間中に、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了しなければならない。

一 本学大学院の博士課程修了予定の者にあっては、学年度末までとする。

二 第 14 条第 2 項及び第 3 項に規定する者にあっては、学位論文を受理した日から 1 年以内とする。

(審査委員会の報告)

第 20 条 審査委員会は、学位論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちに、学位論文の内容の要旨、審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、研究科長に文書で報告しなければならない。ただし、第 14 条第 2 項及び第 3 項に規定する者の場合は、学力の確認の結果の要旨も併せて添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 18 条各項の規定に該当する場合は、当該要旨の添付を要しない。

(学位論文の要旨等の公表)

第 21 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 22 条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内に、その論文を印刷公表しな

ければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科会議の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合、研究科は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定により学位論文を公表する場合には、お茶の水女子大学審査学位論文であることを明記しなければならない。

(学位授与の報告)

第 23 条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部大臣に所定の報告をし、学位簿に登録する。

(規定の準用)

第 24 条 博士の学位に係る学位論文の提出、審査の付託、審査委員会、学位論文の審査の協力、学位論文の審査及び試験等、研究科会議の審議、研究科長の報告、学位の授与、学位の名称並びに学位授与の取消等については、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 3 項及び第 5 項、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第

12条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第4条第2項中「1編」とあるのは「正副各1編」と、第5条、第6条第3項、第9条第1項、第10条及び第13条中「研究科委員会」並びに第6条第5項中「各研究科委員会」とあるのは、それぞれ「研究科会議」と、第9条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「構成員」と、第10条中「当該研究科委員会委員長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

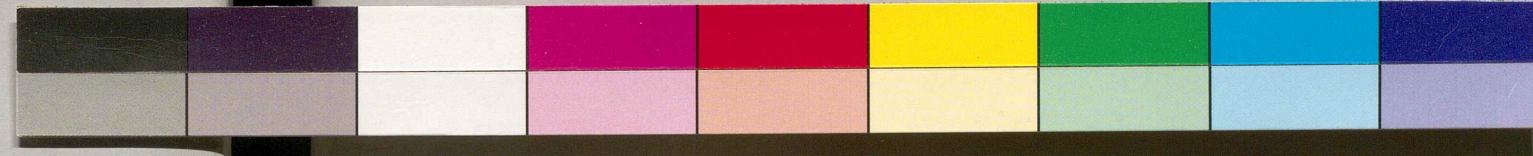
第4章 雜 則

(学位記の様式)

第25条 学位記の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号のとおりとする。

附 則

この規則は、昭和53年5月24日から施行する。ただし、改正後の第14条第2項及び第3項、第15条、第17条、第18条、第19条第2号並びに第20条第1項ただし書及び第2項の規定は、第14条第1項の規定による学位を授与した日から施行する。



別記様式第1号

第3条の規定により授与する学位記の様式

○ 修 第 号	学 位 記	本籍 (都道府県名) 氏 名 年 月 日	本学大学院人間文化研究科○○専攻の修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので○○修士の学位を授与する
お茶の水女子大学		印	お茶の水女子大学

別記様式第2号

第14条第1項の規定により授与する学位記の様式

博甲第 号	学 位 記	本籍 (都道府県名) 氏 名 年 月 日	本学大学院人間文化研究科○○専攻の博士課程を修了したので学術博士の学位を授与する
お茶の水女子大学		印	お茶の水女子大学

別記様式第3号

第14条第2項又は同条第3項の規定により授与する学位記の様式

博乙第 号	学 位 記	本籍 (都道府県名) 氏 名 年 月 日	本学に学位論文を提出しその審査及び試験に合格しきつ所定の学力を有するものと認定したので学術博士の学位を授与する
お茶の水女子大学		印	お茶の水女子大学

6. 臨海実験所規程（抄）

（設置）

第1条 お茶の水女子大学理学部に附属臨海実験所（以下「臨海実験所」という。）を置く。

（業務）

第2条 臨海実験所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 海洋科学に関する研究並びに教育及び実習
- 二 前号のほか、運営委員会で必要と認めた事項

7. 学生準則

学生準則趣意

- 1 本準則は、学生の自治活動の健全なる発達と円滑なる運営を期待するため定めるものとした。
- 2 学生自治活動の自主性は、尊重さるべきものであり、又その行動は、大学自治の確立を基調とするものである事を教職員及び学生相互に確認し、その相互の信頼を深める事例を蓄積しつつ、前条の目的を達成するも

のとした。

3 相互の意思疎通と理解を深めるためには、学生委員会と学生自治会執行部との連絡協議会を活用すべきものとした。

4 本準則は学生自治会活動及びそれと同等とみなされる活動を対象とした。

学生準則

（団体の設立並びに解散）

第1条 学内団体を設立しようとするときは、顧問教官を原則として定め、所定の様式により学生部長に届け出る。

2 学内団体の届け出事項に変更を生じたるとき、並びに解散する場合は、前項に準ずる。

3 学内団体の学外団体への加入は、学生委員会との協議を経て学生部長に届け出る。

（集会及び行事）

第2条 学内における学生の主催する集会は、所定の様式により学生部長に届け出る。ただし、学内団体の行事としてあらかじめ学生部長に届け出でてある集会は除く。

2 定例学生大会は、学生部長に届け出る。

3 臨時学生大会は、学生部長の承認を得るものとする。
(掲示その他)

第3条 特に指定された掲示板に掲げる掲示並びにポスターは学生自治会が管理するものとする。

2 その他の場所に掲げる掲示並びにポスターは、学生課に届け出る。

3 本学一般学生を対象とした印刷物の配布、販売、募金、署名運動及び世論調査等は、学生自治会管理とするも、学生課に予め通知する。

(学外団体の本部・支部及び事務局の設置)

第4条 本学構内並びに学寮内に学外団体の本部、支部及び事務局を設置する場合には、学生部長の承認を得るものとする。

(準則の適用)

第5条 本準則の適用にあたり、必要ある場合は、学生委員会と団体とは、十分の協議を行うものとする。

附 則

- 1 この準則に関する細則は、別にこれを定める。
- 2 この準則は、昭和35年4月10日から実施する。

学生準則施行細則抜萃

- 1 第1条第1項及び第4条の届出書式は、別紙第1による。
- 2 第1条第2項の届出書式は、別紙第2による。
- 3 第2条の各号の届出書式は、別紙第3による。
- 4 第2条の学生大会は、少くも8日前までに、他の集会は原則としてこれに準じて届け出る。
- 5 学生大会の議題は予め、決議事項、大会経過報告は大会後速かに学生部長に届け出るものとする。
- 7 本準則により学内の諸施設を利用する場合は、当該施設の管理方針に従うものとする。
- 8 第5条の協議は、学生委員会及び団体の少くとも何れか一方の申入により行われる。

8. 学生委員会規程

第1条 本会は、学生委員会と称し、学生の厚生補導に関する事項を審議し、必要ある場合には学生部の活動に協力する。

第2条 本会は、次の委員を以て組織する。

- 一 文教育学部から 3 名、他学部から 2 名ずつ推薦された専任教官計 7 名
- 二 各学部から推薦された補導委員の代表者 1 名ずつ計 3 名
- 三 学寮委員から推薦された代表者 1 名
- 四 学生部長
- 2 前項第 1 号該当者が第 2 号又は第 3 号の代表者に推薦された場合は、これらの資格を兼ねてもよい。
- 第 3 条 委員の任期は、1 年とし再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第 4 条 委員の互選によって委員長及び副委員長を定める。
- 第 5 条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 2 委員長事故あるときは副委員長これに代る。
- 第 6 条 委員 3 名以上の申出があったときは、委員長は、委員会を招集する。
- 第 7 条 学長、学部長は、隨時出席することができる。
- 2 その他の職員は、委員長の請求又は了解があったとき出席する。
- 第 8 条 本会は、第 1 条の使命を達成するために次のことを等を行う。
- 一 学長から諮問された問題を審議し、又は自発的に

意見を進言する。
二 学生部長提案の協議に応じ、又は自発的に助言する。

三 学生部から報告を受け、又は資料の提供を求める。
四 補導委員と連絡をとる。
五 学生と連絡懇談を行う。
六 必要ある場合には学生部の活動に協力する。
七 その他学生の厚生補導に必要と認められる事項を調査研究する。

第 9 条 本会に幹事を置き、学生課長及び厚生課長がこれに当る。幹事は、委員長の命をうけて事務を処理する。

附　　則

本規程は、昭和27年8月9日より実施する。

9. 学寮委員会規程

第 1 条 学寮委員会（以下「委員会」という。）は、学寮の管理運営の基本的事項について審議し、学寮自治生活の向上のためその具体的方策をはかる。

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各学部選出の教官 各 2 名
- 二 学生部長

2 委員会は、前項の委員の互選により正副委員長を選出するものとする。

3 事務局長は、委員会に出席するものとする。

第 3 条 前条第 1 項第 1 号の委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これに代わる。

第 5 条 委員 3 名以上の申し出があったときは、委員長は、委員会を招集するものとする。

第 6 条 学長、学部長及び学生委員長は、隨時委員会に出席することができる。

2 委員会は、必要に応じ前項に定める者以外の教職員を招いてその意見を聴くことができる。

第 7 条 委員会は、その構成委員 5 名以上の出席をもって成立する。ただし、第 2 条第 1 項第 1 号の委員については、各学部それぞれ 1 名の出席がなければならない。

第 8 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 お茶の水女子大学学寮規程第 6 条第 2 項（及び学寮規程細則第 1 条）に係る学寮自治規約の承認に関すること。

二 学寮規程第 7 条第 2 項に係る入寮の選考及び許可に関すること。

三 学寮規程第 10 条第 3 項に係る退寮に関すること。

四 学寮に関する諸規程及び細則の制定改廃に関するこ

と。

五 学寮協議会の開催及び協議事項等に関すること。

六 寄宿料の免除に関すること。

七 学寮の施設、設備に関すること。

八 学寮における保健衛生、災害対策に関すること。

九 学寮勤務者に関すること。

十 その他学寮生活に関すること。

第 9 条 委員会は、学長、評議会、教授会若しくは、学生委員会等から提案された事項につき審議し、又は自発的に進言することができる。

第 10 条 委員会に関する庶務は、学生部厚生課が行う。

附　　則

1 この規程（以下附則において「新規程」という。）は、昭和40年10月31日から施行する。

- 2 昭和28年7月8日施行のお茶の水女子大学寮務委員会規程（以下附則において「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 旧規程に定める寮務委員会によって、審議中の事項で、新規程施行後引き続き審議を要する事項については、新規程に定める学寮委員会において審議するものとする。

10. 小石川寮運営委員会規程

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学小石川寮規程第5条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学小石川寮運営委員会（以下「委員会」という。）に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 委員会は、小石川寮の管理運営に関する基本的事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 学生部長

二 各学部から選出された教官2名

三 厚生課長

2 前項第2号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学生部長をもってこれに充て、副委員長は委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会の会務を掌理し、委員会を招集して、その議長になる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員3名以上の申し出があったときは、委員長は、委員会を招集するものとする。

(会議)

第7条 委員会は、委員5名以上の出席をもって成立する。ただし、第3条第1項第2号の委員については、各学部それぞれ1名の出席がなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて関係教職員の出席を求めることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、厚生課において処理する。

附 則

1 この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

2 第3条第1項第2号の委員は、当分の間、お茶の水女子大学学寮委員会規程第2条第1項第1号の委員をもって充てる。

3 この規程施行の日に前項の規定により委員となる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、学寮委員会委員の任期満了の日をもって終る。

11. 学生会館規則

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学学則第54条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学学生会館（以下「会館」という。）に関する事項については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 会館は、学生相互並びに学生・教職員間の親睦を深め、学生の教養を高め、課外活動を盛んにするとともに、学園生活を豊かにすることを目的とする。

(管理運営)

第3条 会館の管理運営の責任者は、学生部長とする。

2 会館に関する事務は、学生課において処理する。

(会館運営委員会)

第4条 会館の円滑な運営を図るために、お茶の水女子大学学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会館に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和53年2月22日から施行する。

12. 学生会館運営委員会規程

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学学生会館規則第4条第2項の規定に基づき、お茶の水女子大学学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 会館運営上の具体的な問題に関する事項
- 二 会館の使用計画に関する事項
- 三 会館の行事計画に関する事項
- 四 その他会館運営上特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 各学部から選出された教官各2人
- 二 学生部長
- 三 学生代表6人
- 2 前項第1号及び第3号の委員は、学長が任命又は委嘱する。

嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号及び第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、第3条第1項第1号の委員の互選によって定める。

(委員長及び副委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会の会務を掌理し、委員会を招集して、その議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるいは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当する場合に招集し、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 一 委員長が必要と認めた場合
- 二 3分の1以上の委員から開催要求があった場合

(幹事及び事務)

第8条 委員会に幹事を置き、学生課長をもって充てる。

2 委員会の事務は、学生課において処理する。

(小委員会)

第9条 委員会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年2月22日から施行する。

13. 学生会館使用細則

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学学生会館（以下「会館」という。）の使用については、この細則の定めるところによる。

(使用者)

第2条 会館を使用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本学の学生及び教職員
- 二 その他お茶の水女子大学学生会館運営委員会の議に基づき、学生部長が特に認めた者

(開館時間)

第3条 会館の開館時間は、休館日を除き次表のとおりとする

期 間	開 館 時 間
(1) 4月1日から4月10まで (2) 8月1日から8月31まで (3) 12月26日から翌年1月10日まで (4) 2月20日から3月31日まで	10時から18時まで
(1) 4月11日から7月31日まで (2) 9月1日から12月25日まで (3) 1月11日から2月19日まで	9時から21時まで

(休館日)

第4条 会館の休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

三 創立記念日 11月29日

四 入学試験日及びその前日

五 8月10日から8月20日まで、12月28日から翌年1月4日まで及び3月25日から3月31日まで

(使用手続)

第5条 次の各号に掲げる部屋を使用する場合は、所定の使用願を会館事務室に提出するものとする。

一 ホール（大集会室）

二 小集会室

三 和室

四 共用連絡室

五 小談話室

六 音楽休養室

(使用上の注意)

第6条 会館を使用する者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 使用時間を守ること。

二 許可された目的以外の用途に使用しないこと。

三 室内の諸施設、物品等を無断で移動、改廃及び新設をしないこと。

四 掲示類は、所定の場所以外に行わないこと。

五 使用後は、室内の清掃を行い、備品を原状に復する等施設の保全、清潔及び美化に務めること。

六 火気の使用、戸締まり及び電灯の点滅等については、細心の注意をはらうこと。

七 会館内では飲酒しないこと。

(損害賠償)

第7条 会館を使用する者が、施設及び備品等を滅失又は破損した場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その額を減免することがある。

(使用の禁止)

第8条 会館の使用を許可された者が、許可条件に違反するときは、学生部長は、その使用許可を取り消し、その者に対し、以後の使用を禁止することがある。

2 その他この細則に違反した場合は、以後の使用を禁止することがある。

附 則

この細則は、昭和53年2月22日から施行する。

14. 保健管理センター規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、お茶の水女子大学学則第53条の規定に基づき、お茶の水女子大学保健管理センター（以下「センター」という。）に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、本学の保健管理に関する専門的

業務を行い、もって学生及び教職員の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

一 学内保健管理計画の立案に関すること。

二 保健管理の充実向上のための調査研究に関するこ
と。

三 定期及び臨時の健康診断に関すること。

四 精神衛生等についての相談、助言に関すること。

五 健康相談に関すること。

六 学生相談に関すること。

七 健康診断の事後措置等健康の保持増進に必要な指
導援助に関すること。

八 環境衛生及び伝染病の予防についての指導援助に
関すること。

九 その他健康の保持増進について必要な専門的業務
に関すること。

(組 織)

第4条 センターに次の職員を置く。

一 所 長

二 所 員

三 看 護 婦

(所 長)

第5条 所長は、本学の教授または助教授をもって充
てる。

2 所長は、センターの所務を掌理する。

3 所長の選考に関する規程は、別に定める。

(運 営)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、保健管理
センター運営委員会を置く。

2 前項の委員会に関する事項は別に定める。

(附属学校)

第7条 センターは、第3条に掲げる業務を行うほか、
附属学校の生徒、児童及び幼児の保健管理に関する業
務の実施について協力する。

(事 務)

第8条 センターの事務は、学生部厚生課（教職員に
かかるものは庶務課）において行う。

附 則

この規程は昭和47年7月12日から施行し、昭和47年5
月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和48年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行する。

15. 保健管理センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 お茶の水女子大学保健管理センター規程第6条の規定に基づき、お茶の水女子大学保健管理センター運営委員会に関する必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

一 保健計画に関する事項

二 センターの事業計画に関する事項

三 保健管理センター所長及び所員の人事に関する事項

四 その他保健管理に関する必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって組織する。

一 保健管理センター所長

二 各学部教授会から選出された教官各2名

三 附属学校から選出された教官2名

四 保健管理に関する専門的知識を有する教官3名以

内

五 学生部長

六 事務局長

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、学長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故のあるときは、委員長の指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の成立には、委員過半数の出席を必要とする。

2 委員会の議事は、出席者の過半数により決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第6条 第2条第3号の審議事項は、大学教官である委員をもって行い、委員の4分の3以上の出席を必要とする。

2 前項の審議の手続は、学部教授会の審議の手続の例に準ずる。

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は委員会が定める。

第9条 委員会に関する事務は、学生部厚生課で行う。

附 則

1 この規程は、昭和47年7月12日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

2 お茶の水女子大学ヘルスセンター運営委員会規程（昭和37年2月14日制定）は、廃止する。

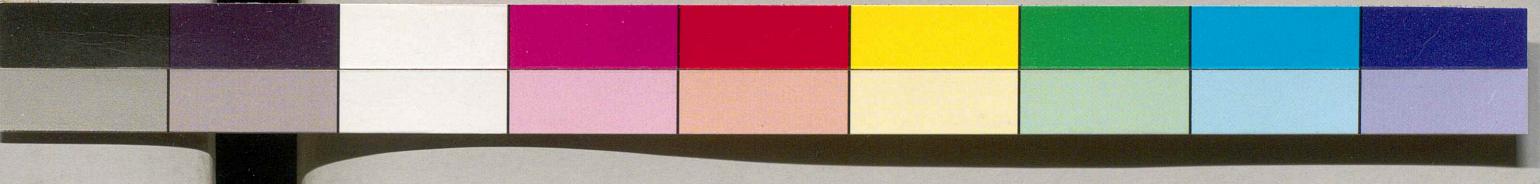
3 この規程の適用日から施行日までの間において、ヘルスセンター運営委員会の行った決定事項は、この委員会の決定事項とみなす。

附 則

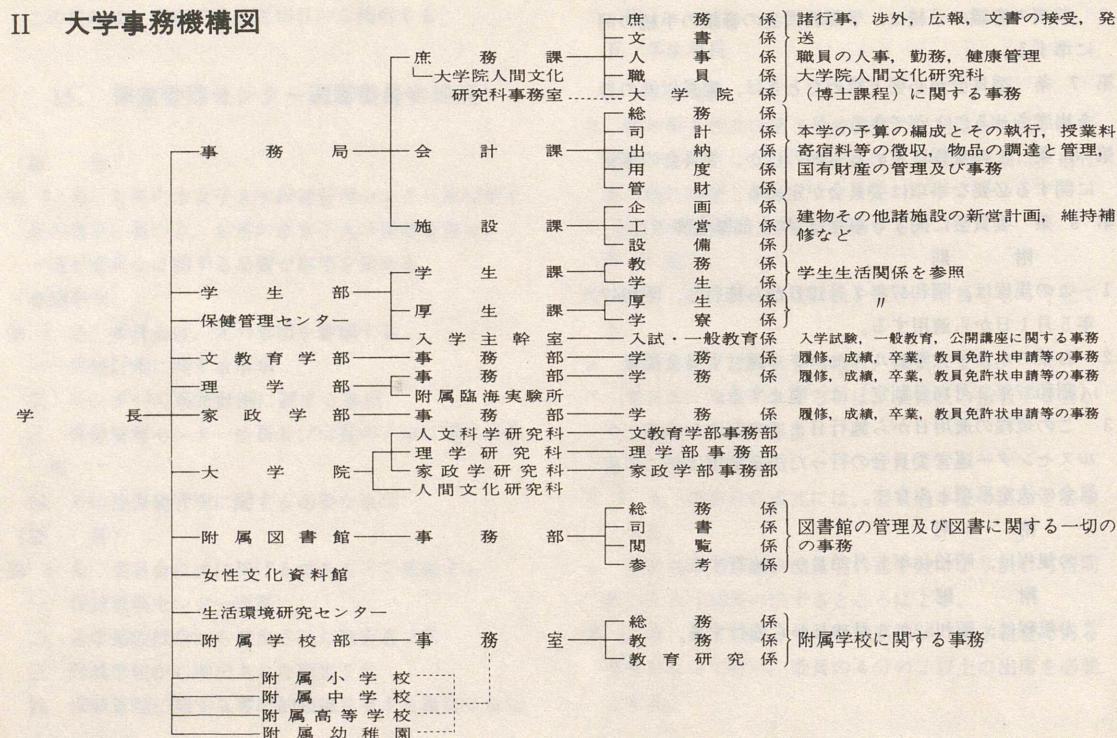
この規程は、昭和48年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年6月18日から施行する。



II 大学事務機構図



III 履修上の手続について

履修上の事務は各学部事務部で取扱われます。各事務部では、教務関係のことを中心として、下記の事がらを取扱っています。その中で学生に関係の深いもののあらましを説明します。

授業時間割、入学及び卒業、編入学、転科転学部、
科目履修及び試験、成績管理、免許状、証明書
(卒業・成績)発行、委員会、教授会、科学研究院

1 授業時間割について

授業時間割は、各学科研究室前、各学部事務部前（又は教務用掲示板）及び一般教育1号館掲示板に発表します。

2 学科目履修について

- (1) 履修科目的決定
授業時間割を基礎にして、教官の指導をうけ、この冊子の「学部履修規程」「授業科目」「教育職員免許状について」別冊の「開講科目」を研究し各自の履修科目をきめることになります。

(2) 学生が学部事務部から受け取るもの

- A 履修カード（各学部共通）これに科目名、教官名等を記入する。

注1. 履修カード未提出者は試験を受けられない。

注2. 履修カード未提出者の採点は依頼しない。

注3. 授業に出ていても試験を受けない場合を聴講

といい、履修カードの記入は朱書する。

B 履修簿 各学部の全科目名と成績記入欄を印刷したもの。学生は履修カードを提出した科目に○印をつけ、教官名を記入する。

(3) 履修の手続について

履修簿、履修カードは所定の期日までに所属学部事務部へ提出する。(具体的な手続は、各学部事務部前に掲示するので注意すること。)

(4) 履修科目の取消について

履修科目のうち、何かの事情で履修を取止めるときは、遅くともその試験の前日までに、履修科目の「取消願」を提出しなければなりません。

(5) 追試験について

病気その他止むを得ない理由によって、定期試験を受けられなかった人は、希望すれば追試験を受けることができます。三年以下の場合は一週間以内に卒業予定者は直ちに申し出ること。一般教育、外国語の科目の場合には「追試験願」に科目担当教官の認印をもらい、試験日時を打合わせ、事務部に提出する。

専門科目の場合は直接担当教官に申し出る。

いずれの場合も「止むを得ない理由」を証明する書

類をつけています。

3 教員免許状のための科目履修について

卒業に必要な科目及び単位と、教員免許状取得に必要な科目及び単位とは、必ずしも一致しません。

教員免許状取得希望者は、この冊子の「授業科目」と「教育職員免許状について」をよく照合して、自分の希望する免許状の種類とそれに必要な履修方法を検討するとともに、所属学科の補導委員や学部事務部の指導を受けてください。

教員免許状を取得する場合は、必修の単位や全体の単位数が不足すれば免許状は取得できません。できるだけ早めに方針を立てることが必要です。

なお、教職に関する専門科目のうち「教科教育法」(各免許教科ごと)を第3年次に履修していかなければ、第4年次に「観察参加」と「教育実習」を履修することができないので注意してください。

4 授業と休業日について

定期休業日は「学則」の中に定められています。しかしいろいろな行事や事由のため臨時に授業が休みとなる場合があり(半日、全日等)、春、夏、冬の休業期間の始めや終りも必ずしも学則どおりにいかない場合もあるのです。それらはすべて「学部事務部」を通じて掲示されます。

教官が病気その他のため休講するときは、教官からの連絡により、事務部前(又は教務用掲示板)に掲示されます。

5 交通機関のスト実施に対する授業関係措置について

交通機関のストに対して次のとおり措置します。

次のいずれかがストを行う場合

- (1) 首都圏の国電
- (2) 帝都高速度交通営団 丸ノ内線・有楽町線と都営交通が同時に行ったとき
- (3) 東武東上線

午前6時までに解決しない場合は午前中、午前10時までに解決しない場合は、全日授業を休講とする。

ただし、首都圏の国電の部分スト(拠点スト)の場合は平常どおり授業を行う。

6 定期試験について

学年を分けて、9月30日までが前期、10月1日以後が後期です。各期の終りに定期試験の期間が1週間ずつ設けられています。

各科目とも前期、後期それぞれの終了時に試験を行うのが原則ですが、前期末の試験を省く科目もあります。

前期だけで終わる科目は、もちろん前期末に試験を行います。

行います。

これらの試験は、その期間内の平常の時間割で行われるのが通例です。学生は、事前に教官と必ず打合わせ、筆記試験・レポートの別、その日時・場所について承知しておかねばなりません。前期末の試験は、9月下旬までに終わり、その後試験休みとなり、後期末試験は2月中旬に行います。

7 証明書の発行

学生、卒業生等が卒業(見込)証明書、成績証明書、単位修得(見込)証明書等を希望するときは、学部事務部備付けの「証明書交付願」に記入しなければなりません。証明書等は4日目(ただし土曜午後・日曜は除く)までに作成します。

8 教務関係事務の相談

履修上の各種の疑問は、主任教官や学部事務部に問い合わせ、事務部で解決できないときは、委員会や教授会等にはかりますから、相談してください。

9 掲示の場所

事務部が学生に連絡する事項は各学部掲示板に掲示します。重要なことや学部共通のこととは、屋外掲示板にかかることもあります。見落しのないよう毎日一度は掲示に注意してください。

10 転学部・転学科について

学部内の他学科又は他学部への転入は下記規定によつて行われます。

転学部・転学科は一般に学年が進むほど困難が加わるので、もしどうしても希望するなら、できるだけ早い時期に決断することが望ましいと思われます。希望者は補導委員その他のアドバイスを充分にきいたうえで決定の参考にしてください。

1 転学部・転学科を申し出ることのできる学生は、転学部・転学科の時期において在学1か年以上となる見込のものとする。

転学部・転学科の期日は4月1日とする。

2 「転学部・転学科願」は所定の様式により、所属学科・所属学部事務部を経て学部長に前年度1月末日までに提出する。

転学部・転学科受験許可は、2月下旬までに関係教授会の議を経るものとする。

3 転学部・転学科の可否の判定は当該学生の入学試験成績、在学中の成績及び転学部・転学科試験成績を総合判定し、受入学部教授会の議を経て決定する。

4 試験の期間は、2月下旬より3月上旬までの間に行う。

5 転学部・転学科の許可は本人に通知する。

6 転学部・転学科の在学期間は受入学部教授会の議を経て決定する。

11 新たに大学若しくは短期大学の第1年次に入学した学生の既修得単位の取扱いについて

大学若しくは短期大学を卒業又は中途退学し、お茶の水女子大学学則（以下「学則」という。）第23条第2項の規定により、入学を許可された者の既に修得した単位（以下「既修得単位」という。）については、学則第15条第2項の定めるところにより、本学において修得したものと認定することのできる単位の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 既修得単位の認定を受けようとする者は、別紙様式1による既修得単位認定願いに、成績証明書を添えて、当該学部長に願い出るものとする。
- (2) 当該学部長は、教育上有益と認めるときは、当該学科学科主任及び願出のあった授業科目の関係教官と協議のうえ、当該教授会の議を経て、既修得単位の認定を行うものとする。
- (3) 既修得単位の認定は、本学における大学設置基準上の一般教育科目、保健体育科目及び外国語科目に相当する科目について、大学にあっては30単位、短期大学にあっては15単位を超えない範囲で、別表の基準により行うものとする。
- (4) 当該学部長は認定した科目及び単位について、認

転 学 部 頼				
昭和 年 月 日				
お茶の水女子大学長殿				
学 科 主 任		補 導 委 員		
学 部	学 科	専 攻	昭 和	年 度 生
氏 名 印				
(〒)				
連 絡 先 (TEL ())				
下記の理由により 学 部 転 学 科 専攻へ				
したいので許可くださるようお願いします。				
理 由 ()				
学 部 長	事 務 長	係 長	係 長	

- 定書を交付するものとする。
- (5) 第2号により単位の認定を行った場合は、認定した単位に代えて、他の選択科目的履修を行わせるなど履修内容の有益を図るよう、各学部において適切な指導を行うものとする。
- (6) この取扱いは、昭和55年6月11日から実施し、昭和54年度入学者から適用する。
- (7) この取扱いは、昭和57年7月14日から実施し、昭和57年度入学者から適用する。

別表

授業科目区分	認定できる科目及び限度単位数
一般教育科目	人文分野に相当する科目 8単位 社会分野に相当する科目 8単位 自然分野に相当する科目 8単位
保健体育科目	保健体育講義 2単位 体育実技 2単位
外国語科目	第1外国語科目 8単位

別紙様式1

既修得単位認定願		
昭和 年 月 日		
学部長殿		
所属_____学部_____学科_____専攻		
氏名_____印		
既修得大学学部学科		
 既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書添付の上、下記のとおり申請します。 記		
区分	認定を希望する履修授業科目名	修得単位数

12 転学及び編入学した学生の既修得単位の取扱いについて

お茶の水女子大学学則（以下「学則」という。）第29条第1項及び第32条の規定により、入学を許可された者の既に修得した単位（以下「既修得単位」という。）については、学則第15条第2項の定めるところにより、本学において修得したものと認定することのできる単位の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 転学及び編入学した学生が、既修得単位の認定を受ける場合、別紙様式1による既修得単位認定願に、成績証明書を添えて、当該学部長に願い出るものとする。
- (2) 当該学部長は、当該学科学科主任並びに一般教育科目、保健体育科目及び外国語科目的関係教官と協議のうえ、当該教授会の議を経て既修得単位の認定を行うものとする。
- (3) 既修得単位の認定は、本学における大学設置基準上の一般教育科目、保健体育科目及び外国語科目に相当する科目について行うものとする。
- (4) 前号にかかわらず、当該学生より既修得単位のうち、専門教育科目について認定の申し出でがあった場合は当該学部長が当該科目を認定することを教育

上有益であると認めたときに限り、第2号に準じ既修得単位の認定を行うことができる。

- (5) 第2号及び第4号により単位の認定を行った場合は、認定した単位に伴ない、履修すべき単位について、当該学部は適切な指導を行うものとする。
- (6) 当該学部長は認定した科目及び単位について、別紙様式2による認定書を交付するものとする。
- (7) この取扱いは、昭和56年4月1日から実施し、昭和56年度入学者から適用する。

別紙様式1

既修得単位認定願		
昭和 年 月 日		
学部長殿		
所属_____学部_____学科_____専攻		
氏名_____印		
既修得大学学部学科		
 既修得単位の認定を受けたいので、成績証明書添付の上申請します。		

附「外国語科目」の履修について

外 国 語 8

- 外国語科目は英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語及び中国語に分かれている。外国語 8 とは 1 か国語についての修得単位数を示す。
- 1 外国語科目を 2 か国語以上修得する場合は、1 か国語を必修科目とし、他の 1 か国語は選択科目として、履修することとなる。
 - 2 なお、外国語科目の履修については次の内規がある。

区 分	英 語	ドフロ中 イラシ国 ツスア国 語語語語				英 語	ドフ イラ ンス 語語		ロ シア 語	中 國 語
		(一) 年 次	(二) 年 次	初 級	上 級	会 話	高 級	会 話	会 話	高 級
单 位	4	4	1	1	2	4	2	2	2	2
每授業時数	4	4	2	2	2	4	2	2	2	2
摘要要	外国語 8 の該当科目			外国語 8 以外の科目 (自由選択科目)						

「体育実技」の履修について

体育実技では、所定の 2 単位 (90 時間) を、次の計画に参加して履修する。

- 1 正規の授業時間割による実習を第 1 コースといい、第 I, II 年次のあいだに 60 時間 ($\frac{1}{3}$ 単位 × 4) を履修する。
- 2 別に定める学内及び学外における体育計画に参加するものを第 2 コースといい、30 時間を第 IV 年次前期終了までに履修する。

第 2 コースの計画は次のとおり予定している。

(1) シーズンスポーツ

スキー実習 1 月上旬 3 月上旬 計 80 名各 15 時間
水泳実習 7 月上旬 約 50 名 6 時間

オリエンテーリング 5 時間 × 3

(2) 特別コース

モダンダンス

前期 約 50 名 各 15 時間 × 2

選択球技

前・後期 約 50 名 各 15 時間 × 10

注) 上記の第 2 コースについては、スキーを除いて同一種目を何回履修しても差し支えない。

IV 図書館の利用について

1 利用対象者

本学教職員
本学学生及び附属高等学校生徒
その他館長が特に許可した者（上記卒業生を含む）

2 開館時間

平日 9 時～18 時（授業のない日は 17 時まで）
土曜日 9 時～15 時（授業のない日は 12 時まで）

3 閉館日

日曜及び国民の祝日
日曜と祝日が重なった場合の次の月曜日
本学創立記念日（11 月 29 日）
本学卒業式当日（3 月 23 日）
年末及び年始
共通第 1 次学力試験当日
第 2 次学力検査当日（3 月 4 日～5 日）
その他都合により臨時に休館することがあります。

4 分類

昭和 37 年 9 月迄は本学独自の分類で、この種の図書は大部分書庫に入っています。（通称旧分類）
昭和 37 年 10 月からは日本十進分類法による事となり貴重書、逐次刊行物等を除いて、大部分開架図書室に出してあります。（通称新分類または N. D. C.）

5 目録カード

図書館にある目録カードは、大学全体に所蔵されている図書の総合目録です。目録カードには書名目録、分類目録、人名目録があり、それぞれ和書洋書にわかれています。

カード右上に配備部局とあるのは、その図書を現に所蔵している場所を示しています。図書館の本はここが空欄になっています。

6 図書の利用

図書の館外貸出は、学部学生は3冊1週間、大学院学生は5冊2週間です。(図書の館内閲覧は同時に5冊迄利用出来ます)図書は主として旧分類図書は書庫に、新分類図書は開架図書室においてあります。

1 書庫にある図書の利用

書庫にある図書は、備付用紙に請求記号、書名を記入し、出納台へ出してください。

(大学院学生は申し出の上入庫出来ます)

2 開架図書室にある図書の利用

図書閲覧票を出納台に提出してロッカーの鍵を受けとり、所持品をロッカーに納めて入室します。この室内での閲覧は自由ですが、一度利用した図書は元の所へきちんと返してください。館外への帶出を希

望の場合は、図書に添えてあるブックカードに所属学科、入学年度、氏名を記入して図書と一緒に出納台へ出してください。

3 参考図書室の利用

入室の手続きは上記の場合と同じです。この室には「新聞・雑誌コーナー」のほかに、辞書・事典類、目録、索引、年鑑、ハンドブック、図鑑、年表、地図などの参考図書と、Chemical Abstracts, Nature, Science 等の資料がおいてあります。又、学術雑誌総合目録や雑誌記事索引もおいてあります。これらはすべて室内利用に限ります。複写を希望の方はゼロックス受付へ申し出てください。

各大学や研究所の紀要、新聞や雑誌のバックナンバーを希望の方は出納台へ申し出てください。

4 複写機の利用

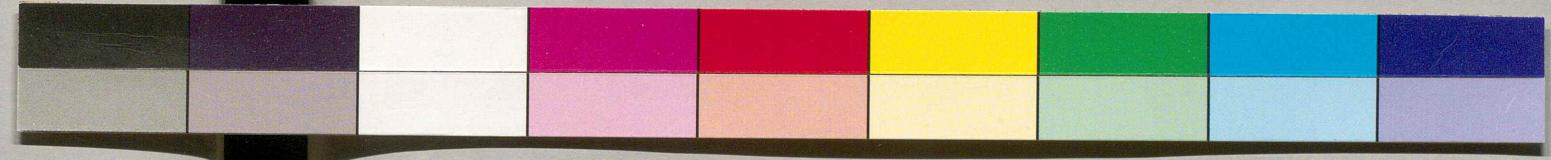
ゼロックスによる複写は1枚40円で、複写窓口は二階出納台の前にあります。原則として翌日出来上ります。

一階玄関入口横にある学生複写室のリコピーは、中速用感光紙を持参の上各自利用ください。

5 学外図書館の利用

他大学の図書館を利用したい方、国立国会図書館の

図書を借りたい方は、二階参考カウンター(13~15時)までお出でください。必要に応じて紹介状を発行いたします。また、大学院学生には、「国立大学図書館間共通閲覧証」を発行しますので、利用したい方は、参考係へ学生証持参の上申し出てください。その他、不明の点は何でも係員におたずねください。詳しくは「図書館案内」をご覧ください。



V 女性文化資料館について

沿革および設立趣旨

女性文化資料館は、女性研究のための資料館として、昭和50年4月に設置されました。

その目的は、女性の文化的社会的活動、その特性、風俗、習慣及び女子教育、特にお茶の水女子大学に関する資料を、収集整理して研究者の共同利用に供することとしています。

女性文化資料館の前身となった大学資料室（昭和42年設置）では、お茶の水女子大学に関する資料の収集・保存を主要な業務としていましたが、その間、学内外の利用者があいつぎ、より広範囲の女子教育資料の収集および研究が求められるようになり、広く女性一般にかかわる文献・資料を収集・整理し、研究に供する「女性文化資料館」を設置しようという構想が生まれ、翌年文部省により大学の共同教育研究施設として設置認可されました。それまで大学の研究教育機関に、女性に関する資料を収集し、調査研究する資料館といった性格の施設がなかったので、日本で初めての女性研究のための専門的な資料館として出発しました。現在では、学内のほか、全国各地および海外からの利用者があとをたたない特色ある施設です。

組織と運営



資料館の運営は、大学の各学部から選出された運営委員があたっています。日常業務は、館長（当分の間附属図書館長と兼任）、専門員4名（教官兼任）、専任助手1名、非常勤事務補佐員1名が行っています。

文献・資料の収集活動

資料の収集範囲は、広く女性一般にかかわる資料ということで、婦人問題、女性論、女性史、女子教育、服装史、家族史、女流文学等々多岐にわたっており、なかでも、女性の伝記や手記などを収集することや、女子教育機関の年史や同窓会史、各地の女性史・婦人問題研究グループの機関誌などを収集することに留意しています。収集・整理した蔵書については、目録を作成し利用者の便宜をはかっています。今までに『お茶の水女子大学女性文化資料館文献・資料所蔵目録(1977年3月末現在)』（昭和52年6月刊）、および『同館文献・資料所蔵目録No.2（1978年3月末現在）』（昭和54年6月刊）、『同館所蔵文献・資料目録No.3（1982年3月末現在）』（昭和58年3月刊）、パンフレット『マイクロフィルム History of women 内容紹介』（昭和56年3月）を作成し、関係諸機関に配付しています。

研究調査活動

昭和52年度には、大学教育方法等改善経費によるプロ

ジェクトとして「大学における婦人問題及び女性学講座についての調査研究」をテーマとし、その研究報告は、『婦人問題を中心とした一般教育科目的教育方法、教育内容の改善・充実のための実験的調査研究報告書』（昭和53年3月刊）にまとめられています。昭和54年度の同経費によるプロジェクトとしては、本学の総合コース世話人を含む一般教育担当教官と共同で、「総合科目における婦人問題」の調査研究を行い、『総合科目婦人問題プロジェクト研究資料』（昭和55年3月刊）にまとめています。また、昭和56年度の特定研究で「女子高等教育とその成果に関する総合的研究」を行いました。そのほか月例の研究会も開催しております。

なお、資料館の活動にともなって調査研究の成果を発表するため、昭和55年3月に『女性文化資料館報』を創刊し毎年刊行されています。

施設・利用法

現在、資料館の独立した建物はなく、大学附属図書館の一部におかれています。利用法は、大学図書館規程に準じており、他大学の学生・教官ならば所属大学図書館の紹介状が必要です。その他研究のために利用の便宜をはかっています。

VII 生活環境研究センターについて

沿革及び設置目的

生活環境研究センターは、昭和34年4月に設置された家政学部附属食物化学研究施設を昭和55年4月1日組織換えし、お茶の水女子大学の学内共同研究施設として新たに発足した研究センターである。

本センターは、人間生活と環境とのかかわりあいについて多面的に考察し、快適な生活のための環境に関する総合的研究を行い、もって教育研究の進展に資することを目的としている。

組織・運営・研究活動

上記の目的を達成させるために、下記の研究分野における研究・開発を行う。

- 一 生活素材
- 二 環境制御
- 三 社会環境
- 四 環境適応

センターの運営は、各学部から選出された運営委員、事務局長及びセンターの教官があたり、主たる研究・教育業務はセンターの専任教官4名で行っている。

現在、「生活環境変化への人間の対応」を主題として、上記4研究分野にわたる総合的な共同研究及び食と生体科学を中心とする各個研究・教育活動を行っている。

VII 学生生活関係

1	厚生補導機構	93
2	学生部	94
3	補導委員	94
4	顧問教官	95
5	課外活動	95
6	学生教育研究災害傷害保険制度	100
7	学生会館	104
8	保健管理センター	105
9	奨学金	108
10	学資貸付金	114
11	就職・アルバイト	115
12	財団法人学徒援護会について	116
13	授業料免除等	117
14	宿舎	120
15	下宿・賃間等	126
16	食堂	127
17	学生証	131
18	通学証明証・学割証	132
19	在学証明書	133
20	休学・退学・他大学への転学	133
21	身上の異動について	134

1. 厚生補導機構

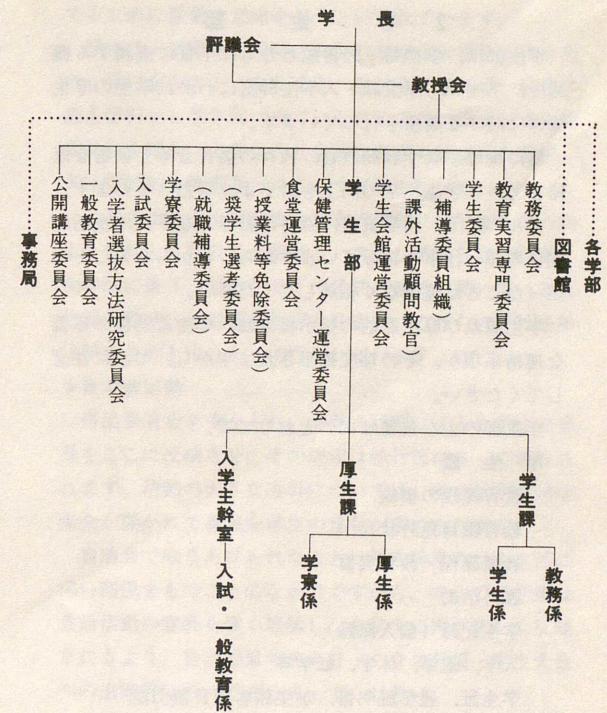
学生時代には、教室で深い教養を身につけ、専門の学術研究に励むのが第一ですが、いっぽう、その余暇に課外活動や交友その他日常の生活を通じて、人格形成の糧を得、貴重な社会的経験を深めていく面も、それに劣らず大きな比重をしめています。

この両面の成果をあげるために、大学には右の図に示すような厚生補導機構があります。

学生に関する深い事柄については、それぞれ委員会が設けられていて、関係教官によって慎重に審議されます。

各クラスには補導委員があり、文化部、運動部の学生団体には顧問教官があって学生からの相談に応じています。

また、修学途上においては心身共にいろいろ困難な問題に遭遇することがありますが、そのような時にはもちろん補導委員に相談してよいのですが、そのほかに保健管理センターの診療室や学生相談室があつて専門的立場から相談に応じています。



2 学 生 部

学生部は、事務局・図書館とともに学長に直属する機関で、学生課・厚生課・入学主幹室にわかれ学生の厚生補導に関する業務を行っています。

常に補導委員や顧問教官、種々の委員会等と緊密な連絡をとって学生生活の向上を計るよう努力しています。

アルバイト、奨学資金、課外活動等みなさん生活に関係の深い仕事を扱っていますから、わからないことや困ったことは遠慮なく相談してください。

学生課及び厚生課前の掲示板には、学生部関係の重要な連絡事項が、その都度掲示されますから、つねに注意してください。

学生部の主な業務は次のとおりです。

学 生 課

- 教育課程の編成
- 教育職員免許状
- 教職課程・教育実習
- 課外活動
- 学生記録（個人記録）
- 入学、退学、休学、転学等
- 学生証、通学証明書、学生旅客運賃割引証
- 外国人留学生

厚 生 課

- 学生の健康管理
- 授業料の免除、徴収の猶予
- 奨学金
- 就職・アルバイト
- 学寮、下宿・賃貸等の紹介
- 食堂
- 学資貸付金
- 学生教育研究災害傷害保険

入学主幹室

- 入学試験
- 一般教育課程の編成
- 一般教育施設の管理運営
- 一般教育時間割の編成
- 公開講座

3. 补 導 委 员

各学科学年別に補導委員があり、次のような組織で定められています。

各クラスの補導委員は別冊の「開講科目」に記載されています。

補 導 委 员 組 織

- 1 学科別に補導委員を置く。

委員は教授・助教授・専任講師でその所属学科主任の推挙した者。

2 委員選出の方法

学科主任が各年次の責任者を決定する。

3 委員の任務及び任期

任 務 学生生活の向上に関する学生の補導（学習上、健康上の問題、育英奨学金の世話、その他一般的補導）

任 期 委員の任期は一年とする。ただし、重任を妨げない。

4. 顧 問 教 官

自治会文化部・運動部等に属する学生団体の各々には顧問教官があります。顧問教官には団体のメンバーが最も適当と思われる先生を依頼しています。団体の活動についてでは先生と十分に連絡をとって課外活動の成果をあげてください。

5. 課 外 活 動

（担当・学生課学生係）

大学の四か年在校中勉学の余暇を利用して正課以外の学術・社会・芸術・宗教・スポーツ・レクリエーションなどに関する活動に参加する経験は、豊かな人間性を育

てるために重要な意味をもつといわれています。

学生は入学すると同時にお茶の水女子大学学生自治会の一員になることになります。自治会では毎週一回各学部各学科から学年別に出ていた自治委員が集まって自治委員会を開き、全学生の社会的な要求や経済的な要求、又は学問的な要求などに応じて討議を行っています。

お茶の水女子大学学生自治会の活動には学生生活の向上を目的とする自治会活動と、共通な興味と目的の下に全学的に集り、協力してその目的の達成に動いている文化部活動及び運動部活動があります。これらの課外活動は学生会館を中心として行われています。

●自治会活動

自治委員会を中心とし、クラス討議による全学生の意見をここに反映させ、その決定は執行部によって執行されます。活動の大きな方針については、年2回定期学生大会が開かれて直接全学生の意見が求められます。

自治会で取りあげられたことは現在将来の学生生活に深い関係をもつことになるのですから、すべての学生は自治活動の意義を深く理解し、全学生の声が正しく反映されるよう、自治委員の決め方・クラス討議・学生大会への出席等について充分考えてください。

どんな場合でも大学との関係は信頼と理解であって、

学生委員会と自治委員会又は執行部はよく懇談会を開いて隔離のない話し合いをしています。委員の学生はこういうときには是非出席して意見を交換し、学生委員会の声をクラスに伝えてください。

●文化部活動、運動部活動

みなさんの負担している自治会費の中から補助をうけて文化部、運動部は次のような活動をしています。

文化部

児童文化研究会(しいのみ)、美術部、写真部、漫画研究会、新聞部、ロルベールクランツ、仏法研究会、E.S.S、狂言研究会、中国研究会、氷川下セツルメント、ピアノ班、かな書道部、お茶の水水管弦楽団、クラシックギター部、軽音楽研究会「お茶大フォーク村」、お茶大山城組(智美組合唱団)、フォークソング同好会「ちゃみい」、箏曲班、白ばら合唱団、東京コンカルディア女声合唱団、表千家茶道部、裏千家茶道部、S.F研究会、歎異抄研究会、キリスト者学生会、歌舞伎研究会、緑会合唱団、劇工舎プリズム、日本舞踊研究班、考古学研究会

運動部

バレーボール部、バスケットボール部、軟式庭球部、硬式庭球部、卓球部、モダンダンス部、スキーパー・リモ

一ネ、お茶の水剣優会、フィギュアスケート部、バドミントン部、弓道部、アーチェリー・クラブ、ワンダーフォーゲル部、山岳旅の会、野外研究会、オリエンテリングクラブ、テクテク

以上の部活動団体のほかに自治会に属さないで活動している団体もあります。

以上の各班は日常定期的に集会をもっていますが、秋には徽音祭(開学記念行事)といって体育祭、文化祭が全学的に催されます。

学内におけるこれらの学生活動が、それぞれ円滑に行われるために学生準則があります。

学生準則にかかわる問題がおこったとき、又は自治会等に問題があるときは学生委員会と自治会執行部は協議会を開いてその解決に向って努力しています。

●大学院生会規約

第1条(名称)

本会はお茶の水女子大学大学院生会(略称院生会)と称する。

第2条(目的)

本会は院生の自治活動に基づき、院生相互の理解と研究交流を深め、研究、生活の諸条件の向上をはかり、学問研究の発展の推進力となることを目的とする。

第3条(構成)

本会はお茶の水女子大学大学院生(以下会員と称する)全員によって構成される。

第4条(機関)

本会は次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 代議員会
- (3) 常任委員会
- (4) 臨時小委員会

第5条(総会)

1 総会は本会の最高決議機関である。

2 総会は次の場合に常任委員会により召集される。

- (1) 年二回(5月と11月)の定例総会
- (2) 臨時総会 これは、代議員会が総会を開く必要があると議決したとき及び会員の $\frac{1}{2}$ 以上の署名による要請が常任委員会へ提出されたとき開かれる。
- 3 総会を開くにあたって、常任委員会は三日前までに総会の議題、日時、会場を会員に公示しなければならない。
- 4 総会の定足数は全会員の $\frac{1}{2}$ とする。但し、委任状は定足数の $\frac{1}{2}$ までを有効とし議決権は認めない。
- 5 総会における決議は出席者の過半数の賛成を得たとき、成立する。
- 6 総会が成立しなかったとき、または開くことが困難なとき、投票により、全会員の $\frac{2}{3}$ 以上の回収を得てその過半数の賛成を得たとき、総会の決議に代えられることがある。

第6条(代議員会)

1 代議員は各専攻より10名に1名の割合(但し端数は切り上げる)で選出された代議員とオブザーバーにより構成され、総会に次ぐ決議機関である。院生は全員オブザーバーになることができ、代議員と同等の発言権を有する。院生以外の者は、その都度代議員の承認を得てオブザーバーになることができ、代議員の承認を得て発言できる。

2 代議員の任期は6ヶ月(一期6月~11月、二期12月~5月)とし、再任は妨げない。

3 代議員は次の常任委員を選出する。但し代議員は常任委員を兼ねることができない。

4 代議員会は次の場合に常任委員会により召集される。

- (1) 毎月1回の定例代議員会
- (2) 臨時代議員会 これは常任委員会が必要と認められたとき、及び代議員の $\frac{1}{2}$ 以上の要請または、臨時小委員会からの要請があったときに開かれる。

5 代議員会の定足数は全代議員の過半数とし、議決

は出席者の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成を得て成立する。
委任状の扱いは総会のそれに準ずる。

6 代議員の委任代行は、各専攻の責任のもとに正式代議員と同等の資格を有する。

第 7 条（常任委員会）

常任委員会は代議員会より選出された常任委員より成り、本会の執行機関を構成する。

常任委員の任期は代議員のそれに準ずる。
委員長（1名）本会全体を代表し統括する。

副委員長（1名）委員長の補佐を行う。
会計（1名）本会の会計を行う。

書記（1名）本会の記録を行う。
涉外（1名）主に对外交渉を行う。

第 8 条（臨時小委員会）

本会の各機関（総会、代議員会及び常任委員会）は各研究科その他に特殊な問題が生じた時問題に応じ臨時小委員会を設置することができる。臨時小委員会の決定は代議員会の承認を得て執行される。

第 9 条（会 計）

全会員は毎年会費を納める義務を負い、その額は200円とする。

会計報告は年二回の定例総会においてなされる。

第 10 条（規約改正）

本会規約の改正は総会により、出席者の過半数の賛成を得て行うことができる。

細 則

1 旧代議員及び常任委員は、新代議員及び常任委員が決定されるまで一切の任務を続行しなければならない。

2 会費の徴収は常任委員会が行う。

付 則

本規約は昭和45年3月10日をもって発効する。



●課外活動に関する手続きの主なもの

団体の設立について——（学生準則参照）

団体を設立しようとするときは、顧問教官を定めて所定の様式に記入し、規約・名簿等を添付し自治会の承認をえて学生課に提出してください。

顧問教官にお願いする先生が見つからぬで団体の設立に困るときは、学生課に相談に来てください。

毎年5月末に団体更新届を出すことになっています。この届を出さないと公認団体としての活動ができなくなります。

集会について——（同）

集会は主に学生会館で行われています。

学生会館を使用するときは、学生会館使用細則にしたがってください。

教室その他の施設を使用するときは、集会届に記入し、顧問教官の認印をうけて学生課に提出してください。施設にはそれぞれ管理する部局があり、借りる場合にはその承認が必要ですので、学生課の認印をうけたら借りようとする部局の承認を得てください。集会届はおそらくとも8日前に提出してください。

集会では、備品の管理、火気にも充分注意し、また器物を破損したときはすぐ学生課（時間外のときは宿直室）へ届けてください。

掲示について——（同）

用紙は新聞1頁大以下のものをもちい、なるべく多数の人が利用できるようにしてください。大書した字や色彩のつよい掲示しか目に入らないということのないようにしたいものです。

掲示内容に事実と誤りがあるもの、あきらかに他人の迷惑となるもの、掲示の責任者が明記されていないもの、公認団体でないもの等は注意をうけます。

掲示板には自治会管理のものと一般掲示板があります。自治会の掲示板には、自治会活動（課外活動を含む）のものを掲示し、自治会が管理します。

一般掲示板に掲示するときは、学生課で押印して、掲示期間、掲示場所等を書き入れます。

掲示は必ず所定の掲示板に掲示し、それ以外のところには掲示しないようにしてください。

期間のすぎた掲示は各自責任をもってとりはがしてください。

学内でビラをまくには、署名運動等をするには——(同)
前もって学生課に届け出してください。これらは自治会管理となっていますが、大学としては管理上學内で行われていることは一応知っているなければならないのです。

6. 学生教育研究

災害傷害保険制度 (担当・厚生課厚生係)

昭和51年度から学徒援護会が実施主体となり上記の制度が発足しました。

この制度は大学の教育研究活動中における不慮の災害事故により学生のうけた傷害に対する救済措置として実施されるものです。

1. 保険料と保険期間

保険期間	保険料適用区分	
	A 文 教 育 学 部 人文科学系研究科 人間文化研究科	B 理学部・理学研究科・家政学部 家政学研究科
1年間	350円	850円
2年間	600円	1,550円
3年間	900円	2,250円
4年間	1,150円	2,900円

(注) 保険期間は所定の修業年限にあわせます。



2. 本保険の有効期間

保険の申込みがあった日の翌日午前0時から始まり所定卒業年次の3月31日までとなります。つまり、昭和59年4月に4年間の保険期間で申込んだ場合には、昭和63年3月31日までが保険の有効期間であり、休学あるいは、留年により卒業期が延びたとしても、昭和63年3月31日以降の災害事故については、保険の対象となりません。

3. 本保険の対象となる傷害

被保険者の在籍する大学の教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に保険金を支払います。この保険において「教育研究活動中」とは次の場合をいう。

① 正課を受けている間

イ 講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間。

ロ 指導教官の指示に基づき、授業の準備もしくは後始末を行っている間、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間又は、授業に接続する時間及び場所において当該授業に関係する研究活動を行っている間。

ハ 指導教官の指示に基づき、卒業論文研究又は学

位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除きます。

ニ 大学設置基準第31条の2及び大学院設置基準第15条の規定に基づき、他大学の正課を履修している間。

② 学校行事に参加している間

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事に参加している間。

③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

④ 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続により大学の認められた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

4 支払いする保険金の種類と額

① 死亡保険金

(事故の日から180日以内に死亡したとき)

(1) 正課を受けている間及び学校行事に参加している間 1,200万円

(2) (1)以外で学校施設内にいる間及び学校施設外で課外活動を行っている間 600万円

② 後遺障害保険金

(事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき)
その程度に応じて死亡保険金額の4.5%~150%

③ 医療保険金（医師の治療を受けたとき）

平常の生活ができるようになるまでの治療期間	支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
治療期間 1日～ 3日	—	
" 4～ 6	6,000円	入院1日につき
" 7～ 13	15,000	4,000円
" 14～ 29	30,000	(注) 左記の金額に加算して
" 30～ 59	50,000	支払われます。
" 60～ 89	80,000	
" 90～ 119	110,000	
" 120～ 149	140,000	
" 150～ 179	170,000	
" 180～ 269	200,000	
" 270～	300,000	

(注1) 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。

(注2) 保健管理センターの治療でも対象になります。

5. 事故の通知

本保険で対象となる事故が生じた場合には、ただちに厚生課厚生係へ事故の日時、場所、状況、傷害の程度を事故届（厚生係にあります）又は電話等により連絡してください。

事故の日から30日以内に連絡のない場合は保険金が支払われない場合がありますから注意してください。

6. 休学、留年、転部の場合

①休学の場合—保険期間中に通算して1年以上休学したとき、休学の期間に応じて保険料を請求してください。

②留年の場合—新たに追加加入の手続きをしないと本保険の対象となりません。所定の保険料分担金を添えて厚生係に申込んでください。

③転部の場合—理科系（理学部、家政学部）から文科系（文教育学部）に転部の場合は、保険料の差額を請求してください。逆の転部の場合は、保険料の差額を追徴します。

(注) 原則として、保険料分担金の請求や新たな加入について、被保険者自身が厚生係で手続きをしてく

ださい。ただし、追徴に関しては厚生係から被保険者に連絡をとります。

以上がこの保険の概要ですが、詳細については、保険のしおりを参照するか、厚生係に問い合わせください。

7. 学 生 会 館

学生会館は、単なる集会の場としてではなく、学生相互並びに学生・教職員間の親睦を深め、学生の教養を高め、課外活動を盛んにするとともに、学園生活を豊かにすることを目的としています。

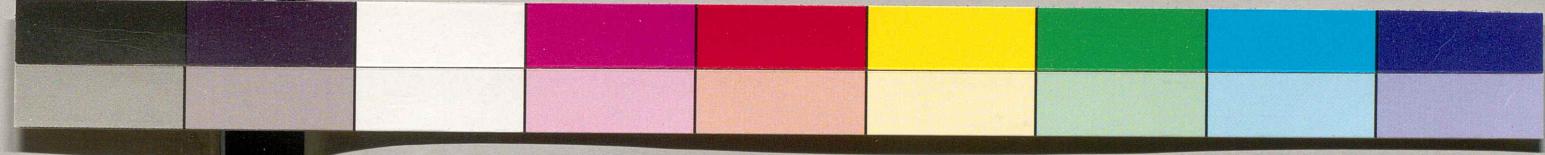
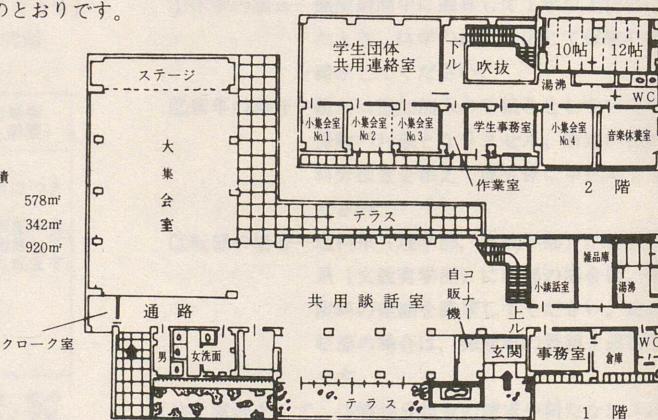
建物は、鉄筋コンクリート2階建（延面積920m²）で、1階にはホール（大集会室）、共用談話室、小談話室、事務室、倉庫があり、2階には共用連絡室、小集会室、和室、音楽休養室等があります。

このうち、指定された部屋を使用する場合は、所定の使用願を会館事務室に提出することになっていますが、それ以外は自由に使用できます。詳細については、事務室に問い合わせてください。

なお、開館時間、休館日は、原則として次のとおりです。

- 開館時間 午前9時～午後9時
- 休館日 日曜日、祝日、創立記念日、入学試験日及びその前日、8月中旬の10日間、年末年始、3月25日から3月31日まで。

各階面積
1 F L. 578m²
2 F L. 342m²
計 920m²



8. 保健管理センター

昭和51年3月に新しい建物が附属図書館前にできました。1階が検査室、測定室及びレンタルゲン室、2階が診察室、看護室、休養室及び学生相談室になっています。

保健管理センターはみなさんの健康に関する一切の相談を受け、適当な処置をするために設けられた施設です。

学生相談室は、みなさんの進学、就職、あるいは精神的な悩みなどに対して、みなさんの先輩である心理相談員や、精神科の医師が相談に応じています。また、定期的に講師を囲んで人生や恋愛の問題などを語り合う“Tea Hour”やレコード鑑賞なども行っています。

診療・休養室は、みなさんが身体に異常を感じた時や疲れたり気分が悪い時に治療や休養をするための施設です。ここでは、内科的あるいは外科的な簡単な検査投薬処置の他に、婦人科医（女医）による相談も行われています。身体に何か異常を感じたとき、それをいつまでもそのままにせず、また、理由もなく、ただ病気を誇張して恐れるようなことのないように、はっきりと原因を確かめ、それに応じた処置をとって、積極的に健康の保

持増進につとめてゆきたいと思います。

健康管理センターはみなさんのホームドクターとお考えください。

健康管理センターの利用について

健康管理センターがどのようなものか、よく解ったことだと思いますので、ここで実際に具体的なドアの叩き方、またその中の様子をお知らせしましょう。

健康管理センターは午前9時から午後4時30分まで開いています。（ただし土曜日は12時まで）昼休みは11時30分から12時30分ですが、急を要する場合は、この時間内でもさしつかえありません。

(1) 診療室、休養室について

診療室には、毎日医師と看護婦が勤務しており、校医の診療、健康に関するアドバイスを受けられるようになっています。

なお、休養室にはベッドが3台あります。気分の悪い時、休養を要するときはいつでも御利用ください。診療に関する諸費用は次のとおりです。

(イ) 診療、健康相談…本学教職員、学生、生徒はすべて無料

(ロ) 治療（薬品、衛生材料などの使用を含む）につ

いて…急を要する疾病、傷害については、原則として(1)と同様無料です。

(1) レントゲン検診…大学が行う所定の健康診断(定期・臨時)のとき全員無料

(2) 治療に必要な諸検査…無料

なお、現在、第2、第4金(午後)は精神科、第3水(午後)は婦人科、のそれぞれの専門医の相談を受けられます。アポイントメントのため、先ずセンターの常勤スタッフ(医師、看護婦、相談員)に申し出てください。

(2) 測定、検査について

現在のところ、次のような測定、検査をすることができます。

- 形態の測定…身長、体重、胸囲、坐高、上腕囲
その他の計測
- 身体機能の測定検査…視力、握力、血圧
- 心電図検査
- 臨床検査…尿、血液、その他の検査材料

(3) 相談室について

相談のためには、どの先生に希望してもよいのですが、保健管理センター相談室には、次のような先生が専門的に相談委員になっています。

相談担当所員は毎週木曜日午後センターにおられます。

相談委員氏名	所 属 学 科
奥野 剛	所 長
浅見 千鶴子	学生相談担当所員 (児童学科)
藤永 保	教 育 学 科
田口 恒夫	児 童 学 科
中山 時子	外 国 文 学 科 (中 文)
湯沢 雅彦	家 庭 経 営 学 科

以上の諸先生は、それぞれ本務の講義や研究のため、時間的制限もありますので、相談に当る日時が一応決めています。その時間内はみなさんの希望、連絡を待っているわけですから前もって相談申込カードに記入し相談室の係員(毎週、火・水・金勤務しています)に申し込んでください。

なお、相談は必ずしも一人でなければならないことはなく必要なら何人でもかまいません。また、クラス全体の問題となっているようなことを、補導委員、関係教官と相談することもできます。いずれの場合にも、前もって係員に申し込んでください。その他、学生相談室としてのいろいろな活動、例えばティーアワーなどを行いますので大いに活用してください。

相談についてのこと、またそれ以外のことでも、希望すること、不明なこと、不満のこと、ちょっとたずねたいことなどありましたらどうぞ係員のところにおいでください。皆さんための学生相談室です。どうぞ、どしどし利用してください。必要があれば、秘密を確保することにもなっています。個人的な相談に関する内容、記録などは、もちろん一切他にもれるようなことはありません。

相 談 申 込 カ ー ド				
No. _____	申込年月日	年	月	日
氏 名 _____				
生年月日 昭和 年 月 日 生(才)				
所 属	学部	学科	専攻	年
連絡先 _____				
健康状態	良.	可.	不可.	
相談担当日時 希望				
①	月	日	時 ~	時
②	月	日	時 ~	時
相談担当者 _____				
相談に関する希望事項				

9. 奨 学 金

(担当・厚生課厚生係)

日本育英会奨学金制度

1. 日本育英会の性格

日本育英会は、優秀な学生であって、経済的理由により修学困難な者に、学資の貸与その他育英上必要な業務を行って国家有用の人材を育成することを目的とする日本育英会法に基づく特殊法人です。

日本育英会は、すべて昭和19年2月16日制定された日本育英会法（法律第30号）及びこれに基づく日本育英会規程によって運営されているもので、次のような性格を持っています。

1 教育の機会均等の精神を基とし、奨学生の採用については、国公私立、昼夜間、男女等による差別はありません。

2 貸与されている奨学金の財源は、主として国民の負担する税金によるものです。

3 每年卒業する奨学生からの返還金は、翌年の事業費に繰り入れられます。したがって、現在奨学生が貸与されている奨学金には、先輩からの返還金が含

まれていて、返還金は、育英会の生命を保つために絶対に必要なものです。

2. 奨学生の資格

1 日本育英会から学費の貸与を受けることのできる者は、日本国民であって、学校教育法による高等学校（別科、専攻科を除く。ただし、盲、ろう学校専攻科を含む）大学（別科を除く）及び大学院に在学する学生です。

2 日本育英会から学費の貸与を受ける学生（奨学生）は、品行方正、学術優秀、身体強健で、かつ、家庭の事情等から学費の支弁が困難と認められる者でなければなりません。

3. 奨学制度と貸与月額

A 一般奨学生

18,000円

B 特別奨学生

イ. 自宅より通学する者 20,000円

ロ. 自宅以外より通学する者 26,000円

C 大学院奨学生

修士課程 60,000円

博士課程 70,000円

4. 奨学生出願の手続き

毎年4月に学内掲示で奨学生を募集します。学部1年生については、10月にも奨学生を募集します。

奨学生志望者は、厚生課から配付される「奨学生志望のしおり」をよく読んで願書・調書を作成してください。その他所得証明書、住民票及び厚生課が必要と認める証明書等により、奨学生選考委員会の議を経て一般・特別奨学生推薦の可否を決定します。

5. 採用決定と奨学金の交付

奨学生推薦の対象者には奨学金振込口座届を提出してもらいます。育英会で採用が決定されると口座届を通じて、学生個人名義の銀行口座に奨学金が振り込まれます。ただし、毎月の振込通知はしません。なお、本学から奨学生に推薦されたからといって必ずしも奨学生に採用されるとは限りませんので承知しておいてください。

奨学生採用決定者には学内掲示により連絡し奨学生手帳を交付します。

6. 応急採用と災害採用

主たる家計支持者が死亡又は生別した場合、あるいは失業（定年退職、転職のための失職は含みません。）病気、事故等で著しく収入が減少した場合はその後

1年以内、また、風水害等の災害で災害救助法の適用を受けたもの、もしくは同一災害で同程度の被害を受けたもので被災證明書の出るものは、災害発生月の翌月から起算して3か月以内であれば、4月の奨学生募集に関係なく、育英会との事前連絡により、応急推薦又は災害推薦をしますから厚生課まで相談にきてください。ただし、学部学生に限ります。

7. 学業成績

奨学生の学業成績を毎年育英会に報告します。標準修得単位数に満たない奨学生については、その程度により、次のいずれかの処置がとられます。

(1) 廃 止

修得単位数が皆無又は極めて少なく、明らかに卒業延期のおそれがあり、修学状況が奨学生として不適当である者

(2) 1か年停止

成績は廃止該当者と同じであるが、不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ成業の見込みがある者

(3) 警 告

卒業延期のおそれはないが、修得単位数又は成績内容が他の学生に比べて著しく劣ると認められる

者

(4) 激 励

修得単位数又は成績内容が他の学生に比べて劣っている者

標準修得単位数

学部奨学生 1年	31単位
2年	62単位
3年	93単位
修士課程奨学生 1年	15単位
博士課程奨学生 3年間	10単位

8. 奨学生の異動

奨学生又は連帯保証人の身分に異動が生じたときは、その状況に応じて、直ちに異動願（届）を提出してください。

（退学、休学、復学、転居、転籍、改氏名、連帯保証人変更等の場合）

9. 銀行口座の変更

住所変更等により、銀行を変更する必要が生じたときは、奨学金振込口座（変更）届を提出してください。

10. 在学届の提出について

高校在学中に日本育英会奨学生であったものは、大学在学期間中の奨学金返還猶予を受けるための在学届を

提出してください。在学届は高校卒業時に配付される「返還のてびき」に綴じ込んであります。放置しておくと、在学中であっても育英会から返還請求がありますから注意してください。

11. 日本育英会奨学金受領資格確認について

奨学生には奨学金受領資格確認を受ける義務があります。毎年5月、10月、1月に厚生課へ奨学生手帳と印鑑を持参して、確認を受ける訳ですが、1回でも確認を受けない場合は、奨学金の振り込みが直ちに保留になります。病気等の理由により確認を受けることができなかった奨学生は、速やかにその旨を厚生課に連絡し保留解除願を提出してください。2回続けて確認を受けなかった場合は、奨学金の必要がないとみなされて、自動的に辞退していただくことになりますから注意してください。

奨学金受領資格確認期間

5月 5月11日～14日

10月 10月11日～14日

1月 1月11日～14日

期間の変更については、その都度、掲示で連絡します。

その他の育英資金

その他の団体の奨学生募集は、大学を経由するもの、公報などの公示によって直接本人が出願できるものなど取り扱いがまちまちですから、出願希望者はあらかじめ、出身都道府県市町村教育委員会などに問い合わせておく必要があります。またどの団体でも大学の推薦が必要な場合が多いので詳細を厚生係に問い合わせください。なお、これまで本学の学生で奨学金を受けた団体にはおよそ次のようなものがありますから参考にしてください。

育英事業団体

府県名	名称	事業団体	奨学金月額	給貸の区别	出願資格及び選考対象者	所在地
茨城	茨城県奨学生	県	14,000	貸	県内に居住している者の子弟で大学から推薦された者	水戸市3の丸1-5-38 教育庁
東京	都育英資金	都	13,000 大学院38,000	"	都内に6か月以上居住する者の子弟で大学から推薦された者	千代田区丸の内3-1 都庁総務局
富山	県奨学資金	県	6,000	"	県内に居住している者の子弟で大学から推薦された者	富山市総曲輪1-7 教育委員会
"	富山市奨学金	市	7,000	"	"	富山市新桜町7-38 教育委員会
静岡	伊東市育英資金	"	10,000	"	市に居住する者の子弟で大学から推薦された者	伊東市和田1-16-21 伊東市教育委員会
大阪	大阪府育英会	府	5,000	"	府民の子弟で大学から推薦された者	都島区網島町6-20 大阪府私学教育文化会館
長崎	長崎県育英資金	県	5,000	"	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	長崎市江戸町2 教育庁
青森	青森県教育厚生会	財団法人	第1種年額100,000 第2種年額50,000	給	"	青森市橋本1-2-25 教育会館
東京	日本通運育英会	"	自宅12,000 外15,000	貸	一般より公募	千代田区外神田3-12-9 日本通運育英会
"	日本コカコーラボトラーズ育英会	"	10,000	給	一般より公募	千代田区丸の内パレスビル 日本コカコーラボトラーズ協会
"	朝鮮奨学金	"	10,000 大学院25,000	"	韓国籍・朝鮮籍の学生で大学から推薦された者	新宿区新宿1-8-1 朝鮮奨学会
"	ベターホーム協会	"	30,000	"	大学院に在学する私費外国人留学生	渋谷区渋谷1-15-12

東京	中村積善会	財団法人	学部30,000 大学院60,000	貸	大学及び大学院に在学する者で大学から推薦された者	中央区銀座2-7-18 銀座貿易ビル内
"	昭和池田記念財團	"	年額70,000	給	大学に在学する者で大学から推薦された者	品川区戸越5-17-12
"	小林育英会	"	20,000	"	"	新宿区新宿3-22-12
富山	吉田育英会	"	40,000	貸	"	富山県黒部市吉田200 吉田工業(株)内
静岡	フジ育英会	"	6,000	"	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	清水市清閑1-9-10 フジ精糖
大阪	山岡育英会	"	10,000 大学院15,000	給	一般より公募	大阪市北区茶屋町62 ヤンマーディーゼルKK
愛媛	河野育英会	"	自宅7,000 外10,000	"	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	今治市教育委員会
宮崎	宮崎県奨学会	"	大学一年生15,000	貸	生計維持者が県内に居住していること、大学から推薦された者	宮崎市橋通東1-9-10
鹿児島	鹿児島県育英財團	"	大学生26,000	"	鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子弟で学業及び人物が優良で経済的理由により修学が困難な者	鹿児島市山下町14-50
"	加根又奨学会	"	13,000	"	県内に居住する者の子弟で大学から推薦された者	鹿児島市卸本町8-23 加根又奨学会
東京	守谷育英会	"	大学20,000 院生25,000	給	都内の大学に在学している学生(留学生も含む)	中央区八重洲4-22 ㈱守谷商会
"	長沢科学育英財團	"	20,000	"	都内の科学系大学に在学している者	北区中里3-22-3-201

10. 学資貸付金

(担当・厚生課学寮係)

親もとから送金がおくれたときとか、病気になったとき及び事故にあったとき等、急にお金が必要になった場合次の内規によって学資金を借りることができます。

お茶の水女子大学学生部学資金貸付制度内規

1 申込資格

本学の学生であって、授業料の納入その他個人的生活上緊急に経済的援助を必要とするものに限る。

2 申込手続

学資金の貸与を受けようとする学生は、所定の申込書に所要事項を記入し、補導委員の承認を得てから申し込むものとする。

3 貸付金額

授業料及び寄宿料納入に関するものは、その納入額を限度とする。その他の場合は申し込み学生の希望や、

当面の事情等を参しゃくして、貸付金額をきめる。この場合は原則として一回に18,000円とし、必要に応じて特別措置（授業料の半期分を限度とする）する。いずれの場合も返済後でなければ次回の貸付は行わない。

4 返済期間

貸与の日から返済の日までの期間は6ヶ月以内とする。返済期限までに返済できない学生は、あらかじめ補導委員の承認を受け返済期日の前日までに厚生課に延期を願い出るものとする。

ただし、卒業する者は卒業式の前日までに、休・退学者はその手続きをする日までに返済しなければならない。

5 申込及び返済場所

申込及び返済に関する事務は学生部厚生課で行う。ただし、現金の受け払いは会計課出納係において取り扱う。

6 申込、貸付及び返済取扱日時

申込日時	毎日午前10時から午後4時まで (ただし土曜日は午前中)
貸付日時	
返済日時	

7 貸付利子 無利子とする。

8 特別措置は、学生部長に申し出て、特別許可を受け

るものとする。

9 審議機関

学資金貸付に関する主要事項については、本学学生委員会において審議するものとする。

11. 就職・アルバイト

(担当・厚生課厚生係)

就職

就職を希望する学生については、3年生の1月に厚生課にて就職指導懇談会を行います。くわしい手続きなどについては、その折に印刷物を配布します。また、最終学年の始めに、就職・進学の希望を問わず卒業予定者全員が進路カードを提出することになっています。

例年100%の就職率で相当数は教育職関係に就職します。

アルバイトのあっせんを受けるには

本学のアルバイトの大部分は家庭教師です。家庭教師を希望する場合には備え付けの「求職票」に所要事項を書き入れ係員に面接して登録をし、それ以後は係員からの連絡を待ってください。一般アルバイトを希望する場合

は厚生課前の掲示板に掲示された募集広告の中から、希望するものを選んで、申し出れば、係員は求人側の諸条件を勘案し、求人側に紹介します。この際必ず紹介状の交付をうけ、求人側を訪ねる場合は、これを持参してください。

経済的な事情その他の理由で緊急にアルバイトを必要とするものは、優先的にあっせんすることも考慮しますから、該当者は、係員にその旨を申し出て相談してください。なおタイプ、珠算、速記、翻訳、英会話等の特技を有するものは登録の際に、記録しておくと有利な場合もあります。本学のアルバイトあっせん状況は、ときによつて多少異なりますが、一ヶ月の求人数は40件ないし80件です。女子大学であるため、家庭教師が最も多く、これに次いで一般事務、調査統計事務、資料整理、その他の仕事です。就労時間もまちまちですが、家庭教師などは1週2日が最も多く、1日の指導時間が2時間ないし3時間です。そして、この仕事は概して長期に亘ることが多いです。一般アルバイトは大体1日8時間労働が原則であつて、2日～3日位の短期間のものが多いが、まれに夏休み中など1か月にわたるものもあります。

アルバイトの収入は、求人側の雇用条件、職種などにより必ずしも一律ではありません。

本学で最も多い家庭教師は、1週2日、1日2時間で

月額24,000円～30,000円です。

ただし、新入生の場合には、大学生活に慣れる必要があるので1年前期の家庭教師は原則としてあっせんしません。

一般アルバイトは、賃金に非常に幅がありますが、1日4,000円前後が普通のようです。

12. 財団法人学徒援護会について

学徒援護会は文部省の外郭団体で、学生に適切なアルバイトや下宿・貸間をあっせんする学生相談所の経営、学生に低廉な宿舎を提供する学生会館の経営、学生の研修・宿泊施設としての学生研修所（学生センター）の経営のほか、学生の正課における災害事故補償のための学生教育研究災害傷害保険、就職対策のための出版事業など、全国的な規模で学生の厚生援護事業を行う公的サービス機関です。

◎学生相談所の業務

1 アルバイトの紹介

持参品 学生証と写真（3cm×3cm） 1枚

取扱い 男子学生 東京第一学生相談所

女子学生 東京第二学生相談所

2 下宿・貸間の紹介

持参品 学生証

取扱い 男女学生とも東京第二学生相談所

3 短期貸付

貸付額 30,000円以内無利子、月賦返済：要保証人

取扱い 男女学生とも東京第一学生相談所

4 なんでも相談

経済・修学・進路・身上・トラブル…

※取扱い時間

平日 午前9時30分～11時30分

午後1時～4時

土曜 午前9時30分～11時30分

（貸間は午前11時迄）

日曜・祝日 休み

※所在地

東京第一学生相談所 新宿区上落合1～17～1

西武新宿線下落合駅前

アルバイト 電話 951-9105

短期貸付 >電話 951-9106

なんでも相談

東京第二学生相談所 新宿区四谷1～21

国電四谷駅から3分

アルバイト 電話 359-9821

下宿・貸間 電話 359-0631

13. 授業料免除等

（担当・厚生課厚生係）

年2回4月と10月の指定された期限内に授業料を納めることは学則第34条に示されていますが経済事情のため、免除・猶予等を希望される学生もあると思います。この場合は次の授業料免除及び徴収猶予取扱規程により申請書等を厚生係へ提出してください。なお手続については毎年2月中旬と6月下旬に厚生課前に掲示されますからよく注意してください。

その他休学・転学・退学者の授業料は次のとおりです。

休学者の授業料

1 納入期限までに許可を得た場合は、その翌月から復学の前月までの分を免除される。

2 納入期限後に許可を得た場合は、その期の分は納めなければならない。

転学・退学者の授業料

転学又は退学をする場合でも、その期の分は納めなければならない。

●授業料等免除及び徴収猶予取扱規程（抄）

（免除の資格）

第 10 条 学部及び大学院の学生（以下「本学学生」という。）であつて、経済的理由のため授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる者に対しては、授業料を免除することができる。

（免除の額）

第 11 条 授業料免除の許可は、年度を 2 期に分け当該期分ごとに行うものとし、免除の額は、各期分の授業料について全額又は半額とする。

（免除の申請手続）

第 12 条 授業料の免除を申請する者は、所定の期日までに下記の書類を学長に提出するものとする。

- 一 授業料免除申請書
- 二 家庭調書（家族、家業、家計等につき詳細に記載したもの）
- 三 学生又はその学資負担者の納付困難な事情を認定するに足りる居住地の市区町村長の証明書
- 四 前各号に定めるもののほか、本学の指定する書類

（申請書の提出期間）

第 13 条 授業料免除申請の期間は、次のとおりとする。ただし、風水害等特別緊急の事情による授業料の免除申請はこの限りでない。

前期 4月 1 日から 4 月 30 日まで
後期 9月 1 日から 9 月 30 日まで

（免除の許可）

第 14 条 授業料の免除は、当該学生の免除申請に基づき選考機関の議を経て学長が許可する。

（許可の取消）

第 15 条 授業料免除の許可を受けた者で、許可の決定後免除の理由が消滅した場合は、選考機関の議を経て学長がその許可を取消す。

（災害の場合）

第 18 条 学生又はその学資負担者が、風水害等の災害を受け授業料の納付が困難と認められる場合は、当該学生の申請に基づき、災害の発生した年度の授業料について、災害の発生した翌期に納付すべき授業料を、学長が被災による納付困難な事情を認定の上、免除することができる。

ただし、災害発生の時期が当該期の授業料納付期限

以前である場合は、当該期分の授業料についても免除することができる。

（授業料未納により除籍した場合）

第 19 条 授業料の未納を理由として除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除する。

（徴収猶予中の退学の場合）

第 20 条 授業料徴収の猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合には、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

（徴収の猶予）

第 21 条 授業料の徴収猶予は、次の各号に該当する場合に当該学生（行方不明の場合は保証人等）の申請に基づき、学長が審査の上許可することができる。

一 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業成績優秀と認められる場合

二 行方不明の場合

三 学生又はその学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合

四 その他やむを得ない事情があると認められる場合（徴収猶予の申請手続）

第 22 条 徴収猶予の許可を申請する者は、申請書に理

由書を添え次の期限までに学長に提出するものとする。

前 期 分 4 月 30 日まで

後 期 分 10 月 31 日まで

（徴収猶予の期限）

第 23 条 授業料徴収猶予の期限は、次のとおりとする。

前 期 分 9 月 30 日まで

後 期 分 2 月 28 日まで

（授業料の月割分納）

第 24 条 特別の事情がある場合は、学長は授業料の月割分納を許可することができる。

2 月割分納の額は、年額の12分の1に相当する額とする。

（月割分納の申請手続）

第 25 条 月割分納を申請する者は、申請書に理由書を添え次の期限までに学長に提出するものとする。

前 期 分 前年度の 3 月 31 日まで

後 期 分 当該年度の 9 月 30 日まで

（月割分納の期限）

第 26 条 授業料月割分納の期限は、毎月10日までとし、3月分については、前月分と同時に納めるものとする。

14. 宿 舎

(担当・厚生課学寮係)

学 寮

入寮するには、希望者は、厚生課学寮係に入寮希望月の前月の10日までに入寮願を提出してください。願出は、寮に欠員がある場合月1回程度選考があり、学生部長の許可を得て入寮を決定します。本学には現在、2つの寮があります。大きさも性格も違い、それぞれ特徴があります。

名 称	所 在 地	通 学 時 間
大 山 寮	板橋区仲町	35分
小 石 川 寮	文京区大塚	3分

寮は遠く家庭をはなれた学生が共同して生活するところなので、家庭にかわる憩いの場であり、またいろいろの人が集って集団の生活の中に自分の生活を両立させる力を学ぶことができる場もあります。寮は、次の規程によって運営されています。

●学 寮 規 程

(目 的)

第1条 本規程は、学寮に関する基本的事項を定めるために設ける。

(学 寮)

第2条 学寮とは次の2寮をいう。

大山寮 東京都板橋区仲町2番1号

小石川寮 東京都文京区大塚1丁目6番6号

2 学寮には、本学学生中より希望者を入寮させる。

3 小石川寮規定は、別に定める。

(学寮委員会)

第3条 学寮に関する事項を審議するため、学寮委員会を設ける。

2 学寮委員会規程は、別に定める。

(管理運営責任者)

第4条 学寮の管理運営は、学生部長をその責任者とし、学寮委員会の協力を得てこれを行う。

(学寮協議会)

第5条 学寮委員会と、学寮自治会との連絡を円滑にするため学寮協議会を設ける。

2 学寮協議会規程は、別に定める。

(学寮生活)

第6条 学寮生活は、寮生の総意に基づき自治により行う。

2 学寮自治規約は、所定の議を経て、管理運営責任者が承認する。

(入 寮)

第7条 入寮を希望する学生は、所定の手続きにより願出る。

2 入寮許可は、所定の議を経て学生部長が行う。

(寄宿料)

第8条 寮生は、所定の寄宿料を納めなければならぬ。

(食費等経費の個人負担)

第9条 食費その他寮生の生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

(退 寮)

第10条 退寮を希望する寮生は、所定の退寮願を提出する。

2 本学学生の身分を離れたときは、定められた時期までに退寮しなければならない。

休学のときも原則としてこれに準ずる。

3 学寮関係規程に違反したり、疾病その他の理由によ

り共同生活に不適当な者は、学生部長において所定の議を経て退寮を命ずることがある。

(寮生以外の者の宿泊)

第11条 学寮には関係女子職員以外の者の宿泊は、原則として認めない。

(弁 償)

第12条 故意又は過失により、学寮の施設等に損害を与えたときは弁償させることがある。

(災害対策)

第13条 学寮自治会は、寮務主任と協力して、火災その他災害の予防対策を講じ災害が発生した場合は、全員協力して安全避難その他の措置をとるものとする。

(細則への委任)

第14条 本規程の実施に関し、必要な事項は、細則に定める。

(学寮に関する事務)

第15条 学寮に関する事務は、学生部厚生課が行う。

附 則

1 この規程は、昭和40年10月31日から施行する。

2 昭和30年6月1日施行の学寮規程は、廃止する。

3 本規程の細則が施行されるまでの間は、本規程の運用はなお従前の例による。

●小石川寮規程

(趣 旨)

第 1 条 お茶の水女子大学学則第52条第 2 項の規定に基づき、お茶の水女子大学小石川寮（以下「学寮」という。）の管理運営に関する必要な事項については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第 2 条 学寮は、本学学生に対して、生活と勉学の場を与え、その修学を容易にすることを目的とする。

(入寮対象学生及び定員)

第 3 条 入寮対象学生は、学部学生とし、定員は80名とする。

(管理運営責任者)

第 4 条 学寮の管理運営責任者は、学生部長とする。

(運営委員会)

第 5 条 学寮の管理運営に関する基本的事項を審議するため、小石川寮運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(入 寮 願)

第 6 条 入寮を希望する者は、所定の期日までに次の

書類を学生部長に提出しなければならない。

一 入寮願

二 入寮選考調書

三 課税証明書

(入寮選考及び入寮許可)

第 7 条 入寮の選考及び許可は、委員会の定める基準に基づき、学生部長が行う。

(在寮期間)

第 8 条 在寮できる期間は、入寮を許可された日から最短修学年限修了の日までとする。

(入寮手続)

第 9 条 入寮を許可された者は、所定の期日内に入寮手続をしなければならない。

2 入寮を許可された者が前項に定める手続を完了しないときは、入寮の許可を取消すことがある。

3 入寮を許可された者で入寮選考の過程において虚偽の申立をしたことが判明したときは、入寮の許可を取消すことがある。

(寄宿料)

第 10 条 寄宿生は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に定める寄宿料を所定の日までに、収入官吏に納入しなけれ

ばならない。

2 入退寮の日が月の中途である場合であっても、寄宿料1か月分を納入しなければならない。

3 夏季休業等長期にわたったる休業期間に係る寄宿料については、第1項の規定にかかわらず当該休業開始日の前日までに納入しなければならない。

4 既納の寄宿料は、還付しない。

(経費の負担)

第 11 条 寄宿生の私生活に必要な経費は、寄宿生の負担とする。その負担区分は、別表のとおりとする。

2 寄宿生は、寄宿生負担の経費を、当該月の所定の日までに、学生部長の指定する者に納付しなければならない。

(施設の保全)

第 12 条 寄宿生は、居室、共同施設及びその他の施設・設備の保全に留意し、次の各号に定めるところに従わなければならない。

- 一 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- 二 施設には、許可なくして工作を加えないこと。
- 三 故意又は過失により、施設、設備を破損、汚損又は滅失したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

四 防火管理、保健衛生管理、災害防止及びその他施

設の管理運営上必要な措置については、学生部長の指示に従うこと。

(退寮手続)

第 13 条 退寮を希望する者は、退寮願を学生部長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前に居室の施設、設備及び備品等について、学生部長の指定する者の検査を受けなければならない。

3 前項の規定は、次条各号の規定により退寮を命ぜられた者についても適用する。

(退寮処置)

第 14 条 学生部長は、寄宿生が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号、第5号又は第6号の事由により退寮を命じようとする場合には、あらかじめ委員会の議に付するものとする。

一 本学学生の学籍を失ったとき。

二 第8条の在寮期間を満了したとき。

三 寄宿料を3か月以上滞納したとき、又は第11条に定める経費の負担を3か月以上怠ったとき。

四 休学を許可された者及び停学を命ぜられた者で、退寮処置を必要と認められるとき。

五 保健衛生上、他の寮生に悪影響を及ぼすと認められるとき。

六 学寮において、著しく風紀・秩序を乱す行為のあったとき。

(寮生以外者の宿泊)

第 15 条 学寮には、当該寮生以外の者を宿泊させてはならない。

(細則等への委任)

第 16 条 この規程の実施に関する必要な事項については、委員会の議を経て学生部長が定める。

附 則

この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

●小石川寮入寮選考基準

- お茶の水女子大学小石川寮の入寮選考については、この基準の定めるところによる。
- 入寮選考の対象となる者は、原則として、通学所要時間120分以上の者で、経済的困窮度の高い者とする。
- 次に掲げる者については、入寮選考に際し特に考慮することがある。

- (1) 母(父)子家庭の者
- (2) 長期療養者等のいる家庭の者
- (3) 風水害、火災、不慮の事故等にあった者
- (4) 授業料等免除者、奨学金貸与者等経済的に困難な者
- (5) 地理的条件による通学上の不便等、勉学にはなかなか支障のある者
- (6) その他管理運営責任者が入寮を必要と認めた者

附 則

この基準は、昭和56年10月1日から実施する。

別 表

区分	大 学 負 担	寮 生 負 担
人 件 費	○施設の管理上、大学が必要と認めて配置する職員の給与	
電 气 料	○寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 ○居室以外の施設において使用する電気(寮生の私生活のために使用するものを除く。)の料金	○居室で使用する電気その他寮生の私生活のために使用する電気の料金
水 道 料	○寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 ○施設の管理のために使用する水道料金	○補食室、洗面・洗濯室、シャワー・浴室、便所で使用する水道料金
ガ ス 料	○寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 ○施設の管理のために使用するガス料金	○寮生の洗面、洗濯、入浴及び補食のために使用するガス料金
消 耗 品 等 の 費 用	○居室以外の施設の清掃のために必要な清掃用品の購入費 ○施設の管理上必要な事務用品、文具等消耗品の購入費 ○寮生のために備える救急医療品の購入費 ○保健衛生上必要な清掃費等	○居室の清掃用品その他寮生の私生活のために必要な消耗品の費用

備考：光熱水料の経費の負担区分の適用を示せば、次のとおりである。

光熱水料等の経費負担区分表

使 用 区 域	使 用 单 位	室 名 等	大 学 負 担 (基本料金・使用料金)			寮 生 負 担 (使用料金)		
			電 气	水 道	ガ ス (ガス)	電 气	水 道	ガ ス (電気)
個 人 (1名)	寮 生 人	居 室				△	△	△
共 用 (20名)	フ ロ ア	補 食 室	○				△	△ △
	ア ー 便 所	洗 面・洗 瀧 室	○				△	△
	全 館 (80名)	シャワー・浴 室	○				△	△ △
	廊 下	談 話 室	○	○	○	○	△	
管 理 务	事 務 室	電 話 室	○	○		○		
	便 所	玄 閥・下 足 室	○					
	物 品 庫	廊 下・階 段	○					
	機 械・設 備 室							

15. 下宿・賃間等

(担当・厚生課学寮係)

大学周辺の間代は、畳1帖当り約5,000円見当であるが、今のところ下宿（食事付）を希望しても応じてくれるところは少ない。

大学周辺の賃間等の紹介については厚生課カウンターに資料が提示されるが、必ずしも十分とはいえないで友人・先輩が入った下宿等を引継ぐか、親戚知人等の安心できる住居を確保するように心掛け欲しい。

なお、詳細のとりきめは貸室者と求室者との間でその都度直接交渉すること。

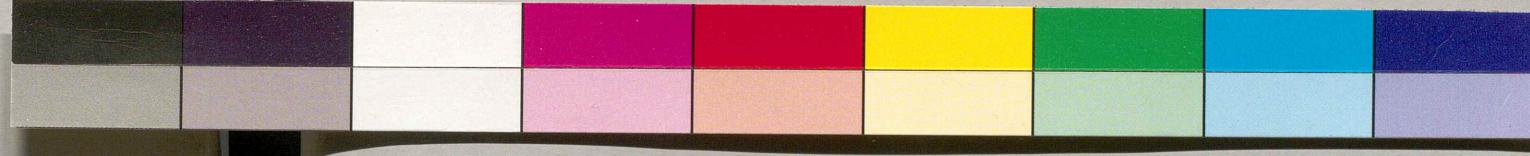
(注意事項)

1. 下見等、直接貸主の所へ行く場合は、必ず事前に電話をしてから行くこと。なお、学生証を提示すること。
2. 最近、悪質な貸主が多くなっているので、契約内容、条件等をよく確認して契約すること。

なお、トラブルが生じた場合は、直ちに学寮係に連絡すること。

3. 契約が成立した時は、学寮係に必ず連絡すること。

また、入居した時は「住所変更届」を学生課に提出すること。



●食堂運営委員会規程

第1条 お茶の水女子大学食堂（以下「大学食堂」という。）の施設の適正な管理並びに食堂における業務の円滑な運営を図るため、お茶の水女子大学食堂運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

第2条 運営委員会は、次の事項を審議し、その運営に当る。

- 一 食堂の施設に関する事項
- 二 給食業務の管理に関する事項
- 三 販売の用に供する食品若しくは添加物の種類及びその価格に関する事項
- 四 食堂の清潔、衛生並びに食品若しくは添加物の衛生に関する事項
- 五 その他食堂の管理運営上必要と認められる事項

第3条 運営委員会を構成する委員は、下表左欄に掲げるものとし、学長がこれを任命し、その任期は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

16. 食 堂

(担当・厚生課厚生係)

学生や教職員の厚生施設の一つとして、お茶の水女子大学食堂が昭和51年3月、附属図書館前に新設され、大学が生協に委託し、下記の給食業務を行い、市価よりも安い価格で需要に応じています。

記

1 食堂の営業時間

午前11時30分から午後3時（水・土は午前11時30分から午後2時まで）までとする。ただし、日曜日及び休日は休業とする。

2 取扱品目

主食、惣菜、うどん類、丼類、ランチ、パン、牛乳、簡単な飲物

3 その他

価格は材料の時価により年中必ずしも一定しないが、市価より1割ないし2割程度は安い。

委 員	任 期
学生部長の職にある者	当該職にある間
学生委員代表 1名	当該職にある間
学寮委員代表 1名	当該職にある間
食物学科教官 2名	1年 (4月1日から翌年の3月31日まで)
附属学校代表 1名	1年 (4月1日から翌年の3月31日まで)
事務局長の職にある者	当該職にある間
会計課長の職にある者	当該職にある間
学生課長の職にある者	当該職にある間
厚生課長の職にある者	当該職にある間
教職員代表 1名	1年 (4月1日から翌年の3月31日まで)
学 生 代 表 3名	6か月

- 2 委員は、任期満了後重任することを妨げない。
 3 委員が任期中に退任した場合は、退任の日から20日以内に後任の委員を選考しなければならない。
 ただし、その任期は、前任者の残在期間とする。
 4 学生代表の委員には、学生自治会、小石川寮運営委

員並びに大山寮運営委員からそれぞれ1名あて推薦された者を充てるものとする。

第4条 運営委員会は、特別の事項を審議するため必要あると認めたときは、臨時委員を置くことができる。

第5条 運営委員長には、学生部長の職にある者をもってこれに充てる。

第6条 運営委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

第7条 運営委員長に事故あるときは、運営委員長が指名した委員が、運営委員長の職務を代理する。

第8条 運営委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

第9条 運営委員会の庶務は、学生部厚生課において処理する。

第10条 この運営委員会規程に定めるもののほか、大学食堂の管理運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この改正規程は、昭和33年6月1日から適用する。

●食 堂 使 用 規 程

お茶の水女子大学食堂の使用規程を次のとおり定める。

お茶の水女子大学長

第1条 お茶の水女子大学食堂(以下「食堂」という。)

は学生、生徒及び教職員に対する給食業務に支障のない限り集会等の使用に供することができる。

第2条 食堂を使用するときは、その日の前日までに食堂使用許可願をお茶の水女子大学食堂運営委員会の委員長に提出し、その許可を受けなければならない。但し、食堂の使用を許可する権限はこれを学生部厚生課長に委任することができる。

第3条 食堂の使用することのできるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 お茶の水女子大学の学生及び生徒

二 お茶の水女子大学の教職員

三 お茶の水女子大学の卒業者

四 その他お茶の水女子大学食堂運営委員会の委員長が適當と認めたもの

第4条 食堂を使用する者は、その使用に当つて、食堂の施設及び備品に損傷を与へ、また堂内が不潔にわ

たらないよう並びに火気の取扱いに万全の配慮がなされなければならない。

もし、施設・備品等に損傷を与えた場合は弁償の責に任じなければならない。

第5条 食堂の使用時間は、午後2時から午後7時までとする。

第6条 食堂の使用料は、徴収しない。

第7条 食堂を使用する場合は、かならず使用許可証を食堂の管理者に提示し、使用後は、使用済の旨を食堂の管理者に連絡しなければならない。

第8条 食堂使用に関する事務は、学生部厚生課で取扱う。

附 則

この規程は、昭和31年6月1日から適用する。

食 堂 の 使 用 規 程 細 则 (抄)

第1条 お茶の水女子大学食堂使用規程(以下「使用規程」という。)第1条に定める集会とは、ゼミナール課外活動、研究会及び懇談会等多数の本学学生並びに教職員が特定の共同目的を達成するために一定の場所に会合することをいう。

第2条 本学の学生並びに教職員が主催する集会に本

学以外の者が参加することはこれを妨げない。

第3条 本学の食堂は、特定な政治的目的を有する集会或は大学の信用を傷つけるような集会には使用することができない。

第4条 (略)

第5条 学生が食堂を使用しようとするときは、学生課に集会願を提出し、学生部長の許可を得てから厚生課に使用許可願の手続をとるものとする。

2 教職員等が食堂を使用しようとするときは、直接厚生課に所要の手続をとるものとする。

第6条 食堂の使用時間は、原則として午後2時から午後7時までとする。

第7条 食堂の使用者は、これを他にまた貸しすることはできない。

第8条 食堂使用許可書は、次の様式のものを用いるものとする。(様式別紙)

食堂 使用 申込 書 No. _____	
使 用 日 時	月 日() 時一 時
使 用 場 所 及 び 人 員	第 室 名
使 用 団 体 又 は 所 属 部 (科、課)	
使 用 目 的	
上記のとおり使用いたしましたく申込みいたします。 昭和 年 月 日	
お茶の水女子大学食堂運営委員会 委員長 殿	
使用責任者部科学年 氏 名 印	

食堂 使用 許可 書 No. _____	
使 用 日 時	月 日() 時一 時
使 用 場 所 及 び 人 員	第 室 名
使 用 団 体 又 は 所 属 部 (科、課)	
上記による使用を許可する。 昭和 年 月 日	
お茶の水女子大学食堂運営委員会 委員長 印	

附 則

この規則は、昭和31年6月1日からこれを適用する。

17. 学 生 証

(担当・学生課学生係)

学生証は大学の内外に対してあなた方がお茶の水女子大学の学生であることを証明するものですから、卒業まで常時これを携行してください。学内での図書閲覧、在学証明書、通学証明書等の交付をうける際は学生証の提示が必要です。また鉄道係員などに求められた際は何時でも提示することになります。

学生証の記入事項に変更(改姓・住所変更等)があつた時は必ず学生課に届け出て学長の訂正印をうけてください。訂正印のないものは無効になります。

万一紛失したり著しく破損したりした場合は、直ちに学生課で備え付けの用紙に所定事項を記入の上写真を添えて再交付の申請をしてください。

学生証の有効期限は、4年間ですが、留年のため、有効期限が過ぎた場合は、改めて発行しますので、再交付の申請をしてください。卒業、退学等によって学籍を離れたときは、直ちに学生課に返してください。学生証は悪用されることがありますので取り扱いに特に注意してください。

18. 通学証明書・学割証

(担当・学生課学生係)

国鉄・私鉄等ではあなたが少しでも経済的負担を軽くし学間に専念できるようにとの観点から、割引を付与しております。したがってあなた方はこの制度の由来をよく認識して、いやしくも乱用・不正使用などにより、せっかくの特典を停止されるようなことのないよう自省してください。

● 通学証明書

通学証明書は通学定期乗車券を購入する際に必要です。通学定期乗車券は直接通学を目的とするもののみに限られ、学生証に記されている現住所と大学との間の最短距離以外は買うことができません。

下記により発行しますが、発行の日を含めて1か月間有効ですから早目に申請するようしてください。

方法 学生課で備付の用紙(交付申請書)に所定事項を記入の上、学生証を右肩にクリップで止め係のボックスに入れる。

時間 ① 10時20分までに申請のものは12時に発行
② 13時10分 " 15時 "

ただし、土曜日は①だけにより発行します。

もし休暇明けにすぐ定期を購入したい場合には、帰省時に用紙を持ち帰り記入の上学生課宛に郵送すればでき次第送ります。(①切手貼付・あて先明記の返信用封筒同封のこと②学生証不要)

その他夏期休暇には特に発行日から2か月以内の都合のよい日に有効開始日を延長することができますから、希望者は交付申請書の学生課への連絡欄に希望使用開始日を明記しておいてください。

● 学割証(割引率 101km以上につき2割)

学割は片道101km以上を旅行するときに使用することができます。発行の日から3か月間有効です。しかし記者名人以外の使用は絶対に許されません。その他学割証裏面の注意事項をよく読んで過誤のないよう十分気をつけてください。

学割証が必要なときには所定の用紙に記入の上係のボックスに入れて申請してください。発行時間は通学証明書と同じです。ただし、緊急と認める場合はその限りではありません。

19. 在学証明書

(担当・学生課学生係)

学生課で備え付けの用紙に所定事項を記入の上、学生証を添付して係のボックスに入れて申請してください。

発行時間は通学証明書と同じです。

20. 休学・退学・他大学への転学

(担当・学生課教務係)

いろいろの事情で休学・退学・他大学への転学等を希望する場合は、補導委員とよく相談し、手続き等については係に相談してください。

授業料の納入との関係もありますから早目に相談されるのが望ましいです。

休学・退学の願出様式は次のとおりです。

No. _____

休 学 願

昭和 年 月 日

お茶の水女子大学長 殿

学部 学科 専攻 昭和 年度生

大学院 研究科 専攻 (平)

住 所 氏名 印

保証人住所 (平)

氏名 印

下記の理由で休学いたしたいので保証人連署の上お願ひします。
記

1. 期 日 昭和 年 月 日より } か月
昭和 年 月 日まで }

2. 理 由

{ 病気の場合は医師の診断書を添付そ
の他の場合は出来るだけ具体的に }

		No. _____
退 学 願		
昭和 年 月 日		
お茶の水女子大学長 殿		
学部	学科	専攻
大学院	研究科	専攻
年度生		
住 所	(〒)	
氏 名	印	
保証人住所	(〒)	
氏 名	印	
下記の理由で退学いたしたいので保証人連署の上お願いします。		
記		
1. 期 日 昭和 年 月 日		
2. 理 由		
病気の場合は医師 の診断書を添付そ の他の場合は出来 るだけ具体的に		

21. 身上の異動について (担当・学生課学生係)

住所の変更、保証人や本籍の変更、その他身上に異動があった時はその都度必ず係に届け出てください。特に住所変更届は緊急な連絡をする時や通学証明書の発行に際して欠くことのできないものですから確実に手続きをしてください。国鉄や私鉄の監査のとき未届のため問題となることがありますから注意してください。

VIII 教育職員免許状について

本学において教育職員免許状を取得しようとするものは、卒業に必要な単位を修得するほか教育職員免許関係法令の定めるそれぞれの免許状に必要な科目的単位を併せて修得しなければなりません。したがって免許状取得を希望するものは低学年次から計画的に履修する必要があります。

教育職員（小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭、助教諭及び講師）の免許に関しては「教育職員免許法」「同法施行規則」等に定められています。

すべて教職に関することは所属学部事務部に問い合わせてください。

1 基礎資格及び最低必要単位数

第1表

区分	基礎資格	最低必要単位数	
		専門科目	教職
高等学校教諭	一級	イ. 修士の学位 ロ. 専攻科又は文部大臣の指定する課程に1年以上在学、30単位以上	36 甲62 乙52 14
	二級	学士の称号	36 甲40 乙32 14
中学校教諭	一級	学士の称号	36 甲40 乙32 14
	二級	2年以上在学、62単位(内2単位は体育)以上	18 甲20 乙16 10
小学校教諭	一級	学士の称号	36 16 32
	二級	2年以上在学、62単位(内2単位は体育)以上	18 8 22
幼稚園教諭	一級	学士の称号	36 16 28
	二級	2年以上在学、62単位(内2単位は体育)以上	18 8 18

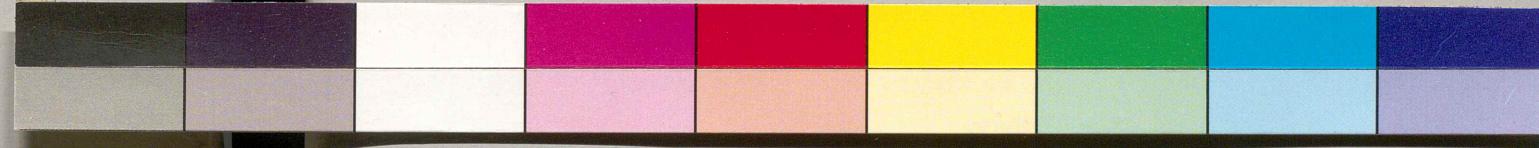
備考 教科の「甲」とは社会、理科及び家庭「乙」とは国語、数学、音楽、保健体育及び外国語の免許状を受ける場合をいう。

2 一般教育科目

第2表

区分	小学校、中学校、幼稚園教諭1級免許状及び高等学校教諭免許状	最低修得単位数	小学校、中学校、幼稚園教諭2級免許状	最低修得単位数
人 文	小学校、中学校は倫理学、哲学、宗教学の内いづれか1科目2単位を含む	8	同左	4
自 然		8		4
社 会	日本国憲法(法学Ⅰ)2単位を含む	8	同左	4
上記3分野の科目、総合科目、外国語科目、特定した専門教育科目		12		6
計		36		18

一般教育科目の単位は上表の指定科目を含め学部履修規程第14条及び第15条により修得すること。



3 教科に関する専門科目

第3表

区分	教科に関する専門科目							最低修得単位数
	国 語	社 会	算 数	理 科	家 庭	* 音 樂	* 図 工	
小学校教諭	6教科以上について、それぞれ2単位以上ただし「6教科以上」には*印3教科中、2教科(それぞれ2単位)以上を含むこと							16以上
	4教科以上について、それぞれ2単位以上ただし「4教科以上」には*印3教科中、1教科(2単位)以上を含むこと							8以上
幼稚園教諭	*印3教科についてそれぞれ4単位以上を含むこと							16以上
	*印3教科についてそれぞれ2単位以上を含むこと							8以上

1 音楽、図画・工作、体育に関する専門科目は別に指定する科目から修得すること。

2 国語、社会、家庭に関する科目は文教部、家政学部の専攻科目及び共通科目から一般的包括的な内容

の科目を選択すること。

3 算数、理科に関する科目は、理学部の専攻科目及び共通科目の中から選択、又は地理、食物、被服学科の専攻科目から指定した科目を履修すること。

4 指定科目等については各学部で配布する教職関係のパンフレットを参照すること。

3-2 中学校及び高等学校

第4表

区分	教科に関する専門科目	最低修得単位数
国語	(中) 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む) 国文学(国文学史を含む) 漢文學 書道(書写を中心とする)	6又は4 8又は6 4又は2 4又は2 計 16
	(高) 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む) 国文学(国文学史を含む) 漢文學	6又は4 8又は6 6又は4 計 16
	日本史及び外国史 地理学(地誌を含む) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」	6 6 2 2 4 計 20
	(高) 日本史及び外国史 地理学(地誌を含む) 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	6 6 2 2 4 計 20
数学	(中) 代数学 幾何学 解析学 統計学 測量	4 4 4 2 2 計 16

数学	(高) 代数学 幾何学 解析学 「統計学、測量」	6又は4 6又は4 6又は4 2 計 16
理科	(中) 物理学(実験を含む) 化学 生物学 地学	5 5 5 5 計 20
	(高) 物理学 化学 生物学 地学	4 4 4 4 計 20
音楽	ソルフェージュ 声楽(合唱を含む) 器楽(合奏を含む) 指揮法 音楽理論及び音楽史	2 6又は4 6又は4 2 2 計 16
保健	(中) 体育実技 「体育原理、体育管理」 生理学(運動生理学を含む) 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(疾病の予防及び看護法を含む)	4 4 2 2 4 計 16
	(高) 体育実技 「体育原理、体育管理」 生理学(運動生理学、病理学及び解剖学を含む) 「学校保健、衛生学」	4 4 4 4 計 16

保健	(中) 生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健(疾病の予防及び看護法を含む)	6 4 6 計 16
家庭	(高) 「生理学、病理学、細菌学、栄養学」 衛生学(公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む) 学校保健	6 6 4 計 16
	(中) 栄養学、食品学及び調理実習 被服学、衣料学及び衣服実習 住居学(製図及び家庭工作を含む) 育児(家庭看護を含む) 「家庭経営、家族関係」 家庭機械及び家庭電気	6又は4 6又は4 4又は2 2 2 4又は2 計 20
英語	(高) 食品学、栄養学 「被服学、衣料学」 「家庭管理、住居学、家族関係」 「育児、家庭看護学」 「調理実習、衣服実習」	6又は4 6又は4 6又は4 2 4 計 20
	(中) 英語学 英文 英会話及び英作文	6 6 4 計 16

中国語	中国語学 中国文学 中国語会話及び作文	6 6 4 計 16
フランス語	仏語学 仏文学 仏会話及び仏作文	6 6 4 計 16

1 本表の専門科目中(中)は中学校、(高)は高等学校の免許状取得に必要な専門科目の単位である。

2 本表の「」内の2以上の科目は専門科目群と称し、その内の専門科目1以上にわたって修得するものとする。

(……を含む)とある科目については必ずその科目の単位を修得しなければならない。

3 第1表に示す教科に関する専門科目の単位は本表に規定する単位のほか本学の加える専門科目について修得し、第1表に示す単位数以上にならなくてはならない。

4 本表の科目に相当する本学の専門科目については各学部で配布する教職関係のパンフレットを参照すること。

4 教職に関する専門科目

- 1 第1表に規定する教職に関する専門科目の単位は第5表のとおりである。本学が加える教職に関する専門科目は、第7表のうちから修得すること。
- 2 教科教育法は受けようとする免許教科ごとに修得しなければならない。
教科教育法は第3年次に修得していなければ第4年次において教育実習（観察参加を含む）を受けることができないので注意すること。
- 3 次に示す教科は当分の間「教職に関する専門科目」の単位の半数までその「教科に関する専門科目」の単位をもって代えることができる。
 - 中学校及び高等学校の「音楽」
 - 高等学校における「数学」「理科」
 第5表の（ ）内の数字はその適用を受ける場合の最低修得単位数である。
- 4 小学校又は幼稚園の場合の教育原理、教育心理の単位はそれぞれ2単位まで中学校又は高等学校の場合の相当科目的単位をもってあてることができる。
- 5 中学校又は高等学校の場合の教育原理、教育心理の単位はそれぞれ2単位まで、小学校又は幼稚園の場合の相当科目的単位をもってあてることができる。

- 6 教材研究の単位は小学校教諭1級免許状について8教科についてそれぞれ2単位以上、2級免許状については6以上の教科（音楽、図画工作、体育のうち2以上を含む）についてそれぞれ2単位以上修得すること。
- 7 保育内容の研究は別に定める科目から単位を修得すること。幼稚園教諭1級免許状については6領域についてそれぞれ2単位以上2級免許状については4以上の領域（音楽リズム、絵画制作、健康の3領域を含む）について、それぞれ2単位以上を修得しなければならない。また、その半数は教材研究の単位をもってあてることができる。
- 8 教育実習の単位は第6表により修得すること。

教職に関する専門科目

第5表

区分 科目名	小学校 教諭		中学校 教諭		高等学校 教諭		幼稚園 教諭	
	1級	2級	1級 普通	2級 普通	1級 普通	2級 普通	1級	2級
教育原理	4	2	3(2)	2(2)	3(2)	3(2)	4	2
「教育心理学、 青年心理学」			3(2)	2(2)	3(2)	3(2)		
「教育心理学、 児童心理学」	4	2					4	2
教科教育法			3(2)	2(1)	3(2)	3(2)		
教育実習	4	4	2(1)	2	2(1)	2(1)	4	4
道徳教育の研究	2	1	2	1				
教材研究	16	12						
保育内容の研究							12	8
選択	2	1	1	1	3	3	4	2
計	32	22	14(7)	10(5)	14(7)	14(7)	28	18

教育実習単位数

第6表

実習区分 取得希望免許状	中・高	小学校	幼稚園
中学校・高校	2(1)		
小学校		4	
幼稚園			4
小学校・幼稚園		いずれか	4
中学校・高校・小学校	2	4	
中学校・高校・幼稚園	2		4
中学校・高校・小学校・幼稚園	2	いずれか	4

教職に関する専門科目一覧

第 7 表

学 科 目	単位数	備 考
<必修科目>		
教 育 心 理	2	
青 年 心 理	1	
教 育 原 理	3	
教 科 教 育 法	3	各免許教科毎 中・高の場合 2 単位 幼・小の場合 4 単位
教 育 実 習		8教科につきそれぞれ 2 単位
小学校教材研究		
保育内容の研究		幼稚園希望者
道徳教育の研究	2	小・中学校希望者、 幼・高では選択となる
<選択科目>		
教 育 哲 学	2	
教 育 史	2	
教 育 社 会 学	2	
教 育 行 政 学	2	
教 育 方 法	2	視聴覚を含む
社会 教 育	2	

IX 学芸員（博物館）の資格
の取得について

本学において学芸員（博物館）の資格を取得しようとするものは、卒業に必要な単位を修得するほか、博物館施行規則にもとづいて本学が定めた所要の単位を併せて修得しなければなりません。したがって資格の取得を希望するものは、第 2 年次から計画的に履修する必要があります。

学芸員（博物館）の有資格者で、これを明らかにすることが必要な場合は、本学が発行する卒業証明書及び学芸員の資格認定に関する科目的単位修得証明書を任命権者（都道府県及び市町村の教育委員会等、博物館の管理機関）に提出しなければなりません。

学芸員（博物館）の資格を取得するための履修科目

必修科目	博物館法施行規則に定める科目	単位	本学における講義科目	単位
	博物館学 教育原理 社会教育概論 視聴覚教育 博物館実習	4 1 1 1 3	博物館学概論 I 教育原理 I 社会教育概論 I 視聴覚教育概論 I 博物館実習 I	4 2 2 2 1
			博物館学概論 II 博物館実習 II	2
	計	10	計	13
			文化人類学 I 人生本史概説(1) 日本史概説(2)	2 2 2

左 8 単位以上を 記録系列の中より 2 系列以上にわたつて	選 択 科 目	文 化 史	東 洋 史 (1) 史 リ 史 (2)	概 説 (1) 概 説 (2)	2 2
			西 洋 史 (1) 史 リ 史 (2)	概 説 (1) 概 説 (2)	2 2
			近 代 史 (1) 史 リ 史 (2)	概 説 (1) 概 説 (2)	2 2
			東 洋 学 (1) 史 リ 学 (2)	論 史 I 史 I 史 II 史 II 史 III 史 III 史 IV	4 4
左 8 単位以上を 記録系列の中より 2 系列以上にわたつて	選 択 科 目	美 術 史	美 学 (1) 美 講 (1)	概 術 (1) 美 演 (1)	4 4
			美 学 (2) 美 講 (2)	美 術 (1) 美 演 (1)	4 4
			美 学 (3) 美 講 (3)	美 術 (2) 美 演 (2)	4 4
			美 学 (4) 美 講 (4)	美 術 (3) 美 演 (3)	4 4
左 8 単位以上を 記録系列の中より 2 系列以上にわたつて	選 択 科 目	考 古 学	考 古 学 (1) 考 古 学 (2)	古 史 (1) 古 史 (2)	4 4
			考 古 学 (3) 考 古 学 (4)	通 古 調 (1) 通 古 調 (2)	4 4
			考 古 学 (5) 考 古 学 (6)	論 古 調 (1) 論 古 調 (2)	4 4
			考 古 学 (7) 考 古 学 (8)	考 古 学 (3) 考 古 学 (4)	4 4
左 8 単位以上を 記録系列の中より 2 系列以上にわたつて	選 択 科 目	民 俗 学	服 飾 (1) 西 洋 服 飾 (1)	美 学 (1) 概 説 I	4 2
			服 飾 (2) 西 洋 服 飾 (2)	美 学 (2) 概 説 II	2 2
			服 飾 (3) 西 洋 服 飾 (3)	美 学 (3) 概 説 III	4 4
			服 飾 (4) 西 洋 服 飾 (4)	美 学 (4) 特 説 講 講	4 4

X 志賀高原体育運動場

所在地 長野県下高井郡山ノ町字東館7149
電話 02693(4)2507
収容人員 62名
利用者 本学学生、生徒及び教職員、卒業生
申込先 会計課管財係
交 通 上野一長野（国鉄、信越本線）
特急で約3時間

長野一湯田中（長野電鉄）急行で40分
湯田中一蓮池（バス） 約55分
蓮池一発哺温泉（ケーブル） 7分
湯田中一発哺温泉（バス） 1時間10分

その他の 1 施設は体育実習及び附属学校の林間学校として使用されていますが、支障のない限り、いつでも利用できます。
2 使用許可証がないと宿泊はできません。
志賀高原は、標高1,500～2,000mで眼下に信州五岳（飯綱、妙高、戸隠、黒姫、斑尾）が開け、遠く北ア

ループを望み、春夏秋冬を通じて周囲の環境は素晴らしい、心身の健康にどれほどプラスするか計り知れません。また温泉の設備があり、いつでも入浴することができます。

なお、冬期は大スキー場として有名で、変化にとんたゲレンデが多数あり、初心者から上級者まで楽しめます。

詳細については、会計課管財係にお問い合わせください。

志賀高原体育運動場使用料金表

区分	摘要	料 金		備 考
		学生等及 び職員	その他の 者	
1人1泊に付	使用料	一円	160円	(1)1泊の利用時間は、12時から翌日の12時まで
	維持費	250	550	(2)暖房は、通常10月1日から翌年の4月30日まで
	入浴料	150	150	
	燃料費	100	100	
	暖房費	250	250	



館山野外教育施設使用料金表

XI 館山野外教育施設

所在地 千葉県館山市香字長通11

電話 0470 (29) 0979

収容人員 44名

利用者 本学学生、生徒及び教職員、卒業生

申込先 会計課管財係

交 通 東京一館山（国鉄、内房線）

特急で約1時間58分

館山一浅間神社前（バス） 約20分

その他の 1 施設は体育実習及び附属学校の校外教育等に使用されていますが、支障のない限り、いつでも利用できます。
2 使用許可証がないと宿泊はできません。
3 施設内の自炊はできません。食事は出前を利用してください。

南房総は全体が、自然の大公園になっていて、名所・旧跡も数多い。中でも特に館山は四季を通じて温暖で、冬にすみれ・菜の花が咲き、春は、うぐいす・めじろ・いそひより等の野鳥がさえずり、夏は潮さいを渡るそよ風に黒潮の香が漂う、景勝の地である。

区分	摘要	料 金		備 考
		学生等及 び職員	その他の 者	
宿泊の場合 (1人1泊に付)	使用料	一円	110円	(1)1泊の利用時間は、10時から翌日の10時まで (2)洗濯代は、5日単位の料金 (3)暖房は、通常、12月1日から翌年の3月31日まで
	維持費	320	460	
	洗濯代	250	250	
日帰りの場合 (1人1回に付)	暖房費	160	160	
	使用料	一円	40円	(1)日帰りの利用時間は10時から18時まで (2)暖房は、通常、12月1日から翌年の3月31日まで
	維持費	100	130	
	暖房費	80	80	

● その他の施設

1 財団法人大学セミナー・ハウス

自然の美しい多摩の丘で、指導教授を中心として学生の小集団が、各種セミナー、ゼミナール、クラスの研究集会など学問及び修練上の共同生活を行う交流の場所であります。本学は、この施設の協力会員校になっております。

利用についての詳しいことは、学生課学生係に問い合わせください。

所在地 〒192-03 東京都八王子市下柚木1987-1

TEL 0426-76-8511

交通機関

● 京王線

新宿-北野（急行40分、通勤快速50分、特急は高幡不動で各駅停車に乗換え）

● 中央線（国電）

新宿-八王子（約50分）

● 京王バス

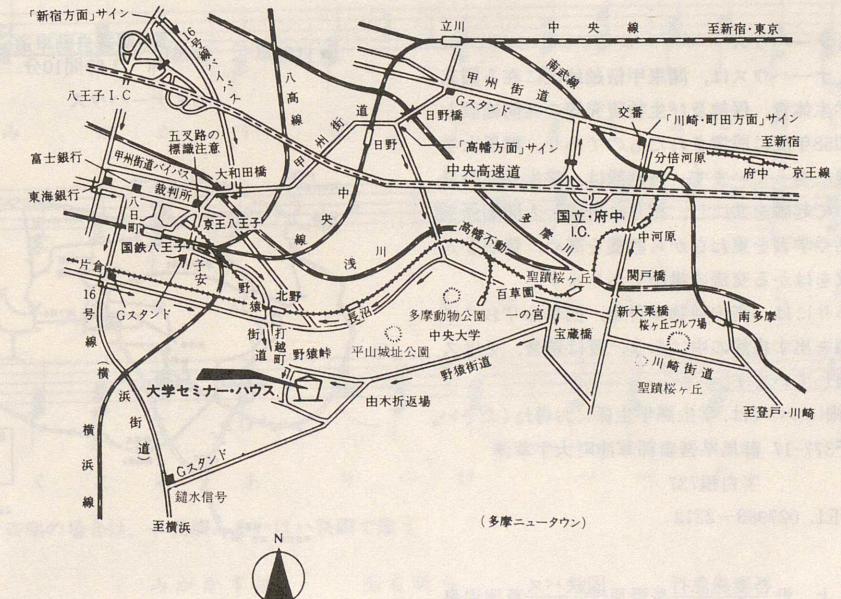
国電八王子駅南口、京王線北野駅とも「中央大学」または「由木折返場」行き（約15分間隔で運行）に

乗り、「野猿（やえん）峠」で下車。バス停より徒歩5分。

セミナーハウス 全景



交通図



2 草津セミナーハウス

草津セミナーハウスは、関東甲信越地区に在る国立26大学の学生体育、保健及び生物研究等の共同施設として、昭和58年度に設置されたものであり、群馬大学がその管理に当っています。当施設は、学生及び職員が自然の中で起居を共にし、相互に研鑽し人間関係を深め、対話や学習を重ねながら教養を高め、豊かな人間性の育成をはかる交流の場所であります。

施設のまわりには、高山植物や野鳥、四季おりおりにいろいろな顔を出す自然の中にあり、夏は避暑、冬はスキーヤー等に適しています。

なお、詳細については、学生課学生係にお尋ねください。
所在地 〒377-17 群馬県吾妻郡草津町大字草津

字白根737

TEL 027988-2212

交通機関

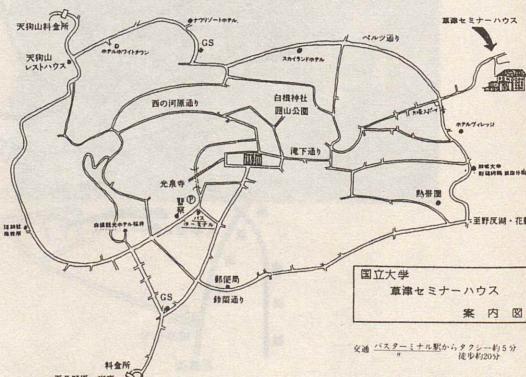
●国 鉄 上野吾妻線急行長野原_{2時間35分}国鉄バス草津温泉_{20分}

徒歩_{20分}セミナーハウス

●自動車

練馬I.C. 関越自動車道 前橋I.C. 1時間10分 2時間5分

セミナーハウス



附 1

校 歌

東儀季灝 原曲

み が か ず ば た ま も か が み も
な に か せ ん ま な び の み ち も
か く こ そ あ り 一 け 一 一 れ

(註) 齊唱の場合は、二長調あるいはハ長調で歌う

みがかずば 玉も鏡も
なにかせん
学びの道も
かくこそありけれ

緑崩え立つ

小田島
千葉
史迪
枝子
作詞
作曲

1. みかは どげつ りらら もうし えもすま たえま つるる なぐな みラ きんに みドわ ち、に、に、
 2. みかは ひくちや はもの かのは がかな がかな がけに いさお てすう すはゆ が一ー しれう いたづ あひき さ、は、よ、
 3. かくか かくか せさが ににり よやに びすつ かんど けでう ととと ととと と、と、と、
 ここて ここて えこを をろと あひり わらあ せいつ ううう ううう ももも だだだ ちちち いいい

緑崩え立つ

(昭和三十二年度制定)

一、緑崩え立つ
かげろうもえる
葉うら静まる
茶の花におう
篝火に集つ
手をとり合つて
若いみんなの
燃えて未来に
高く大きく
湧きたてと二、かげろうもえる
雲の影さす
晴れた日は
草に休んで
心ひらいて
若いみんなの
力いっぱい三、葉うら静まる
夕月夜
中庭に
友だちと
踊ろうよ
喜びは
はばたけと並木道
すがしい朝
友だちと
歌おうよ
あこがれは
はばたけと一、緑崩え立つ
ははかがやいて
風に呼びかけ
声を合せて
若いみんなの
力いっぱい
はばたけと二、かげろうもえる
雲の影さす
晴れた日は
草に休んで
心ひらいて
若いみんなの
力いっぱい三、葉うら静まる
夕月夜
中庭に
友だちと
踊ろうよ
喜びは
はばたけと並木道
すがしい朝
友だちと
歌おうよ
あこがれは
はばたけと

大 空 に

Andante

作詞 小松羣子
作詞 蛭田怜子

poco f.

1. おおおぞぞぞららににかがびやえがくるれたみゆいねくよみくうねもおおお
おおおわわわわわわがいほゆのこめちりよおおおわわわがいほゆのこめちりよわゆは
かくみしきみしなのはきよとくろおばくびけをあわのふしきれくたつたかれがたれにうわみるのえのへ
ひいつびくうくみしはみどりなれすのはまつやなめさなびたしのきくほもまほにににに

più f. *rinf.*



大 空 に

(昭和五十年周年記念)

一、大空に輝く太陽

おお、わが命

若き日の歎びあふれ

高らかに歌声ひびく

緑なす学びの森に

奥深くこだまはかえる

二、大空にそびえる嶺々

おお、わが誇り

行く道は遠くけわしく疲れたる若者憩う

霜枯れのつめたき窓に

白菊は清らに咲けり

三、大空に流れゆく雲

おお、わが夢よ

はてしなき希望をのせて

憧れの未来へ続く

春風はやさしく頬に

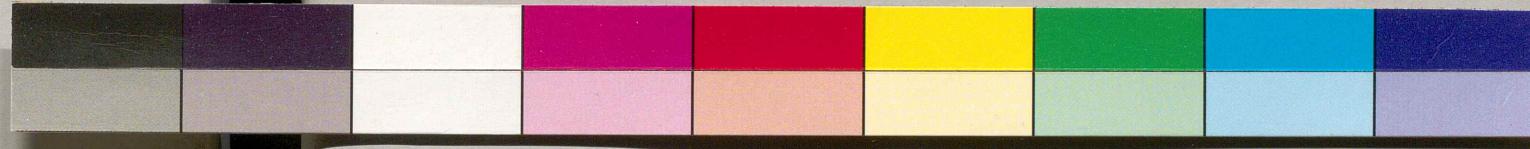
若き日の幸多かれと

1.2. 1.3.
2. お
3. お
と

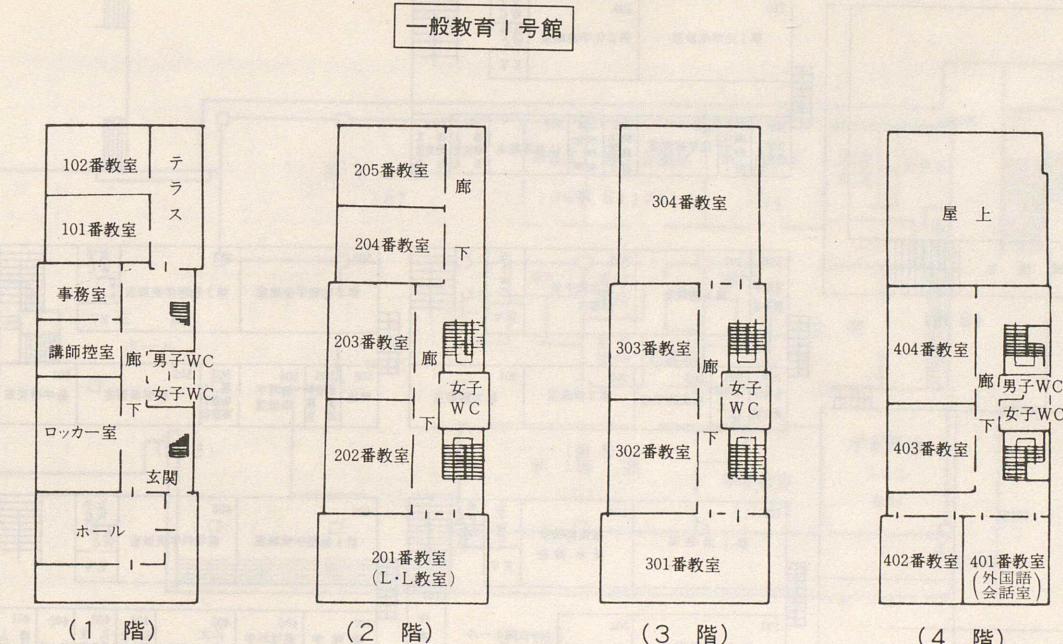
こきさ だよー まらー はにち かさお えけか 一ーれ るり
るり

附2 大学主要建物・施設

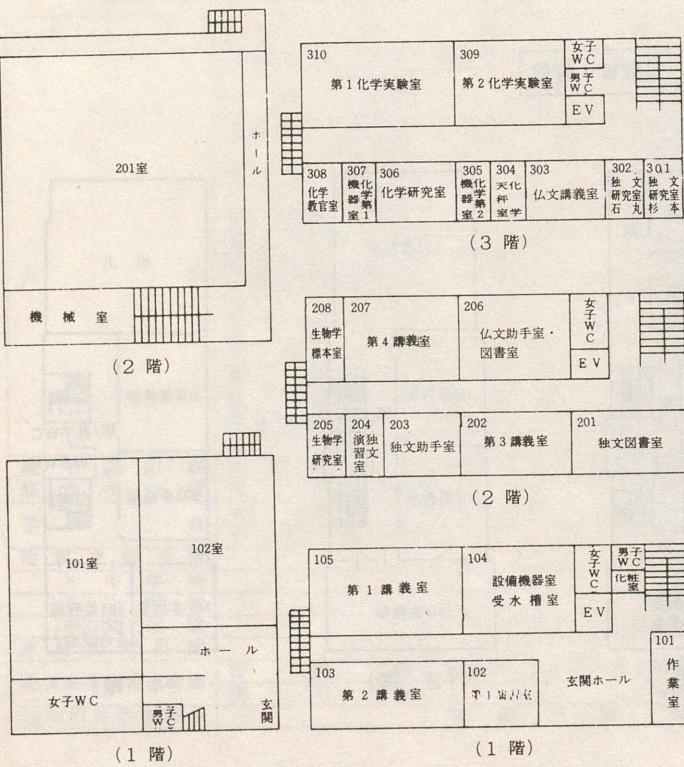
区分	名称	構造	所在地
大 学	一般教育1号館	鉄筋コンクリート造4階建	文京区大塚2丁目1番1号
	" 2号館	" 2階建	"
	" 3号館	" 5階建	"
	文教育学部1号館	" 8階建	"
	" 2号館	" 3階建	"
	理学部1号館	" 6階建	"
	" 2号館	" 6階建	"
	電子計算機センター	" 2階建	"
	家政学部本館	" 3階建	"
	家政学研究科棟	" 3階建	"
	人間文化研究科棟	" 6階建	"
	講堂	" 2階建	"
	図書館	" 2階建	"
	学生会館	" 2階建	"
	本部棟	" 4階建	"
	体育館	鉄筋造2階建	"
	健康管理センター	鉄筋コンクリート造2階建	"
	食堂	"	"
理学部附属実験研究棟	鉄筋コンクリート造平屋建	千葉県館山市香字長通11番	
臨海実験所宿泊棟	" 2階建	"	
学寮	大山寮	" 4階建	板橋区仲町2
寮	小石川寮	" 4階建	文京区大塚1丁目6番6号
附属高等学校	" 3階建	文京区大塚2丁目1番1号	
" 中学校	" 3階建	"	
" 小学校	" 2階建	"	
" 幼稚園	" 平屋建	"	
東村山郊外園		東村山市萩山町2丁目3-1	
志賀高原体育運動場宿泊寮	管理棟	鉄筋コンクリート造2階建	長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
館山野外教育施設	木造平屋建	千葉県館山市香字長通11番	



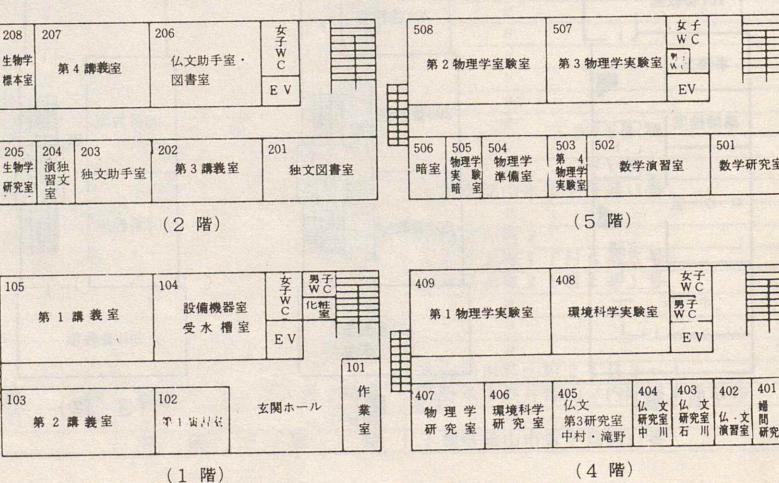
附3 教室・研究室等案内図



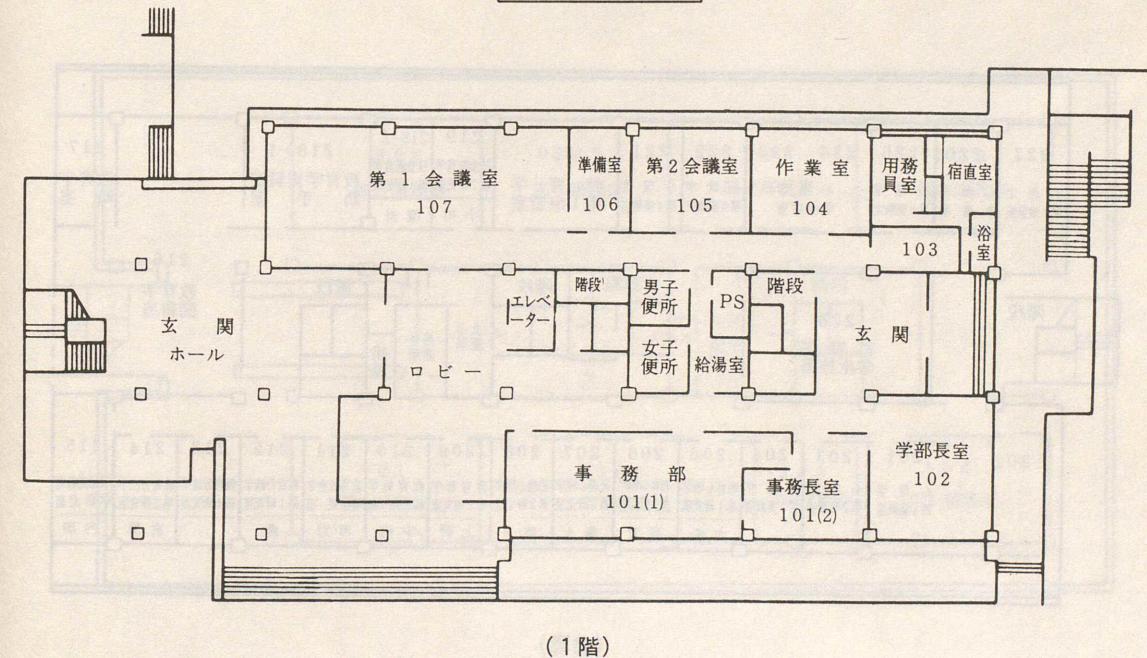
一般教育 2 号館

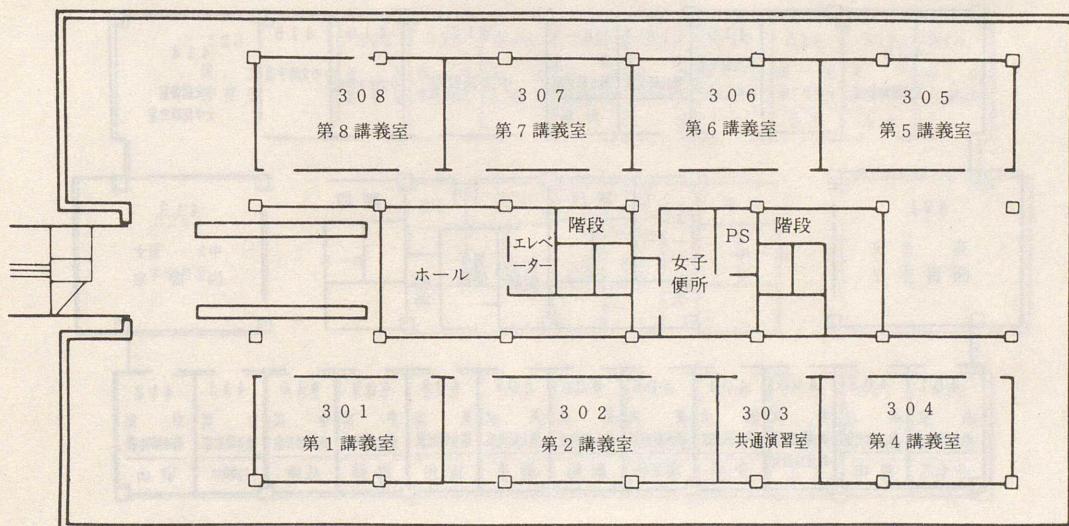
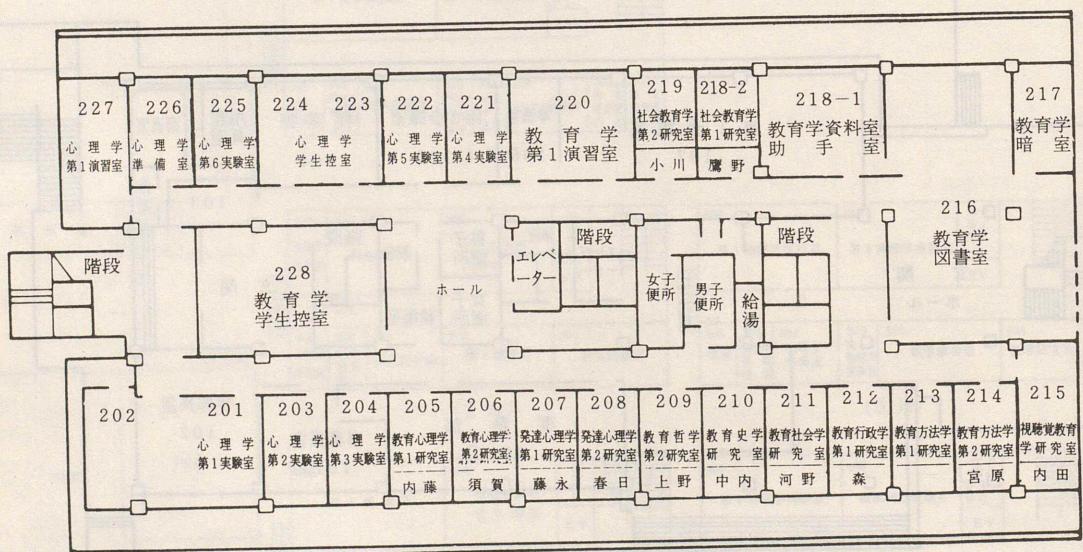


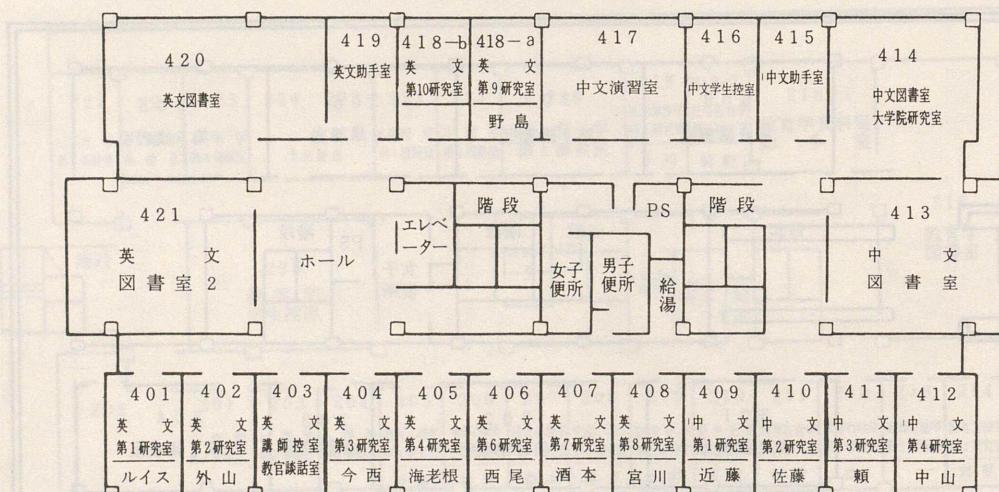
一般教育 3 号館



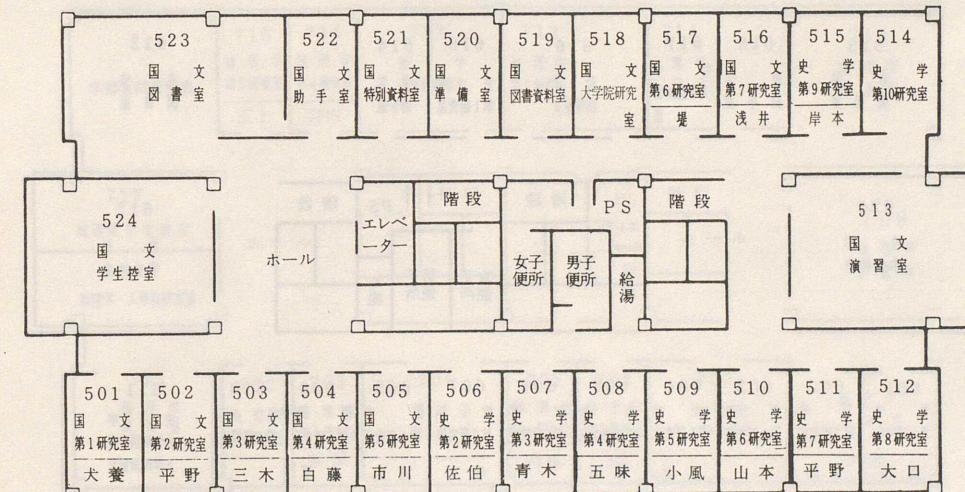
文教育学部 1号館



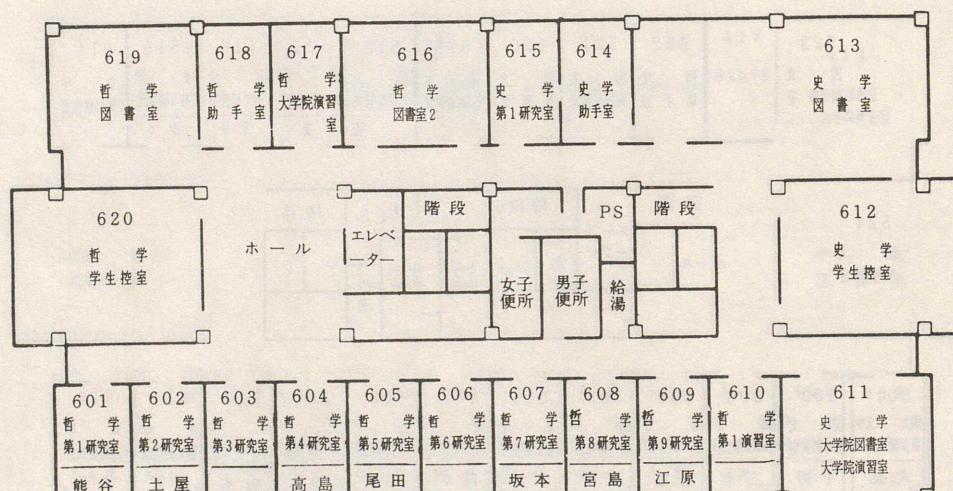




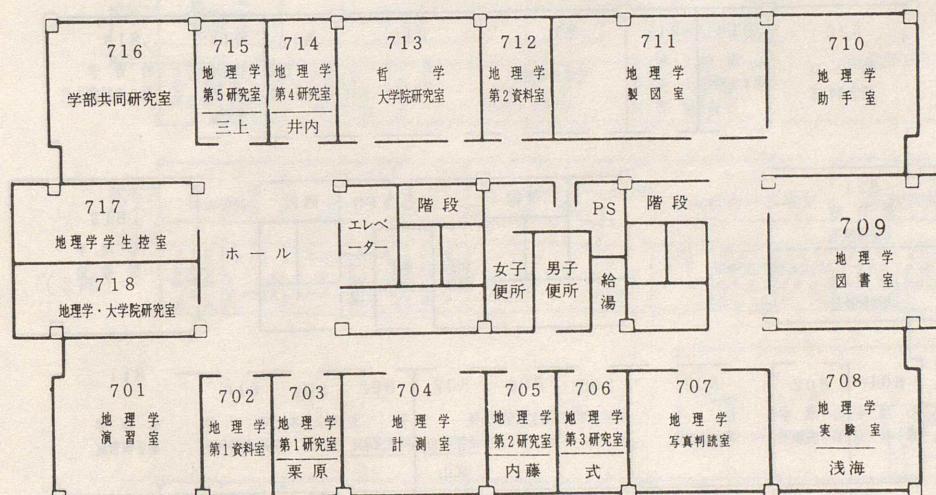
(4階)



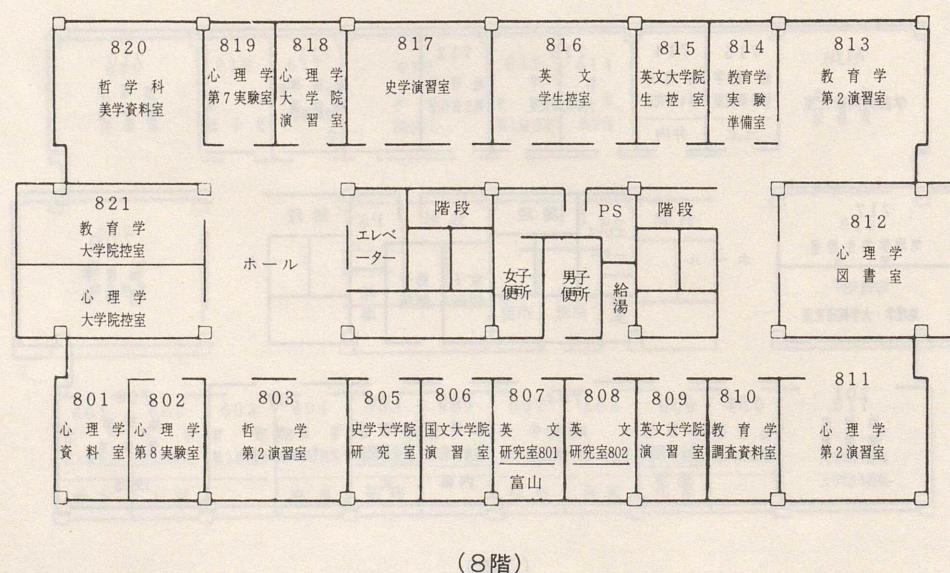
(5階)



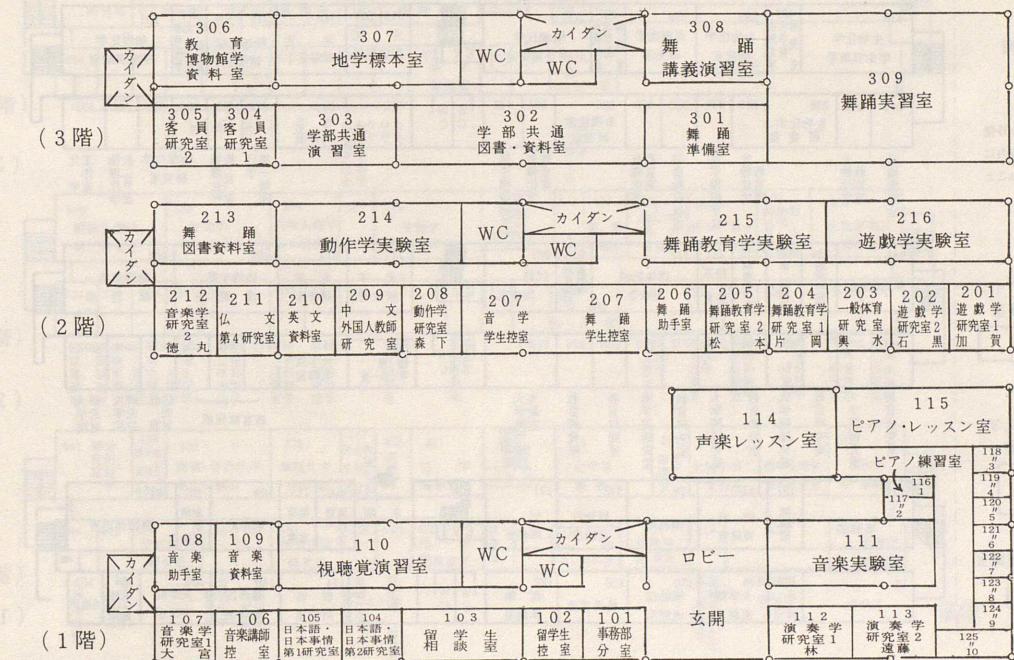
(6階)

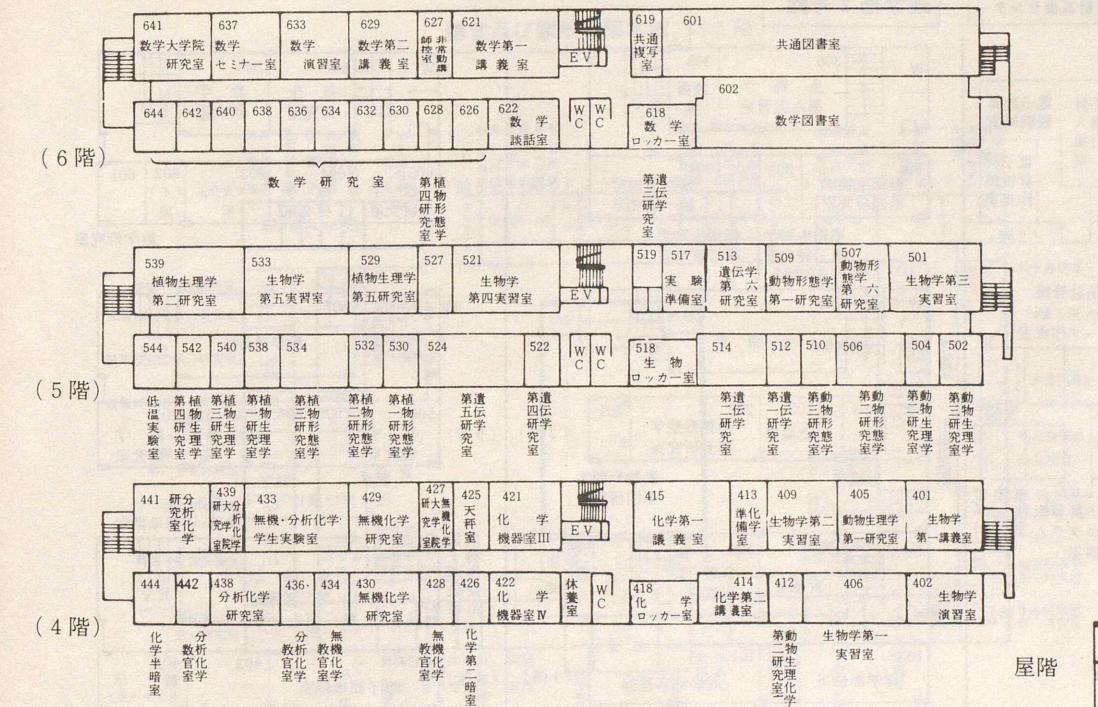
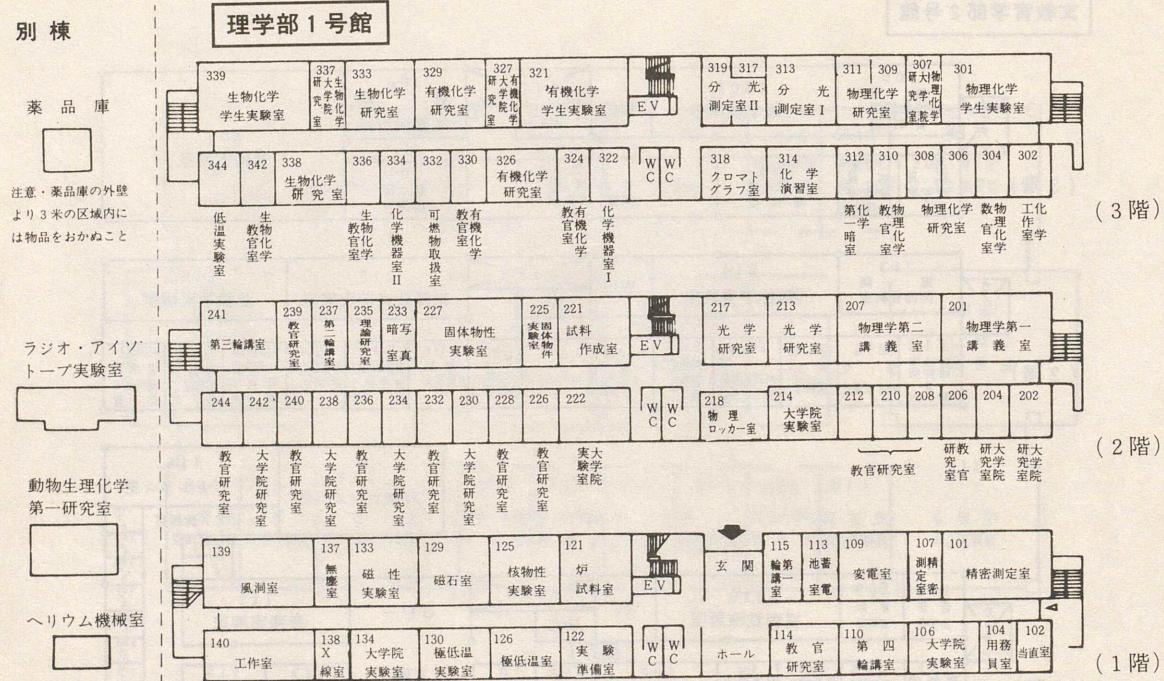


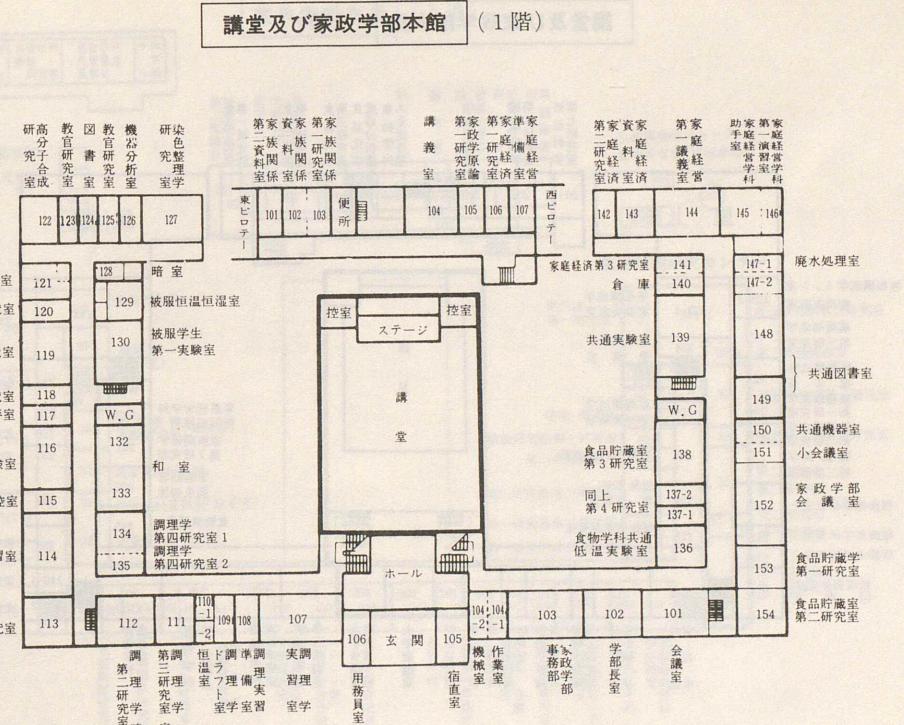
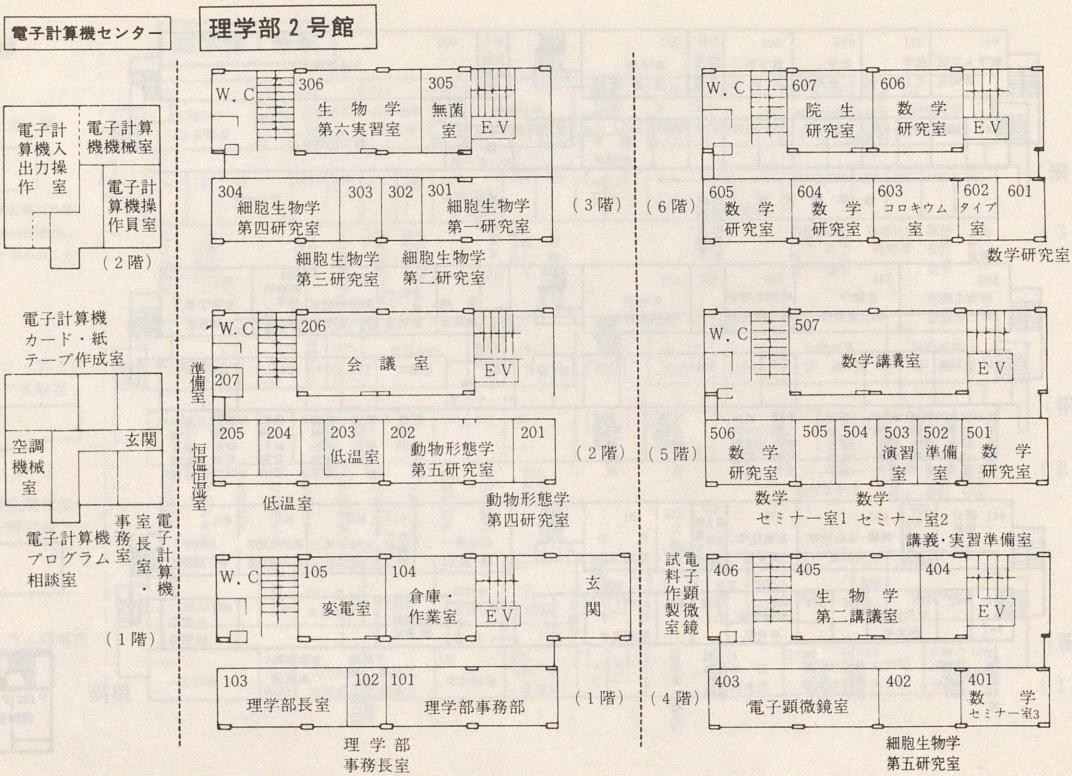
(7階)

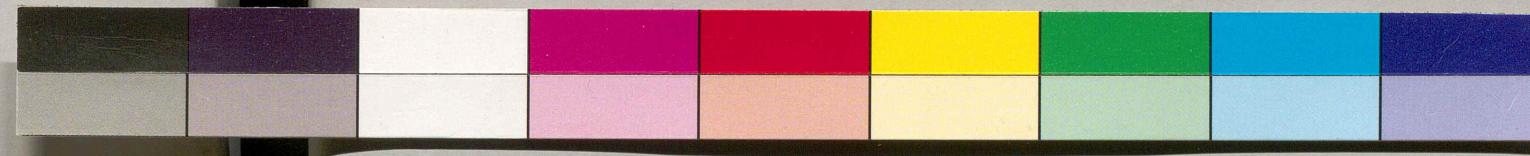


文教育学部 2号館

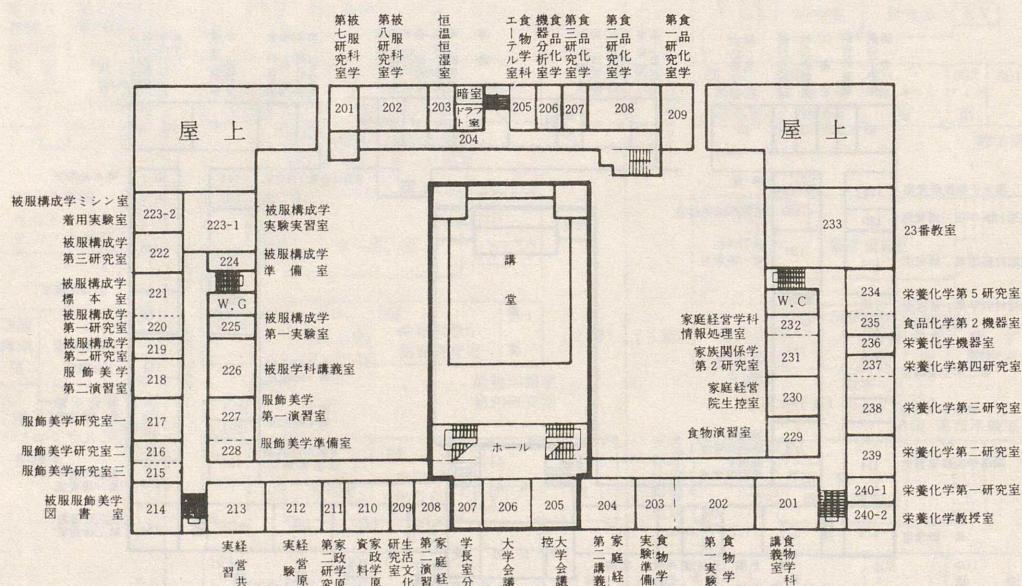




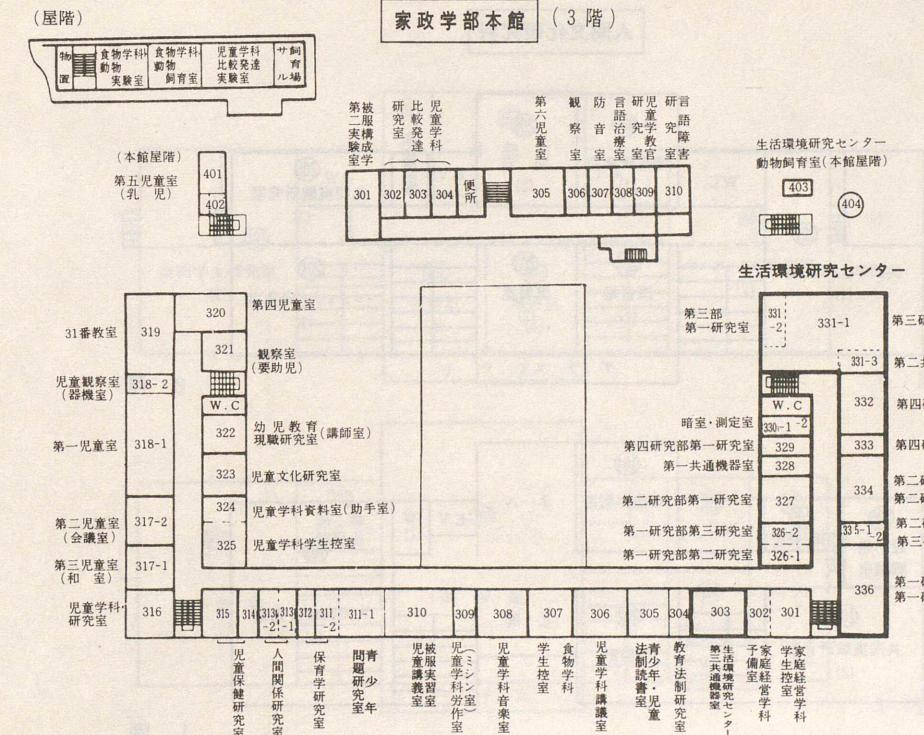


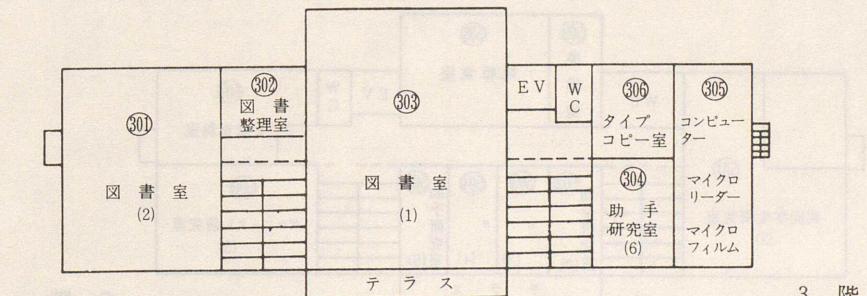
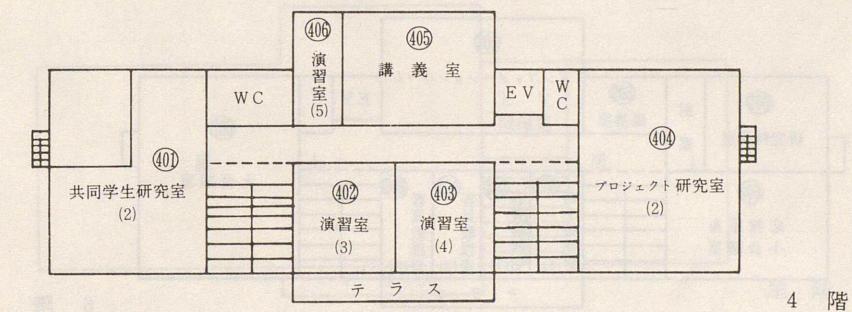
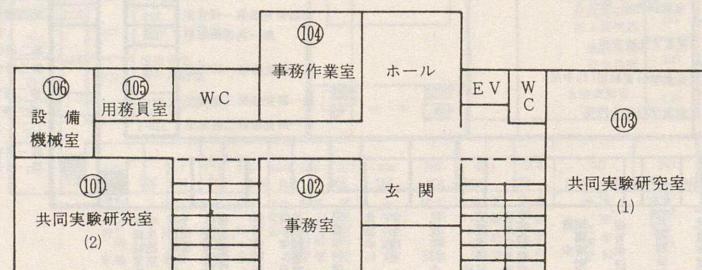
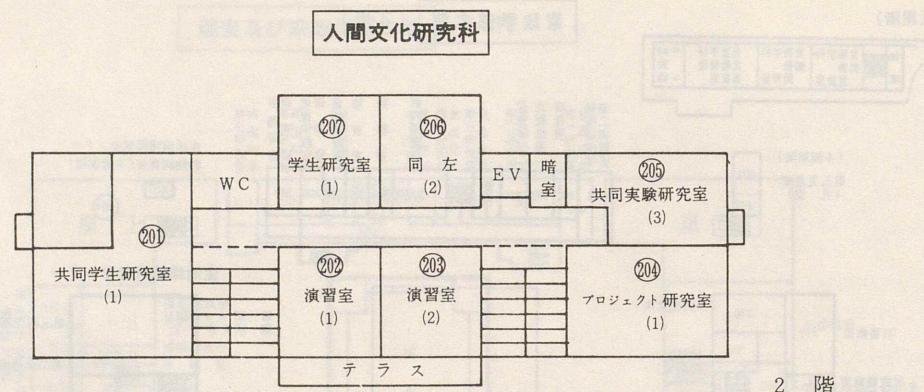


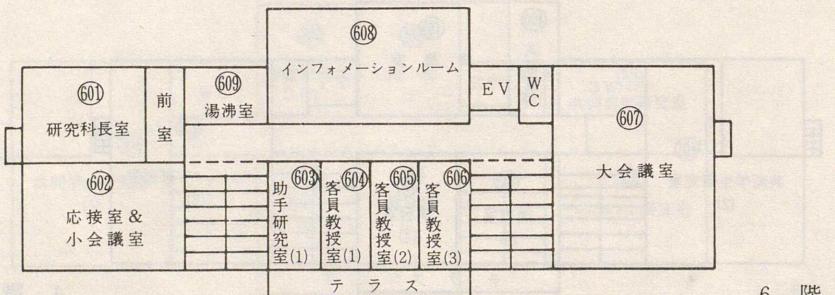
講堂及び家政学部本館 (2階)



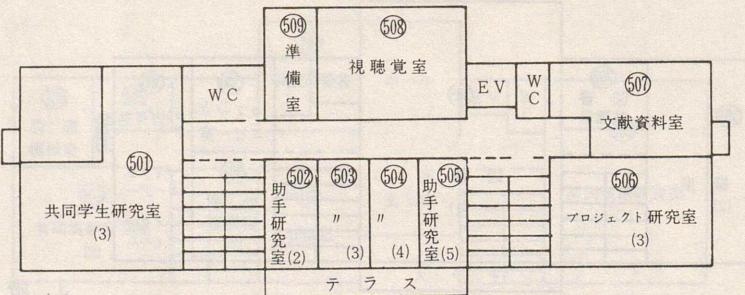
家政学部本館 (3 階)



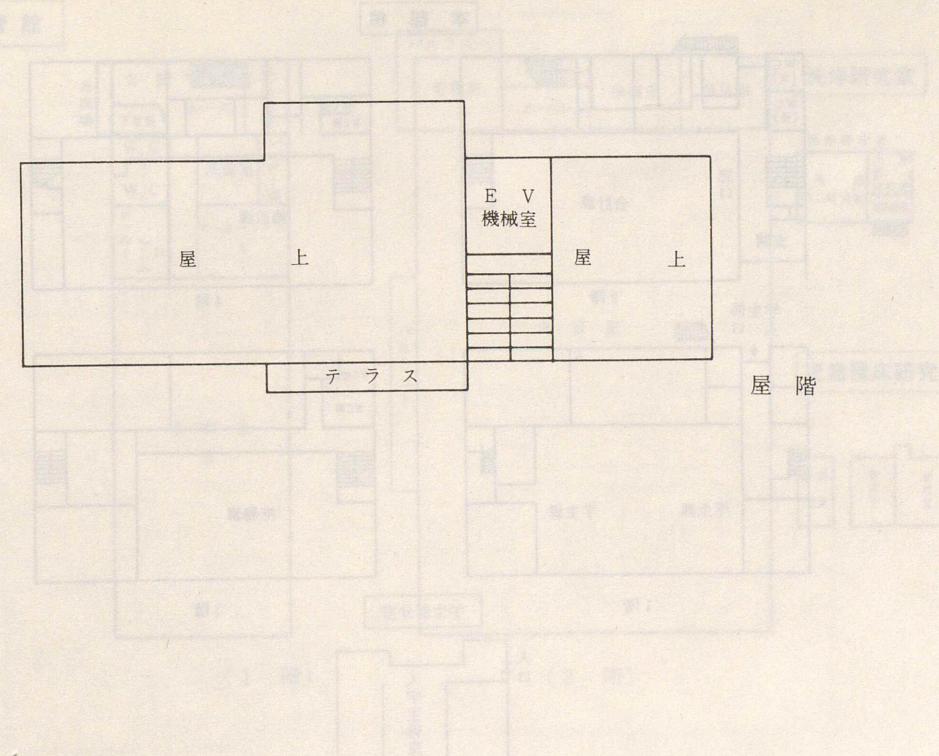


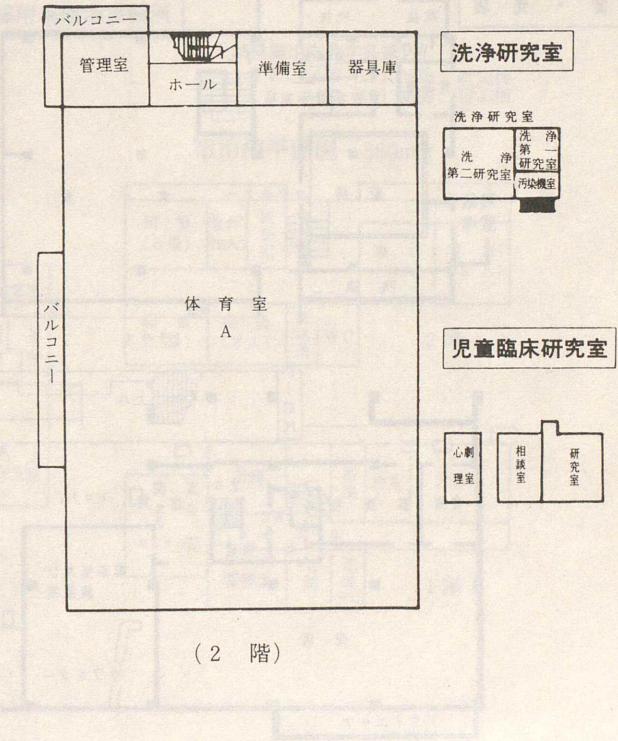
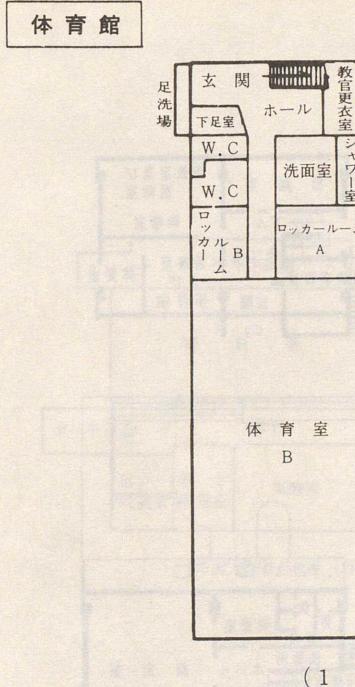
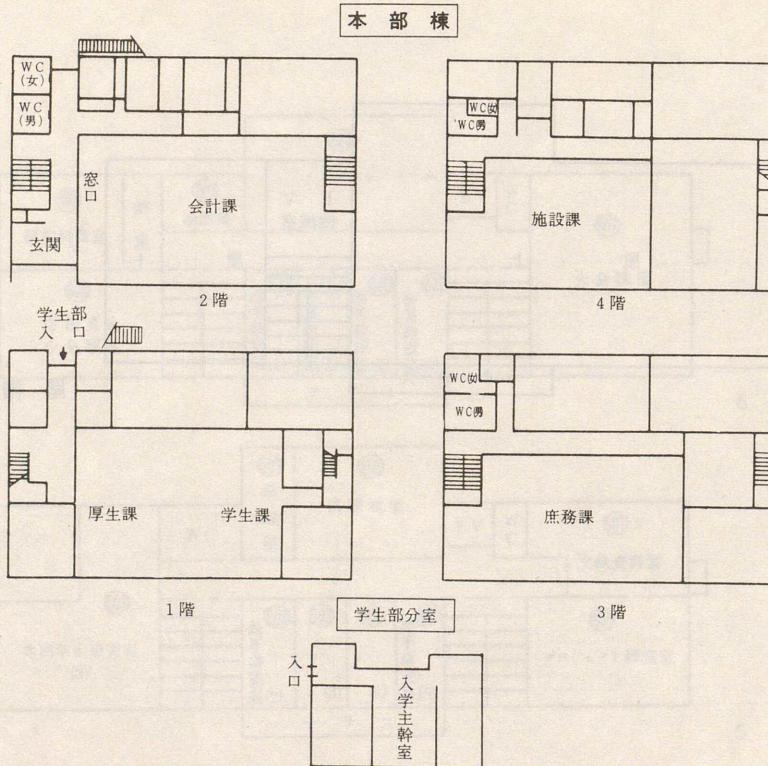


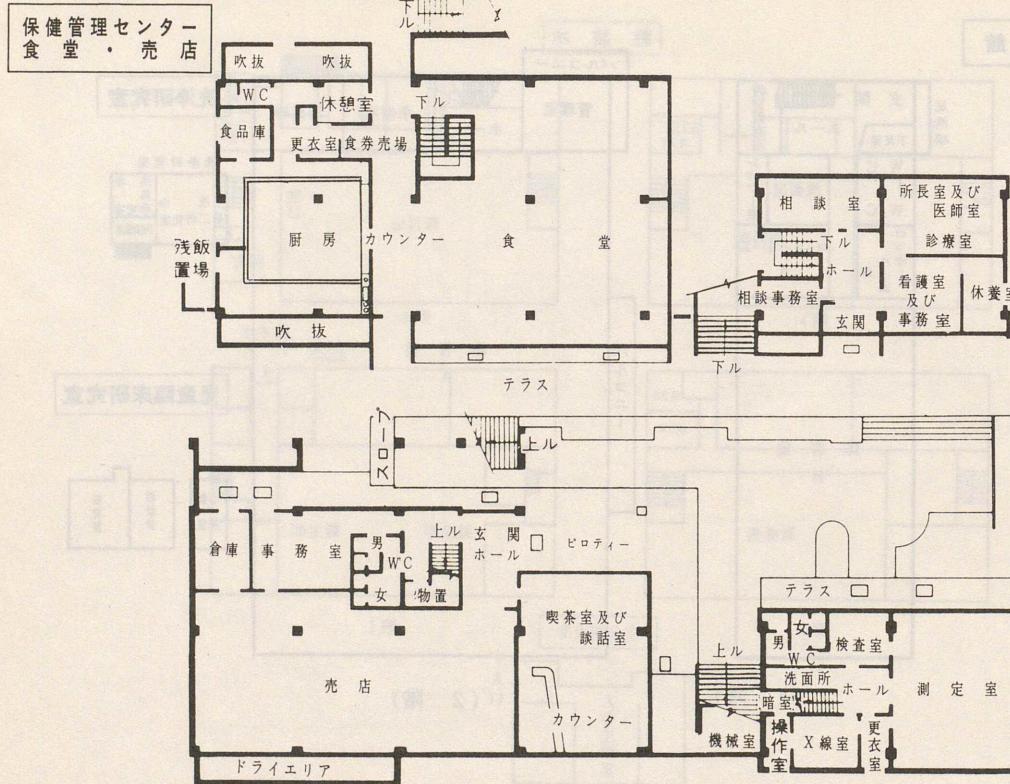
6 階



5 階



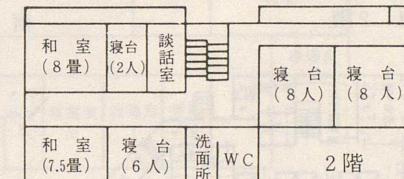




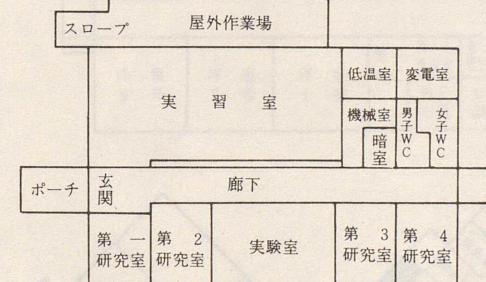
理学部附属臨海実験所

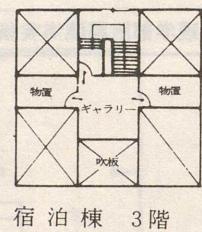
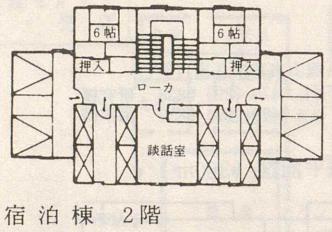
千葉県館山市香字長通11
TEL 0470 (29) 0838 研究棟
0470 (29) 0839 宿泊棟

宿泊棟平面図 (360m²)



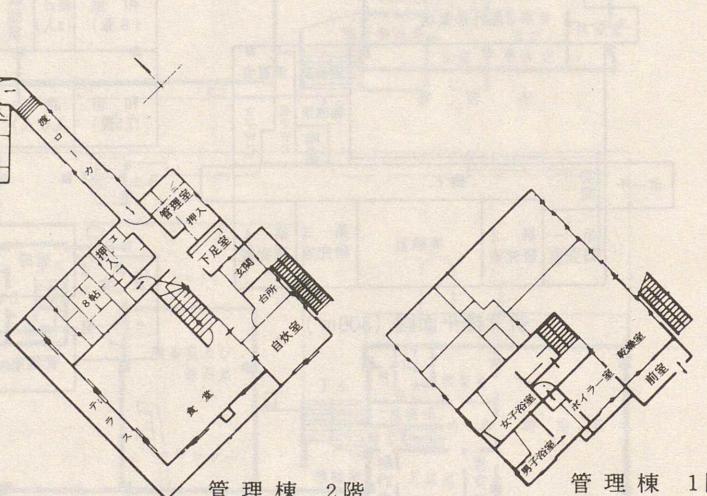
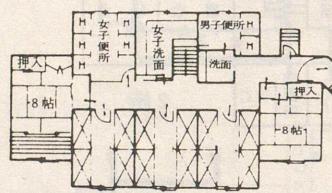
研究棟平面図 (300m²)





志賀高原体育運動場
平面図

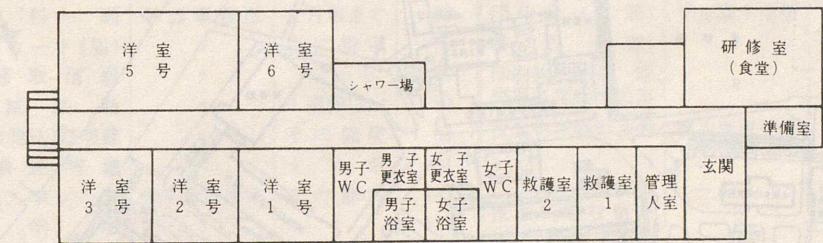
長野県下高井郡山ノ内町字東館7149
TEL 02693(4)2507



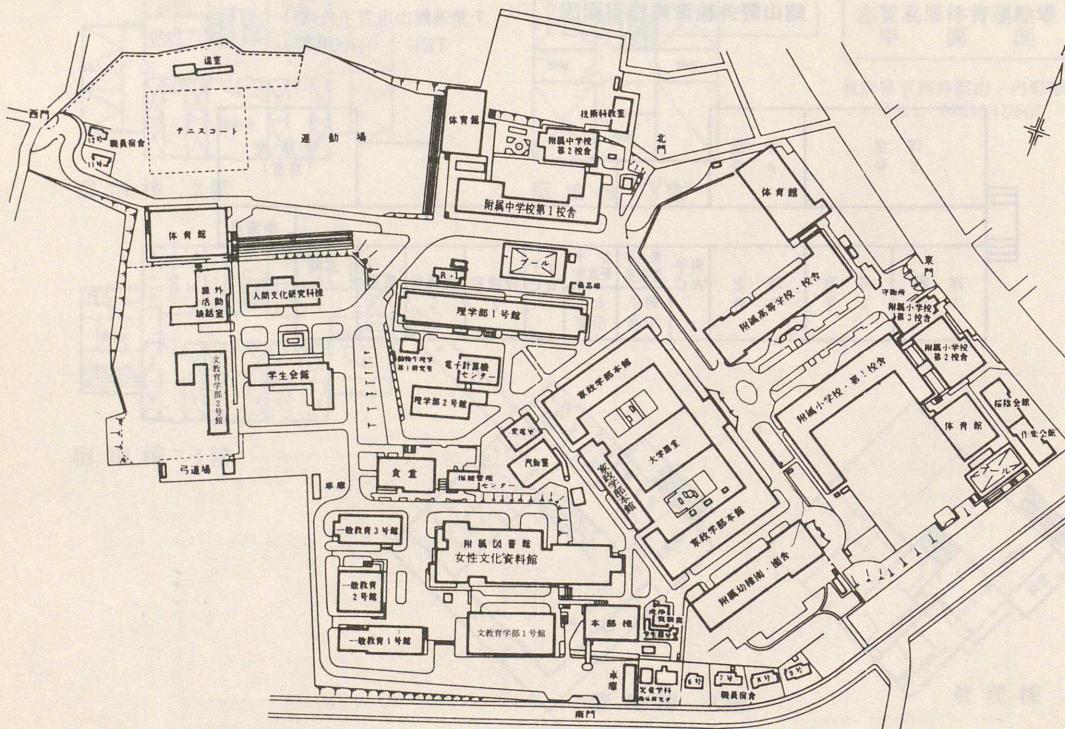
管理棟 1階

館山野外教育施設平面図

千葉県館山市香字長通11
TEL 0470(29)0979



お茶の水女子大学 配置図



附3 諸手続一覧

名 称	取扱係名	期 限	参 照頁	名 称	取扱係名	期 限	参 照頁
転 科 願	学部事務部	1月末まで	82	団体設立届(願)	学生課学生係	その都度	66・99
履修カード(届)	"	別に指示	79	集会届(願)	"	8日前	99
履修取消願	"	"	80	印刷物の配布、販売署名運動等届出	"	その都度	67・100
追試験願	"	1週間以内	80	授業料免除申請書	厚生課厚生係	前期 4.1~4.30 後期 9.1~9.30	117
卒業(見込)証明書	"	その都度	81	授業料徴収猶予(月割分納)申請書	"	授業料納付月以前	119
成績証明書	"	4日前	81	奨学生願書	"	掲示の都度	108
休 学 願	学生課教務係	その都度	133	就職推薦書	"	その都度	115
退 学 願	"	"	133	アルバイト・求職票	"	"	115
復 学 願	"	"	5	災害傷害保険	"	"	100
転学受験願	"	"	133	入寮願	厚生課学寮係	"	120
学 割 証	学生課学生係	"	132	退寮願	"	"	121
通 学 証 明 書	"	"	132	下宿・貸間等	"	"	126
在 学 証 明 書	"	"	133	学資貸付金申込	"	"	114
学 生 証	"	入学時	131	相談申込カード	保健管理センター	"	105
学生証再交付願	"	その都度	131	志賀高原体育運動場・館山野外教育施設使用申込書	会計課管財係	"	144・145
住 所 変 更 届	"	{直ちに	131・134				
保 証 人 変 更 届	"	"	134				
代理保証人変更届	"	"	134				
改 姓 届	"	"	131				
本 籍 変 更 届	"	"	134				



れんらく

外部から学生への個人的な連絡の取り次ぎは不可能ですが、病人その他緊急を要する場合は伝言・掲示等で連絡しますから、連絡板に注意して下さい。

郵便物

個人あての郵便物は、大学気付で出さないでください。やむをえず出す時は、あなたの所属学科名・学年を明記するようになし出人に連絡して下さい。

自治会や文化部、運動部宛の郵便物は学生会館の各部の郵便受に入れられます。

学内を美しく

最近は学内もいくぶんきれいになってきました。みんなの一層の協力をお願いします。日常の身のまわり、行事の後始末など特に注意して、みんなで美しく気持ちよい学内にしましょう。

盗難予防

授業には教室の移動が多いので、席を立つ時には、必ず身の廻りに気をつけ、また盗難予防についても各自で気をつけてください。

火災予防

屋外屋内とも火気の処理については各自が注意し火災予防に協力してください。所定のもの以外のコンロ、暖房器具等の使用は禁じられており、構内でたき火も禁じられています。廃品を焼却する必要がある場合は焼却炉を使用してください。

遺失物

学内の遺失物は、学生課で取り扱っています。学内で落し物を拾得したとき、また忘れ物をしたときは、学生課へ届け出て下さい。



お茶の水女子大学
東京都文京区大塚2丁目1番1号
電 話 (943) 3151 大代表
小石川寮 (945) 0044
大山寮 (958) 0131~0134

